

平生町告示第34号

平成19年第1回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成19年2月21日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成19年3月7日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

新本 俊彦君	淵上 正博君
藤村 政嗣君	山名 喬二君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
河内山宏充君	増野 洋樹君
河本 史朗君	吉國 茂君
鍛冶原重雄君	安村 忠男君
福田 洋明君	川本 健吾君
平岡 正一君	

3月8日に応招した議員

3月19日に応招した議員

応招しなかった議員

曾田 文彦君

平成19年 第1回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成19年3月7日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成19年3月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員提出議案第1号 平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第1号 平成18年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成18年度平生町老人医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成18年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 平成19年度平生町一般会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成19年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成19年度平生町老人医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成19年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成19年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成19年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 平生町副町長の定数を定める条例
- 日程第22 議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う条例の整備に関する条例

- 日程第23 議案第19号 平生町課制条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平生町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第21号 平生町交通災害共済条例を廃止する条例
- 日程第26 議案第22号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第23号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第24号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第26号 一般職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第27号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第28号 平生町交通災害共済事業特別会計条例を廃止する条例
- 日程第33 議案第29号 行政財産の使用料に関する条例
- 日程第34 議案第30号 平生町地域福祉基金条例を廃止する条例
- 日程第35 議案第31号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第36 議案第32号 周東環境衛生組合規約の変更について
- 日程第37 議案第33号 柳井地区広域消防組合規約の変更について
- 日程第38 議案第34号 柳井地区広域事務組合規約の変更について
- 日程第39 議案第35号 田布施・平生水道企業団規約の変更について
- 日程第40 議案第36号 熊南総合事務組合規約の変更について
- 日程第41 議案第37号 熊南地域休日診療施設組合規約の変更について
- 日程第42 議案第38号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第43 議案第39号 字の区域の変更について
- 日程第44 報告第1号 平生町土地開発公社の平成19年度事業計画及び資金計画並びに予算について
- 日程第45 一般質問及び質疑

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(13日間)
- 日程第4 議員提出議案第1号 平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部

を改正する条例

- 日程第5 議案第1号 平成18年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成18年度平生町老人医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成18年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 平成19年度平生町一般会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成19年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成19年度平生町老人医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成19年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成19年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成19年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 平生町副町長の定数を定める条例
- 日程第22 議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う条例の整備に関する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町課制条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平生町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第21号 平生町交通災害共済条例を廃止する条例
- 日程第26 議案第22号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第23号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第24号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第26号 一般職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する

## 条例

- 日程第31 議案第27号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第28号 平生町交通災害共済事業特別会計条例を廃止する条例
- 日程第33 議案第29号 行政財産の使用料に関する条例
- 日程第34 議案第30号 平生町地域福祉基金条例を廃止する条例
- 日程第35 議案第31号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第36 議案第32号 周東環境衛生組合規約の変更について
- 日程第37 議案第33号 柳井地区広域消防組合規約の変更について
- 日程第38 議案第34号 柳井地区広域事務組合規約の変更について
- 日程第39 議案第35号 田布施・平生水道企業団規約の変更について
- 日程第40 議案第36号 熊南総合事務組合規約の変更について
- 日程第41 議案第37号 熊南地域休日診療施設組合規約の変更について
- 日程第42 議案第38号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第43 議案第39号 字の区域の変更について

## 出席議員（15名）

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1 番 新本 俊彦君  | 2 番 湊上 正博君 |
| 3 番 藤村 政嗣君  | 5 番 山名 喬二君 |
| 6 番 細田留美子さん | 7 番 柳井 靖雄君 |
| 8 番 河内山宏充君  | 9 番 増野 洋樹君 |
| 10番 河本 史朗君  | 11番 吉國 茂君  |
| 12番 鍛冶原重雄君  | 15番 安村 忠男君 |
| 16番 福田 洋明君  | 17番 川本 健吾君 |
| 18番 平岡 正一君  |            |

## 欠席議員（1名）

- 13番 曾田 文彦君

## 欠 員（なし）

## 事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君

書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山田 健一君	教育長 .....	合頭 興亞君
政策調整室長兼出納室長 .....			佐竹 秀道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....			高木 哲夫君
企画課長 .....	吉賀 康宏君	町民課長 .....	田尾 正昭君
税務課長 .....	洲山 和久君	健康福祉課長 .....	河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長 .....			松井 稔君
建設課長 .....	安村 和之君	佐賀出張所長 .....	木谷 巖君
教委総務課長 .....	福本 達弥君	教委社会教育課長 .....	弘中 賢治君
財務班長 .....	池田 真治君		

午前9時00分開会・開議

議長（平岡 正一君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成19年第1回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（平岡 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において増野洋樹議員、安村忠男議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（平岡 正一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は13日間と決しました。

・

日程第3．諸般の報告

議長（平岡 正一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布してあります議会日誌、議員派遣の件、議員派遣の報告のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成19年1月分及び2月分の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第199条第9項の規定による定例監査の結果報告及び地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告はお手元に配布のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．議員提出議案第1号

議長（平岡 正一君） 日程第4、議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。河本史朗議員。

議員（10番 河本 史朗君） 提案説明。それでは、御提案いたしております議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御承知のように、平生町議会議員の報酬につきましては、現下極めて厳しい社会経済情勢を受けとめ、町民の皆さんとともに痛みを分かち合う趣旨のもとに、平成17年4月から平生町議会議員の報酬の特例に関する条例に基づきまして、報酬月額の10%を自主的に削減いたしているところであります。

しかしながら、国においては景気回復は続いていると言われているものの、地方においては依然として厳しい社会経済情勢は好転せず、憂慮すべき状況は続いており、町民生活に多大な影響をもたらしている状況にあります。

このため、町民の皆様から負託を受けた我々町議会議員としても、このような現状を重く受けとめ、議員みずからが目に見える形で姿勢を示すべきであるとの認識のもとに、報酬月額の10%削減期間を現在19年3月31日までといたしておりますが、1年延長して、平成20年3月31日まで継続しようとするものであります。

以上、今回6名の提出者を代表して提案いたすものであります。議員の皆様方におかれましては、経過と趣旨を御理解の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

#### 日程第5．議案第1号

#### 日程第6．議案第2号

日程第 7 . 議案第 3 号  
日程第 8 . 議案第 4 号  
日程第 9 . 議案第 5 号  
日程第 1 0 . 議案第 6 号  
日程第 1 1 . 議案第 7 号  
日程第 1 2 . 議案第 8 号  
日程第 1 3 . 議案第 9 号  
日程第 1 4 . 議案第 1 0 号  
日程第 1 5 . 議案第 1 1 号  
日程第 1 6 . 議案第 1 2 号  
日程第 1 7 . 議案第 1 3 号  
日程第 1 8 . 議案第 1 4 号  
日程第 1 9 . 議案第 1 5 号  
日程第 2 0 . 議案第 1 6 号  
日程第 2 1 . 議案第 1 7 号  
日程第 2 2 . 議案第 1 8 号  
日程第 2 3 . 議案第 1 9 号  
日程第 2 4 . 議案第 2 0 号  
日程第 2 5 . 議案第 2 1 号  
日程第 2 6 . 議案第 2 2 号  
日程第 2 7 . 議案第 2 3 号  
日程第 2 8 . 議案第 2 4 号  
日程第 2 9 . 議案第 2 5 号  
日程第 3 0 . 議案第 2 6 号  
日程第 3 1 . 議案第 2 7 号  
日程第 3 2 . 議案第 2 8 号  
日程第 3 3 . 議案第 2 9 号  
日程第 3 4 . 議案第 3 0 号  
日程第 3 5 . 議案第 3 1 号  
日程第 3 6 . 議案第 3 2 号  
日程第 3 7 . 議案第 3 3 号  
日程第 3 8 . 議案第 3 4 号

日程第39．議案第35号

日程第40．議案第36号

日程第41．議案第37号

日程第42．議案第38号

日程第43．議案第39号

日程第44．報告第1号

議長（平岡 正一君） 日程第5、議案第1号平成18年度平生町一般会計補正予算から、日程第43、議案第39号字の区域の変更についてまでの件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明並びに日程第44、報告第1号平生町土地開発公社の平成19年度事業計画及び資金計画並びに予算についての報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

今年の元旦も昨年同様、好天に恵まれ、大星山での初日の出は、近年類のないすばらしい眺望でありました。ことしは「亥年」であります。猪突猛進とか言われ、いい意味でも悪い意味でも使われる言葉であります。あの阪神淡路大震災から12年、ちょうど「いのしし年」の出来事でありました。関東大震災も「いのしし年」であったことを思うと、ことさらに平穏無事な1年であることを念じざるを得ません。あわせて、危機管理能力の向上に努めていきたいと決意を新たにいたしております。

また、昨年は日本海側を中心に大雪に見舞われ、犠牲者が続出した記憶がありますが、今年は打って変わって暖冬でありまして、平均気温は観測史上最高記録を更新いたしております。原因は地球温暖化や中・長期的な自然変動に加え、エルニーニョ現象であると分析をされております。暖冬による明暗は、業界にもはっきりとあらわれておりまして、テーマパークは好調、スキー場は雪不足、保温カイロは低調、花粉症薬前倒し、アイスクリームが売れて、おでんが売れず、野菜豊作で値崩れ、処分され、かんきつ類が人気といった状況でありました。自然の移ろいも、梅や菜の花が早いうちから咲きそろいまして、2月上旬には、3月下旬から4月上旬の気候を呈したところでございました。当然桜の開花も平年より早い便りが届くことになるでしょうが、春の早い到来はうれしい限りではありますが、地球温暖化の影響を考えると、将来に大きな不安を抱くところであります。

このような本日、平成19年第1回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず、多数の御出席を賜り、まことにありがとうございます。

本定例会に御提案をいたします議案は、平成18年度補正予算7件、平成19年度当初予算9件、条例14件、事件9件、同意1件と報告1件でございます。後ほど、順を追って御提案申

申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

今年は4年に1度の統一地方選挙の年でもあります。本町でも間もなく議会議員選挙が実施されます。議員各位にはこれまで4年間に御指導御鞭撻賜りましたこと、この機会に厚くお礼を申し上げたいと思います。私としましては、昨年末、町民の皆様方の信頼のもと、3期目の町政の推進を担うことになり、昨年12月にるる決意を述べさせていただきました。厳しい状況の中で、「協働のまちづくり」を合言葉に取り組みをしまいたいと思いますので、さらなる御理解と御協力をお願い申し上げます。

提案前に、まず、本町の行財政のあり方について御報告申し上げます。

平成17年度から緊急行財政改革プログラム、さらには本年度から第四次行政改革大綱、集中改革プランによって、5年間にわたる改革期間を設定し、鋭意取り組んでいる最中であります。

その内容は、「行政の簡素・効率化」、「組織・機構の簡素・効率化」、「定員管理の適正化及び給与制度の見直し」、「財政の健全化対策」の4つの柱に基づき、住民との協働のまちづくりをポイントとして、理解と協力を得ながら、実践を図っているところであります。

予算的にも17年度においては47億円台、18年度においては44億円台に絞り込み、国の地方財政対策の縮減にあわせ、「入りをはかりて出るを制す」の言葉を忠実に実行しながら、行政サービスの見直しを行ってまいりました。この改革の遂行に当たっては、議会の皆さんや町民の方々にも御理解を賜りまして、御協力をいただいております。感謝を申し上げます。新年度におきましても、「安全安心、元気なまちづくり」と題して、行財政運営を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、第四次の行政改革大綱の進捗状況であります。特に「行政の簡素・効率化」における事務事業の見直しにおいては、実施計画の初年度ではありましたものの、前年度で大幅な見直しを実施していることから、小幅なものとなっております。特筆すべきは、行政評価の導入であろうかと思っております。「P・D・C・A」サイクルによる方式は、初めて具体化されたものであらうと思っておりますし、手探りの状況ではあります。改善を重ねて、今後に生かしていければと考えております。

民間委託の推進につきましては、指定管理者制度の導入も新しいものであります。その効果、成果については、長い目で見なければならぬものと考えています。

次に、「組織・機構の簡素・効率化」において、後ほど定員適正化に連動いたしまして、当然、組織・機構の見直しを進める必要があります。第1期の改革として、事業課の統合を図り、技術職員を集約することで機動性の高い業務遂行を目指してまいりました。さらに、第2期の改革として、総務系の統合を、今回お願いをいたしておりますように、この7月を目途に準備を進めているところであります。それぞれの機能分担の役割を明確化し、さらには今後のまちづくりにつ

いても、自治会活動から全体のまちづくりへと一貫性を図るものであります。事業課ともども、大きな集合体にはなりますが、それぞれに専門性を持たせた班体制とすることで、7月に任命する予定であります副町長ともども、意思の疎通を図ってまいる考えであります。また、地方自治法の改正に伴い、会計管理者を設置する必要も生じたので、所要の改正も行ってまいります。

次に、「定員管理の適正化及び給与制度の見直し」でございます。定員管理につきましては、退職者の欠員不補充を原則として進めてまいりましたが、今年度、早期退職者が8名を数え、執行体制に支障を来すことから、急遽、職員採用試験を実施し、懸案でありました身体障害者を含めて3人の新規採用をすることによって、激変緩和、新陳代謝を図ってまいりたいと思います。結果的には、それでも集中改革プランに掲げる平成19年度における実人員数を下回るものとなっております。人力的には統廃合効果によるスリムな体制を目指すものとなっております。

給与制度の見直しにつきましては、今年度から地域給与の導入を図るなど、これから人事評価制度の構築など、課題がありますので、職員組合との協議も十分行いながら、取り組んでまいりたいと思います。

「財政の健全化対策」におきましては、歳入の確保を図ることを課題として掲げ、この1年間、それぞれ検討を重ね、使用料、手数料については昨年条例改正をお願いをいたしました手数料の50円の引き上げ、さらには行政財産の目的外使用の規定と、複写機、印刷機の利用料の設定を、税の検討では、都市計画税の導入準備を、税込確保施策については、原課の徴収の強化に取り組むとともに、今後のあり方についてを、財産処分については、町有地の未利用地の処分計画を策定し、特別歳入にあつては、広告収入に取り組むとともに、災害時対応型自動販売機の導入などを図ってきたところであります。

それでは、ここで内外の話題に触れてみたいと思います。

少子高齢化の波は、予想より早く日本に訪れておりまして、2005年の合計特殊出生率は1.26という、過去最低を記録するなど、柳沢厚生大臣の発言が世間から批判の嵐を受けましたように、今の世界において課題解決の方法は大変困難をきわめるものであります。しかし、厚生労働省の試算で、2040年の出生率について、少子化対策が功を奏すると仮定したなら、出生率が1.4から1.75に回復するとありますが、結婚増や雇用改善が絶対的条件であります。とはいいながら、2006年の速報値では、1.30を超えたという報道があります。団塊世代のジュニアがちょうど子育て世代に直面していることも、数値が回復をした理由の一つでもあると思います。

国民生活でも残忍な幼児や児童の殺害事件が多発し、耐震データの偽造事件、官製談合の摘発など、後を絶ちません。人としてのモラルの崩壊は、長年にわたる制度の疲労にも影響しているのかもしれませんが、根本的に何かが欠けていると言えます。不二家の問題がその象徴でもあり

ます。消費期限切れの牛乳を製造に使うなど、コスト削減や利益を優先した食の安全を軽視する企業の無責任な姿勢が浮き彫りにされたところでもあります。過去の雪印乳業の集団食中毒事件などの教訓は生かされず、消費者の信頼を取り戻すのは容易なことではないはずです。

また、ガス器具事件、データ捏造事件、やらせ問題など、人と企業の信頼関係が崩れることが連続して報道される中であって、悲しみの出来事がありました。人間としての強さと申しますか、忘れられかけているますらおを見る思いがいたしました。それは、東京板橋で起きた警察官の殉職であります。自殺志願者の命を助けるために犠牲となったことは、自己中心的な考え方が蔓延している現下の世情にあって、人々に深い感動を与え、人とはどうあるべきかを教えてくれた事柄ではないでしょうか。その勇気と責任感、使命感が今の社会に投げかけた意味は大変重いものがあると思います。

次に、現在の景気拡大は、平成14年2月から始まり、戦後最長だったいざなぎ景気の57カ月間を昨年の11月に超え、2月の月例経済報告でも、「消費に弱さが見られるものの、回復している」と、さらなる拡大を続けております。先月15日に内閣府が発表した10月から12月の国内総生産は年率換算で4.8%増と11四半期ぶりの高い伸びを示しました。景気の腰折れ、失速などの悲観論はほぼ払拭されました。市場も株高、円高に動いておりましたが、エコノミストの間では急回復を支えた個人消費の伸びを一時的と見る見方が多く、高成長は、景気の本格回復を反映したものなのか、単なる瞬間風速なのか、楽観論と慎重論が交錯しているようであります。

日銀は、このような経済情勢を慎重に分析した結果、金利の引き上げを行いました。その後、中国発と言われておりますが、世界同時株安という局面が引き起こされております。今後も金利差による収益を求めて、世界を飛び回る投資マネーの動向に注意が必要であります。

とはいいいながら、庶民にとって、問題なのは賃金が上がらない構造的な問題があります。12月にあっても、ボーナスを含めて、前年同月比マイナスになっておまして、景気の家計への波及は鈍いものとなっております。これは、非正規雇用の比重が高まっているものと分析されているからであります。

その雇用の状況であります。高校生の就職内定率は9年ぶりの高水準で、12月末時点で81.5%、前年同期を3.6%上回り、4年連続の上昇であります。山口県では、1月末で90.6%の内定率となっております。これは、団塊世代の退職に伴い、採用数の伸びが見られることが原因だと思われませんが、既に2007年の採用枠も拡大、大学卒初任給のアップなどという景気のいい話が伝わっているマスコミ報道となっております。

ここで、平成19年度の地方財政計画について申し上げます。

規模が83兆1,300億円、前年度比200億円減と、6年連続のマイナスであります。公

債費を除く一般歳出は1.1%減の65兆7,400億円で、地方交付税は、地方自治体に配分する出口ベースで15兆2,000億円と4.4%の減少であります。一般財源総額は前年度を上回って確保され、0.9%増の59兆2,266億円となっております。そのうち、地方税は、税源移譲、税制改正の効果で、40兆3,728億円、前年比15.7%増、市町村分は10.1%の伸びということになっております。景気の復調を考慮に入れ、19年度の地方財源不足は、昨年の8.7兆円程度から、半減をして、4.4兆円程度と試算されておりますように、歳出の削減に伴い、数字の上からは景気回復の影響があらわれております。

次に、国と県の予算に若干触れておきます。

国の予算は、昨年末に発表がありまして、閣議決定を経て、3月3日の未明、衆議院で可決をいたしました。昨年に引き続き、年度内成立が確定をいたしているところであります。

予算編成の基本的な考え方は、平成23年度に国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、簡素で効率的な政府を実現するため、財政健全化の努力の継続の方針のもと、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うことといたしております。

一般会計予算規模は82兆9,088億円、前年度比4.0%の増、昨年8年ぶりに80兆円を割り込む緊縮型となりましたが、2年ぶりに回復をいたしました。政策的経費である一般歳出は46兆9,784億円、前年度比1.3%増で、3年ぶりの増加となっております。税収は地方への税源移譲分を除いても、16.5%増の53兆4,670億円、3年連続の増加でありまして、税収割合は、前年度の57.5%から、64.5%に改善をされています。財源不足を補うための新規国債の発行は、15.2%減の25兆4,320億円で、1998年以来、最低の水準となっております。

そのほか、平成19年の国内総生産は、521.9兆円、名目成長率は2.2%程度、実質成長率は2.0%程度と見込まれている中で、19年度末の国債残高は、547兆円、国と地方の長期債務残高が773兆円に増え、国内総生産、GDPの1.48倍という、先進国では断トツに高いものとなっております。

次に県の予算であります。先月14日に発表されまして、一般会計が7,208億円、前年度比1.3%の減、7年連続のマイナスとなっております。二井知事は「政策課題対応型予算で、マイナス予算であっても、重点施策に財源を投入しており、県民生活に直接大きな影響を与えることはない」と位置づけて、財政の健全化に向けて、一定の見通しを立てることができたと評価されております。

確かに、県債残高は過去最高の1兆1,609億円に上るものの、2009年度末をピークに減少に転じるという見通しを指してのことだろうと思われませんが、中期財政見通しによる財源不足額は、微減傾向ではありますが、依然300億円近い不足が見込まれておりまして、道の

りは厳しいという見方が大半であります。

このような、国・県の財政事情を踏まえて、本町にあっては、冒頭で申し上げましたように、17年度から開始しました緊急平生町行財政改革プログラム、今年度の第四次行革大綱に掲げる持続可能なまちづくりの継続として、「安全安心・元気なまちづくり」と題して予算を編成し、集中改革期間の5年間の第3年次として行政展開を図ってまいりております。

規模的には、置かれた財政状況を反映して、堅実型の予算組みとし、対前年度比2.7%増の45億9,000万円となり、3年ぶりにプラスに転じたものであります。平成19年度は、ケーブルテレビ事業の実施における上関町分を含むため、これらを除くと実質1.7%増の規模となっております。

さらに、公債費の増加を除くと1.3%増というように、その伸びは小さくなるものであります。

特別会計は、渡船事業と交通共済事業が廃止されましたので、8会計合わせまして、対前年度比2.9%増の50億1,053万2,000円となり、全会計となりますと、2.8%の増加で、96億53万2,000円、当初予算は3年ぶりに増加に転じたものになっておりますが、原因は医療3会計の社会保障関係の大幅な伸びによるものでありまして、余り喜ばしいものではありません。

それでは、具体的予算の説明前に、歳入歳出の特徴的なことを申し上げておきます。

歳入におきましては、町税が平成17年からプラスに転じ、今年度は税源移譲や定率減税の廃止の影響もありまして、14.6%という大幅な伸びとなっておりますが、法人町民税は全国的な傾向とは一致をいたしておりませんで、減額の見込みであります。しかも、税源移譲分を除くと、全体で6.5%の伸びという内容であります。実質、国の示す計画どおりには推移していないように思われてなりません。

地方譲与税は、税源移譲により、大きく減額となり、地方交付税は、先ほどの地方財政対策で申し上げましたように、国の出口ベースで4.4%の減額に伴い、普通交付税は、引き続き、減額を余儀なくされ、特別交付税におきましても、大きく減額となっております。

国・県の支出金の大幅な増額は、ケーブルテレビ事業、児童手当の制度改正に伴うものが主なもので、繰入金は、財政基金、ふるさと振興基金とまちづくり基金からの繰り入れであります。

町債も減額であります。この中身については、臨時財政対策債、建設事業や地域イントラ整備事業の適債事業の減少などによるものが主な理由であります。

次に歳出であります。建設事業につきましては、できるだけ単独事業予算を計上いたし、全体的に工事請負費としては前年同様の2億円余りを確保いたしております。

補助事業につきましては、広域漁港整備工事も完了となりましたので、海岸保全事業へシフト

するなど、適度な補助事業を確保するとともに、全体の建設事業の維持を図ることで、引き続き単独事業とのバランスをとってまいりたいと考えております。

総務費、民生費の伸びはケーブルテレビ事業、児童手当、後期高齢者医療制度のほか、国保など、医療3会計への繰出金に係るものが主な要因であります。

教育費の減額は、事務事業の見直しをはじめ、人件費、工事請負費などの減額が主なものであります。

公債費の伸びは、平成15年度の臨時財政対策債の元金償還が始まったことによるものであります。

それでは、前年度に引き続きまして、5つの柱に基づいた考え方でもって、予算を位置づけいたしておりますので、それに触れながら説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目は、「安全、安心のまちづくり」であります。

昨年の交通事故での死者数は全国で6,352人、51年ぶりに6,500人を下回る結果となり、まことに喜ばしい限りであります。一方では、人が人を傷つける行為が日常茶飯事に発生をいたしております。改めて安全、安心の状況や状態とはということを考えてみますと、一つは「危険がない状態」、2つ目に「備えがある状態」、3つ目に「頼る存在がある状態」、4つ目に「心が落ちついている状態」が考えられます。こういった環境を提供できるかどうか、そのまちの安全度のバロメーターであろうと考えております。

また、外国からの武力攻撃に備えて、昨年「平生町国民保護計画」を策定をいたしました。これも安全、安心の一環でありますし、地域のことは地域で守る上で、自主防災組織の存在や消防団員の存在は意義あるものであります。

消防団員は、全国的に減少傾向が問題化されていますものの、本町におきましては、ありがたいことに、積極的な活動に取り組んでもらっているところであります。

医療制度につきましても、時代にマッチした制度の展開が求められております。後期高齢者医療広域連合の発足も、新しい試みとして、75歳以上の高齢者を対象にした新たな制度がスタートいたします。老人医療費の増大により、高齢者が不安を持つことがなく、適正な医療を受けられるように、環境整備を図ることも安心を提供するものと考えます。

このように、町民の安全、安心の環境を構築していくことが、今求められているものと思っております。

自主防災組織、防犯パトロール隊、子ども見守り隊、子ども110番の車など、献身的なボランティア活動によって、町民に関心が高まっていることは大変うれしい限りであります。これらの意思を尊重しながら、最優先課題でもあると認識をいたしまして、編成作業に当たったものであります。

次に、「協働のまちづくり」であります。

近年、協働の概念は地方自治の分野でまちづくりに不可欠のものと位置づけられているものがあります。住民と行政がともに協力して課題解決に向けた取り組みをしていこうというものであります。協働は責任と行動において、相互に対等であることが不可欠であり、行政も地域住民の一員として、住民の目線で協働に携わることが望ましいとも言われています。その意味で、自助、共助、公助の明確化を図っていくとともに、行政の役割分担をはっきりさせなければなりません。政策的には、自治会活動を活性化させることが重要であると認識し、活動費の交付基準を改めることや、地域の力発揮事業の充実、花いっぱい運動など、地域活動のより強い連帯のきずなを求めて、協働の仕掛けをしてまいりたいと思います。

第3点目に、「子どもたちの育成環境づくり」であります。

今、教育3法案、地方教育行政法、学校教育法、教員免許法の3つがさきの教育基本法改正後において、改正に向けて最終段階に入っております。特に教育委員会制度の見直しをめぐり、教育再生会議と規制改革会議の対立の構図が表面化いたしておりますが、必置規制撤廃の規制改革会議と、国の権限を強める再生会議の考え方は、相反するものでありまして、中央教育審議会でも、賛否両論で、ようやく案がまとまったようですが、焦点は、今後の法案作成に移ってまいります。その本質は、今の社会、教育というものを何とかしなければいけないということにあるものと思われまます。子どもたちを健全に育成支援していくという責任が、社会には存在するわけで、いろいろと課題を克服していかなければなりません。

また、給食費未納問題が全国的にも問題視されるなど、払えるけども払わないという悪質なものが増えている状況には危惧を持ちます。保護者として義務を果たすことができない責任は、非常に大きいものがあると言えます。

施策的には、乳幼児から中学生に至るまで、子育て世代の者に対して、きめ細かな対応をとってまいりたいと考えております。既に新聞紙上で報道がありましたように、周東総合病院の小児科につきまして、存続が危ぶまれておりましたが、当面、2年間の緊急措置として、医師2名の派遣が継続されることになりました。これまで、地域医療を守るため、郡医師会や柳井医師会など、関係機関の努力が評価をいただけたものと感謝する次第であります。今後は、従来の休日昼間の診療に加え、平日夜間の午後7時から午後10時までの間について、在宅当番医制度を開始することになりますが、1市3町で実施を予定しております、休日夜間救急診療所を一刻も早く開設することが子育て支援に結びつくものと確信を持ちますし、その実現に向けて努力をしてまいりたいと思います。

次に、「定住を促進する元気なまちづくり」であります。

まず第一は、ケーブルテレビの基盤施設整備事業であります。情報化時代へ対応する基盤整備

として、上関町との共同事業となりますが、円滑な推進を図ってまいりたいと思います。

次に、地球温暖化は、確実に進んでおりまして、ある報告によりますと、「人的影響の可能性は9割を超す。今後も気温上昇が続き、実害も避けられそうにない」との内容に、多くの人が抱く不安を科学的に裏づけていこうとするものであります。特に、温室効果ガスの削減は喫緊の課題であり、京都議定書だけでは不十分なことがはっきりしてまいりました。今、チームマイナス6%という言葉が合言葉のように利用されていますが、真剣な取り組みをしないと、将来に禍根を残すこととなります。このまま進むと、今世紀末には、最大で気温が6.4度、海水面が59センチ上昇し、台風、ハリケーンの強さが増すということは、地球の危機に直面をするということでもあります。現在においても、そのはしりは見られ、地球の各地で異常気象による災害が発生をしているところであります。

このような、未来に対し、今を生きる我々、私たちは責任を果たしていかなければなりません。その意味で、昨年度から策定しております地域新エネルギービジョンは、地域の資源をどう生かしていけるか。木質系バイオマス等による発電等、検討調査の実現性の是非も追求をしながら、少しでも地球環境や定住環境の整備に向けて、魅力あるまちづくりにも配慮した予算組みを追及してまいりました。

定住を促進する上で、働く場の確保も最大の課題であります。これに関連して、うれしいニュースでは、永大産業の東証第2部への再上場が挙げられます。上場によって、会社資産の価値を高め、景気回復の中で、着実に企業として成長することが、本町にも波及効果をもたらすこととなりますので、大いに期待をいたしているところであります。

最後に、「持続可能なまちづくり」についてであります。

安倍総理は、1月の通常国会の施政方針演説で、魅力ある地方の創出として、地方分権を徹底して進め、交付税、補助金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めるとともに、地方公共団体の財政力の格差の縮小を目指しますと述べています。

しかしながら、国の財政再建が優先をされがちなところでありまして、地方自治体は必要最小限の歳出にも歳入が見合っていない状況に追い込まれております。

あの話題をさらった夕張市再建計画は、353億円を18年間で返済するというものであります。2024年まで、国や北海道から一定の支援を受けられる見通しになったことから、当初計画から高齢者、子どもの住民負担を一部緩和されましたが、金利の上昇が予測される中、どちらにしても、再建とはいいいながら、部課長クラスがほとんど退職する中で、そのかじ取りが危ぶまれております。残った若い職員によって、まちに元気を取り戻してほしいものだと思っております。本町においても、元気な行財政運営をしていかなければなりません。先般も、職員に対し、「役場の雰囲気は沈んではいけない。こういう時代であるからこそ、町民と一緒に何ができるか

を考えて、ともに進んでいかなければいけない」と激励をさせていただいたところであります。

当面は、第四次行政改革大綱に基づく改革を進めているところでございますが、基金残高が懸念されるところまで落ち込んで参っておりますので、歳入のさらなる確保を図りながら、再度新しい視点で取り組みを強化してまいりたいと思います。

その意味で、自治法の改正とはいえ、副町長を設置し、内外に対し、より明確にマネジメント機能を強化してまいります。機構改革による一体性を持って、この難局に立ち向かう決意でありますので、今後とも御指導、御協力をお願い申し上げる次第であります。

以上、5つの柱の基本的な考え方を申し上げましたが、これからは議事日程に基づき、それぞれ個別に御説明申し上げたいと存じます。

説明の前に、先ほどは、議員提出議案として、平生町議会議員の報酬に関する条例の一部を改正する条例につきまして、現下の財政状況を踏まえられ、自主的に御提案をいただきましたことにつきまして、改めて敬意を表しますとともに、皆様方の御協力に感謝を申し上げます。

それでは、御提案をいたしました各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第1号平成18年度平生町一般会計補正予算であります。

歳出の主なものより申し上げます。20ページの一般管理費では、今年度退職予定者の職員の退職手当に要する退職手当組合負担金を計上いたすものであります。

21ページにかけましての情報通信費では、広報用の印刷製本費や、地域イントラ基盤施設整備事業負担金の入札減などによる減額が主なものであります。

財産管理費では、各種基金の運用利子の精算と、財政基金につきましては、地域福祉基金の一般財源化による精算金をあわせて、今後の財政需要に対応するため積み立てをいたすものであります。

22ページにかけましての、企画振興費では、新エネルギー重点テーマ詳細ビジョン策定調査業務や、まちづくり基金事業補助金につきましては、事業費の確定見込みによりまして減額いたしますほか、新たに地方バス路線維持対策費補助金を計上するものであります。

23ページからの町長選挙費につきましては、精算により減額いたすものであります。

25ページの老人福祉総務費につきましては、新たに養護老人ホームの特定施設化に向けてのバリアフリー化などに要する経費を計上いたしております。また、介護保険事業特別勘定への繰入金につきましては、保険給付費などの確定見込みによる減額補正であります。

27ページ、予防費につきましては、乳幼児予防接種委託料を実績見込みにより減額するものが主なものであります。

28ページにかけましての健康づくり推進事業費では、受診者数の見込みによりまして、基本健康診査等の委託料を減額あるいは増額いたすものであります。

環境衛生費では、浄化槽設置整備事業費補助金につきましては、事業費の確定見込みにより減額するものであります。

30ページの漁港建設事業費におきましては、広域漁港整備事業につきまして、事業最終年度となりますことから、精算によりまして減額いたすものであります。

33ページの港湾建設費では、港湾整備事業県負担金を確定見込みにより減額するものであります。

34ページ、下水道整備費の下水道事業特別会計繰出金では、下水道事業特別会計における事業費確定見込みや、公債費利子の減額などによりまして減額となるものであります。

36ページの小学校費の学校管理費では、平生小に難聴教室、佐賀小に特別支援教室をそれぞれ設置する必要があることから、改修に要する経費を新たに計上いたしております。

37ページの土木施設単独災害復旧費と平成18年土木施設災害復旧費につきましては、それぞれ確定見込みによりまして減額するものであります。

それでは続きまして、歳入について御説明申し上げます。10ページの町税につきましては、町民税個人分と固定資産税につきましては、増収を見込めますものの、町民税法人分につきましては、予算を下回る見込みとなっておりますことから、減額補正いたし、町税トータルとしては総額に変動はないものであります。

11ページにかけた各交付金につきましては、確定見込みによりまして、それぞれ減額あるいは増額補正いたすものであります。

12ページ、地方交付税のうち、普通交付税につきましては、調整額でのカット相当額が国の補正予算で措置されたことに伴い増額し、特別交付税につきましては、各地で発生した災害対策分などにより、本県への配分額も大きく減少する見込みとの県の指摘により、減額をするものであります。

町営住宅使用料につきましては、主にホームタウンひらおの新築24戸の入居者分を追加計上いたすものであります。

13ページから16ページにかけましての国庫支出金、県支出金につきましては、おのこの事業の確定見込みによります特定財源の補正であります。

17ページの繰入金では、まちづくり基金繰入金につきまして、事業費の確定見込みにより減額補正いたすものであります。

諸収入の雑入では、オータムジャンボ宝くじを原資とする市町村振興宝くじ交付金と港湾使用料分配金を新たに計上いたしておりますほか、地域福祉基金の条例廃止により、一般財源化した

しますことに伴いまして、精算金として計上いたしております。

19ページまでの町債では、各事業の確定見込みによるもののほか、総務債の退職手当債ほか、教育債などについては、県との協議の上、新たに計上いたすものであります。

以上、今回の補正額は、7,656万5,000円を追加いたしまして、平成18年度平生町一般会計予算総額は47億956万4,000円と相なるものであります。

なお、6ページ、第2表の繰越明許費につきましては、養護老人ホーム整備事業のほか、2件を翌年度に繰り越しまして、事業実施するため計上いたすものであります。

7ページにかけましての第3表、地方債補正につきましては、起債充当率等を勘案いたし、起債額の追加及び変更をいたすものであります。

なお、39ページからの給与費明細書、42ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、議案第1号平成18年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

補正額は、3,927万6,000円を減額し、予算総額は14億5,357万1,000円に相なるものであります。

歳出であります。9ページの一般及び退職の被保険者等療養給付費は、実績勘案によりまして、それぞれ減額あるいは増額いたすものであります。

10ページの高額療養費につきましても、実績勘定によりそれぞれ減額及び増額補正するものであります。

11ページの老人保健医療費拠出金につきましては、事業費の確定によりまして、増額補正をいたすものであります。

12ページの共同事業拠出金の高額医療費拠出金につきましても、事業費の確定によりまして、減額補正いたすものであります。

13ページの予備費につきましては、追加計上するものであります。

6ページからの歳入につきましては、国庫支出金や県支出金や療養給付費交付金など、それぞれ確定や確定見込みによりまして計上するものであります。

続きまして、議案第3号平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正額は39万4,000円を追加いたし、予算総額は1,879万7,000円と相なるものであります。今回の補正につきましては、歳入のうち、渡船使用料と県支出金につきまして、確定により追加計上いたし、歳出においてその同額を共同運航事業負担金に増額計上いたすもので

あります。

続きまして、議案第4号平生町老人医療事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正額は179万9,000円を減額し、予算総額は16億4,136万3,000円と相なるものであります。

今回の補正予算は、8ページの歳出であります。医療支給費を見込みにより減額いたし、6ページからの歳入において、負担割合に応じて変更するものであります。

続きまして、議案第5号平成18年度平生町下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正額は627万7,000円を減額し、予算総額は6億9,846万6,000円となるものであります。

今回の補正は、9ページからの歳出でございます。下水道管理費におきましては、下水道事業の消費税につきましての中間納付分を追加いたしますほか、下水道整備費につきましては、見込みによりまして管渠布設工事費のほか、物件移転費補償費の減額が主なものであります。

7ページからの歳入につきましては、受益者負担金におきましては、見込みによりまして増額をいたしております。そのほか事業費確定見込みに伴い、一般会計繰入金及び町債につきまして、それぞれ補正をいたすものであります。

4ページ、第2表の繰越明許費につきましては、管渠布設工事に伴う事業費を翌年度に繰り越して実施するために計上するものであります。

第3表の地方債補正につきましては、対象事業費の変動によりまして、起債額を変更するものであります。なお、11ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第6号平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正額は274万円を減額し、予算総額は1億5,972万7,000円と相なるものであります。

今回の補正につきましては、8ページの歳出で、見込みによりまして漁業集落排水施設整備費の工事請負費の増額と、物件補償費の減額が主なものであります。

7ページの歳入につきましては、事業費確定見込みに伴います町債の減額が主なものであります。また、4ページの第2表、繰越明許費につきましては、管渠布設工事に伴う事業費を翌年度に繰り越して実施するために計上するものであります。

第3表の地方債補正につきましては、対象事業費の変動に伴い、起債額を変更するものであります。

なお、9ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思ひます。

続きまして、議案第7号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

補正額は2,036万6,000円を減額いたし、予算総額は8億8,974万5,000円と相なるものであります。

今回の補正につきましては、11ページからの歳出では、一般管理費において後期高齢者医療制度の開始に伴います介護保険事務処理システム改修の委託料を新たに計上いたしております。

14ページにかけましての保険給付費の各サービスにつきましては、それぞれ確定見込みにより増額あるいは減額いたすものであります。

16ページの地域支援事業費につきましても、それぞれ確定見込みにより減額するものであります。

7ページからの歳入につきましては、介護保険料や国庫支出金、支払基金交付金、県支出金や一般会計繰入金について、おのおの見込みにより増額あるいは減額をいたすものであります。

また、4ページの第2表、繰越明許費につきましては、介護保険事務処理システム改修委託事業を翌年度に繰り越し実施するため計上いたすものであります。

以上で、平成18年度各会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（平岡 正一君） ここで暫時休憩します。午前10時5分から再開いたします。

午前9時51分休憩

.....  
午前10時05分再開

議長（平岡 正一君） 再開します。

山田町長。

町長（山田 健一君） 引き続きまして、議案第8号平成19年度平生町一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、議案とともに平成19年第1回平生町議会定例会資料をお配りいたしておりますが、この資料の2ページに平成18年度との款別比較並びに3ページに予算節別分析を明記いたしておりますので、予算書とあわせてごらんいただきたいと思ひます。

一般会計の予算総額は45億9,000万円でありまして、前年度対比2.7%プラスで、3年ぶりの増額となっておりますが、新規事業でありますケーブルテレビ整備事業につきまして、上関町との共同事業として事業実施の代表町となりますことから、2町分の事業費を計上いたしております、これを除く平生町の実質予算といたしましては、前年度比1.7%の増加になるも

のであります。

それでは、主要事業や新たなものを主体に、歳出から御説明申し上げます。

39ページからの総務費につきましては、6億5,640万7,000円でありまして、前年度対比7.1%の大幅な増加となっております。この主な要因といたしましては、先ほど申し上げました上関町との2町の共同事業でありますケーブルテレビ施設整備事業費の計上によるものであります。

一般管理費では、郵政民営化に向けた簡易郵便局業務の体制整備に伴う事務取扱員報酬や7月設置を予定いたしております副町長の人件費を新規計上のほか、自治会活動費につきましては、行政協力員手当を統合いたしまして、措置いたしているものであります。

42ページからの情報通信費ですが、継続事業といたしまして、広報ひらおの発行に要する経費のほか、先ほども触れました共同事業でありますケーブルテレビ施設整備事業補助金を新たに計上いたしております。

45ページからの企画振興費ですが、新規事業といたしまして、まちづくりシンポジウムの開催を予定いたし、所要の経費を計上いたしておりますほか、継続事業といたしまして、まちづくり基金事業は前年度同額の事業費を確保し、活力ある地域づくりを推進することといたしております。

49ページからの賦課徴収費ですが、徴収嘱託員につきましては、引き続き徴収体制を強化すべく予算措置をいたしております。また、都市計画税の賦課準備として、航空写真撮影など、所要の経費を計上いたしております。

52ページからの選挙費では、平成19年度に予定されている県議会議員や町議会議員のほか、参議院議員の各選挙に対しまして所要の経費を計上いたしております。

55ページの統計調査費では、新たに国勢調査第一次試験調査に要する経費を措置いたしております。

57ページからの民生費につきましては、11億9,772万3,000円でありまして、前年度対比4.8%の増加となっております。この主な要因といたしまして、障害者自立支援法関係経費や、制度拡充に伴う児童手当のほか、後期高齢者医療制度創設準備経費の増加によるものであります。

社会福祉総務費では、引き続き社会福祉協議会への補助金のほか、国保会計への繰出金の計上が主なものであります。

59ページからの老人福祉総務費につきましては、配食サービス事業をはじめとして、継続事業として、各種サービスを予定いたしておりますほか、介護保険事業勘定特別会計への繰出金が予算額の過半を占めております。

60ページからの福祉医療対策費では、引き続きまして福祉医療費の所要額を計上しておりますほか、後期高齢者医療制度の創設に伴い、システム整備や広域連合への負担金の新たな計上と、老人医療事業特別会計への繰出金が主なものであります。

63ページにかけましての障害者福祉費であります。障害者自立支援法の施行に伴い、名称や制度など、大幅に変動いたしております。予算計上額につきましても、個々のサービスに応じまして、必要額を措置いたしましたものでございます。

64ページからの児童環境づくり推進事業費では、継続事業といたしまして、児童クラブ事業や子育て支援センター事業につきましては、土曜日の開設をするなど、充実に努めますほかファミリーサポートセンター事業においても、育児の相互援助を図り、仕事と育児の両立と安心して働くことができる環境づくりを実現させることといたしております。

このほか、育児用品助成事業につきましても、引き続き所要額を計上いたしております。

65ページの児童措置費では、先ほども御説明いたしましたように、制度の拡充に伴いまして、大きく児童手当を増額いたしております。

67ページにかけましての保育所運営費では、新たに町立保育園3園に県警ホットラインを設置すべく所要の経費と各園の整備に要する工事負担費を措置いたし、法人保育園委託料は入園実績を勘案し計上いたしております。

70ページからの衛生費につきましては、3億1,921万9,000円でありまして、前年度対比2.5%の増加となっております。この主な要因といたしましては、合同斎苑への借入元金償還開始に伴います熊南総合事務組合への負担金の増加によるものであります。

保健衛生総務費では、継続事業といたしまして柳井地域救急医療と小児救急医療確保支援事業のほか、新たに柳井医療圏平日夜間診療事業と休日夜間診療所検討協議会負担金を計上いたしております。周東総合病院の負担軽減に広域で取り組むものであります。

71ページから72ページにかけましての母子衛生費では、継続事業といたしまして、不妊治療費助成事業に取り組むことといたしております。

予防費の委託料では、乳幼児や児童の予防接種について、個別接種にかかわる所要の経費を、また高齢者のインフルエンザ予防接種経費を実績勘案によって、引き続き計上いたしております。

74ページにかけましての健康づくり推進事業費では、基本健康診査について、個別検診のため所要の額を計上いたしております。

75ページにかけましての環境衛生費では、フラワーベルト整備業務につきまして、必要経費を精査し、引き続き計上いたすものであります。

浄化槽設置整備事業費補助金は、実績を勘案して所要の額を計上いたしております。

76ページからの清掃費では、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なもので

あります。

77ページからの労働費は、992万2,000円でありまして、前年度対比1.1%の増加となっております。予算内容につきましても、ほぼ前年度と同様であります。

79ページからの農林水産業費につきましては、3億610万3,000円でありまして、前年度対比1.5%の減少となっております。広域漁港整備事業費は、事業完了によりまして減少いたしますものの、漁港海岸保全事業に事業シフトさせているものであります。

80ページからの農業振興費では、いずれも新規事業として、やまぐちの多彩な園芸産地育成事業と町担い手育成総合支援協議会補助金を計上いたしております。本町の農業振興を図ることといたしております。

81ページからの地籍調査費では、第1期の調査が終了いたしましたことから、これまでに実施いたしました区域の整理作業を行うこととし、新たな地区の調査は予定をいたしておりませんが、新たに地籍測量座標改算作業を実施することといたしております。

82ページからの土地改良事業費は、前年度対比11%の大幅な減少となっております。この要因といたしましては、新たに3カ所のため池改修事業に取り組みますものの、県事業であります平生南の農免農道整備事業費が減少することによるものであります。また、農免農道整備事業につきましては、平生中央の2期計画の事業計画書を作成することといたしております。

このほか、継続事業といたしましては、単独土地改良事業費につきまして所要の額を計上いたしております。

84ページからの中山間地域振興事業費では、引き続き中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するための事業を実施することといたしておるところであります。

86ページのエ業事業費では、林道改良に要する経費を計上いたしております。

87ページの水産振興費では、水産廃棄物処理事業特別会計への繰出金が主なものであります。

89ページにかけましての漁港建設事業費では、広域漁港整備事業の終了に伴い、漁港海岸保全事業へシフトさせることとしておりますことから、この事業費を大幅に増加させております。

このほか、新たに浜田地区の浮き棧橋の新設に向けて、基本調査に要する経費を計上いたしておりますほか、単独事業の漁港改良事業費や漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

89ページからの商工費は、1,757万8,000円でありまして、前年度対比22.5%の大幅な減少となっております。この要因は、平生港イベント事業が終了したことによるものであります。

92ページからの土木費につきましては、5億957万1,000円でありまして、前年度対比2.9%の増加となっております。この主な要因は、新規事業の小規模急傾斜地崩壊対策事業

や下水道事業特別会計への繰出金を増額していることによるものであります。

土木総務費では、町営住宅の明け渡し請求執行経費や、道路台帳の修正に要する委託料を新たに計上いたしております。

93ページの道路橋梁維持費では、引き続き道路橋梁補修に要する経費を計上いたしております。

94ページにかけましての道路橋梁新設改良費では、単独町道改良事業費や県の道路改良事業負担金につきまして、所要の額を措置いたしております。

94ページからの河川維持改良費につきましても、単独河川改修事業費や県事業であります自然災害防止事業負担金を計上いたしております。

砂防費では、先ほども触れました尾国地区の小規模急傾斜地崩壊対策事業費を新たに計上いたしておりますほか、引き続き県事業の自然災害防止事業負担金を計上いたしております。

96ページの港湾建設費の負担金では、阿多田地区などの海岸保全事業等の県事業負担金が主なものであります。

97ページの都市計画総務費では、5年に一度実施いたしております都市計画基礎調査に取り組むことといたし、所要の経費を措置いたしております。

下水路費の工事請負費では、引き続き単独下水路改良事業費の所要額を計上いたしております。

98ページからの住宅管理費につきましては、前年度対比約20%の大幅な減少となっておりますが、これは磯崎団地の下水道排水設備整備事業の終了によるものであります。

引き続き、用途廃止住宅の解体経費を計上いたしておりますほか、消防法の改正に適用するため、新たにすべての公営住宅を対象に(39ページに訂正発言あり)、火災警報器を設置すべく所要の経費を計上いたしております。

99ページからの下水道整備費の下水道事業特別会計への繰出金は、前年比で約6.8%の増加となっており、財政圧迫の要因の一つでもあります。

100ページからの消防費は、2億7,016万2,000円でありまして、前年度対比17%の大幅増加となっております。これは、広域消防組合の負担金の増加と、新たに県無線通信設備工事負担金の計上によるものであります。

101ページにかけたの非常備消防費では、宝くじ助成事業を活用いたしまして、水道未普及地区を対象に、発電機を配備すべくコミュニティ助成事業に取り組むことといたしております。

102ページにかけましての消防施設費では、毎年度継続して整備いたしております防火水槽につきまして、前年度同様に1基を予定いたしており、所要の経費を計上いたしております。

このほか、先ほども申しあげました広域消防組合負担金と県無線通信設備工事負担金が主なものであります。

104ページからの教育費は、3億4,133万5,000円でありまして、前年度対比12.5%の大幅な減少となっております。これは、小・中学校の改修工事と、職員人件費の減少が主な要因であります。事務事業についても大きく見直したことによるものであります。

104ページに於ける事務局費では、引き続き学級担任補助教員を配置すべく所要の額を計上いたしております。

105ページからの小学校費、学校管理費では、佐賀小学校の下水道排水施設整備に要する経費を計上いたしております。

107ページからの教育振興費では、就学援助費などにつきまして、引き続き必要額を計上いたしております。

また、平生小学校において、栄養教諭を中核とした食育推進事業に取り組むことといたしております。

109ページからの中学校費の学校管理費では、屋内運動場の耐震二次診断に所要の額を措置いたしております。

111ページからの教育振興費では、引き続きまして学習支援に係る講師を配置するため、所要の額を計上いたしております。また、就学援助費につきましても、実績を勘案いたしまして措置いたしておるところであります。

115ページからの社会教育総務費の青少年育成町民会議補助金につきましては、このうち地区会議に対する部分は、サンセット方式により3カ年の限定の扱いといたしておりましたことから、削減をいたしておりますが、地域活動の支援として、引き続き支援するため、所要の補助金を計上いたしております。

117ページからの公民館費では、新たに放課後子ども教室推進事業に取り組むことといたしまして、所要の額を計上いたしておりますほか、大野公民館の屋根の改修や尾国コミュニティセンターの2階にエアコンを設置するために要する工事費を計上いたしております。

119ページからの図書館費では、子ども読書活動推進計画の策定に向け委員会を設置することといたしております。

125ページからの災害復旧費は、257万9,000円でありまして、前年度対比で約26%の減額予算となっております。

127ページ、公債費では、7億4,989万2,000円でありまして、前年度対比3.5%の増加となっております。これは交付税の代替財源としての臨時財政対策債の元金償還が本格化したことによるものであります。

128ページに於ける諸支出金は、予算額1億3,290万6,000円でありまして、前年度対比2.3%の増加となっております。これは、田布施町との共同事業であります渡船事業の

共同運航事業の負担金が前年度の渡船会計への繰出金を上回ったことによるものであります。

予備費につきましては、前年同様1,500万円を計上いたしております。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。12ページであります。12ページからの町税は、13億9,199万5,000円でありまして、この額は過去最高額であります。また、前年度対比では14.6%の大幅な増加となるものであります。

地方財政計画における市町村分の税収の伸び率が10.1%であり、これを超えるものではありませんけれども、これは税源移譲の実現によるものでありまして、個人の所得の伸びを見込んだものではありませんで、また法人税は減少を見込まざるを得ないものであります。

14ページからの地方譲与税では、税源移譲の実現によりまして、所得譲与税が廃止されることから、前年度対比で64.8%の大幅な減少を見込むものであります。

16ページの利子割交付金は600万円でありまして、前年度同額での計上ではありますが、18年度は3月補正でマイナスを見込んでおりまして、19年度においてはゼロ金利解除などの金利環境の変化を見込んでの計上であります。

配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金、17ページの地方消費税交付金と自動車取得税交付金につきましても、地方財政計画の伸び率などを勘案いたし、それぞれ計上いたすものであります。

地方特例交付金につきましては、1,100万円でありまして、対前年度比で約68%の大幅な減額となっておりますが、これは定率減税の廃止による減少と、児童手当の拡充による財源措置の増額を見込んだものであります。

18ページの地方交付税は、予算額15億9,800万円でありまして、前年度対比3.2%の減少を見込み計上いたしております。このうち、普通交付税につきましては、確定額との対比では、約1%の減少となるものであります。

19ページからの分担金及び負担金は、9,034万7,000円でありまして、前年度対比15.6%の大幅な増加となっております。この主な要因といたしましては、小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金の計上や、入所見込み人員の増加などにより、保育料の伸びを見込んでいることによるものであります。

20ページからの使用料及び手数料は6,855万3,000円でありまして、前年度対比14.2%の大幅な増加となっておりますが、この要因としては、条例改正による各種証明手数料の増額や町営住宅使用料の増加によるものであります。

22ページからの国庫支出金は2億7,304万2,000円でありまして、前年度対比51%の大幅な増加となっております。この要因といたしましては、児童手当の拡充や、後期高齢者医療制度に対応するためのシステム整備分や、自立支援法関係経費の増加という影響もありますが、

主にはケーブルテレビ施設整備事業費を上関町分を含めて計上となることによるものであります。

26ページからの県支出金は、3億3,203万4,000円でありまして、前年度対比25%の大幅な増加となっております。この要因は、ほぼ国庫支出金と同様であります。このほか、小規模急傾斜地崩壊対策事業費や、税源移譲に伴う県民税徴収事務費委託金や、選挙関係費などによるものであります。

31ページからの財産収入は、2,197万円でありまして、対前年度比2.7%の増加を見込んでおります。このうち、不動産売払い収入につきましては、遊休町有地の売却につきましては、前年度同様に計上をいたしております。

32ページからの繰入金は、1億8,402万3,000円でありまして、前年度対比14.6%の増加となっております。これは17、18年度と同様に持続可能なまちづくりに向けての基金の取り崩しは行わないことを前提に予算編成作業を進めてまいりましたが、最終的には、約1億8,100万円の財源不足となりましたことから、やむを得ず財政基金のほか、ふるさと振興基金から繰り入れるものであります。

33ページの繰入金(39ページに訂正発言あり)は、前年同様の3,000万円を計上いたしております。

36ページにかけての諸収入は、6,563万5,000円でありまして、前年度対比29.4%の増加を見込んでおります。これは、ケーブルテレビ整備事業における上関町の負担金や簡易郵便局の事務取扱手数料の計上などによるものであります。

37ページにかけての町債は、2億9,090万円でありまして、前年度対比24.5%の大幅な減少となっております。この主な要因は、地域イントラネット整備事業の終了や、交付税の代替財源であります臨時財政対策債の減少によるものであります。

続きまして、8ページの第2表、債務負担行為につきましては、町土地開発公社における公共用地取得造成事業に伴います借入金の債務の保証、平成18年度分の田布施平生水道企業団の新規水道配水管布設工事に係る負担金についての債務負担限度額を定めるものであります。

次に、9ページ、第3表、地方債につきましては、それぞれの事業に対し、町債を起すものであります。

以上で、平成19年度平生町一般会計予算につきまして説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算につきまして、順を追って御説明申し上げます。

議案第9号平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は15億7,446万3,000円でありまして、前年度対比11.7%の大幅な増加となっております。この主な要因は、18年10月に新設をされました保険財政共同安定化事業費と、後期高齢者医療制度施行に伴う国保システム改修経費を計上したことによるものであります。

す。

歳出につきましては、15ページ、総務費の徴税費、賦課徴収費の賃金では、一般会計と同様に引き続いて徴収嘱託員を配置いたしまして、徴収強化することといたしております。また、先ほども申し上げました後期高齢者医療制度実施に伴う国保システム改修に要する経費を計上いたしております。

16ページからの保険給付費は、前年度比で3.6%増加しております。今後におきましても、いわゆる団塊の世代加入も見込まれておりまして、医療費は増加していくものと考えております。

19ページからの老人保健拠出金につきましては、前年度対比7.2%の減少と見込み計上いたしております。これは17年度の老人医療費が16年度より下がっていることによるものであります。

20ページの介護納付金につきましても、対前年度比で約6.8%の減少を見込んでおります。

21ページの共同事業拠出金であります。前年度対比8.6倍の非常に大幅な増加となっております。これは先ほども申し上げましたとおり、保険財政共同安定化事業の創設によるものであります。

6ページからの歳入であります。国民健康保険税につきましては、税制改正による医療分の賦課限度額の引き上げなどを見込みまして、前年度対比で約1.9%の増加と見込み計上いたしております。

8ページからの国庫支出金は、一般分の療養給付費など、減額を想定し、前年度対比約9.2%の減少と見込んで計上いたしております。

9ページの県支出金につきましても、国庫支出金と同様に、約7.7%の減少を見込んでおります。

10ページの療養給付費交付金は、加入者の増加を予想しておりまして、前年度対比約16.5%の大幅な増加を見込んでおります。

共同事業交付金は、先ほど歳出でも御説明申し上げましたように、保険財政共同安定化事業交付金の計上により、前年度対比16.5倍の予算計上額となっております。

11ページの繰入金につきましては、一般会計からの繰入金は、職員給与費等繰入金が、先ほども申し上げました後期高齢者医療制度施行に伴う国保システムの改修経費分が増額となっております。

一般会計繰入金トータルでの前年度比では、約8.7%の増額となっております。

続きまして、議案第10号平成19年度平生町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は6,167万6,000円でありまして、前年度対比1.5%の減少となっております。

歳出であります。8ページの簡易水道管理費の受水費が歳出予算額の約37%を占めております。今後においては、受水単価の改定も予定されており、会計運営を圧迫するものと予測せざるを得ません。このほか、9ページの工事請負費では、尾国地区の県道改良工事に伴い、水道管移設に要する経費を新たに計上いたしております。

6ページからの歳入では、水道使用料については、前年度並みの収入を見込んでの計上といたしております。また、7ページの諸収入では、先ほど歳出で申し上げました水道管移設に伴う県からの補償金を計上いたしております。

続きまして、議案第11号平成19年度平生町老人医療事業特別会計予算についてであります。

予算総額は16億162万2,000円でありまして、前年度対比1.4%の増加となっております。この要因といたしましては、老人医療受給者の増加を見込んでおりますことから、医療給付費が増加すると予測して計上したものであります。

歳出につきましては、9ページからの医療給付費では、先ほど申し上げましたように、新規加入者の増加を見込みまして、前年度対比1.5%の増加で予算計上いたしております。また、医療支給費につきましては、約7%の減少と見込み計上いたしております。

6ページからの歳入につきましては、支払基金交付金などの負担割合の段階的変更が18年10月で終了したことから、交付金と公費の負担割合が2分の1ずつとなり、この確定負担割合でのおおの計上いたしているものであります。

続きまして、議案第12号平成19年度平生町下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、6億8,818万9,000円でありまして、前年度対比2.5%の減少となっております。歳出では、10ページからの下水道管理費におきましては、流入量の増加に伴う流域下水道維持管理費の増加や、18年度から消費税の納税義務者となったことから、下水道管理費全体では対前年度比で約4.6%の増加となっております。

11ページからの下水道整備費では、公共下水道事業の補助分の事業費を2,000万円減少させております。

13ページの公債費では、3億5,000万円を超えるものとなり、会計予算総額の過半を占めることになっております。

7ページからの歳入では、使用料及び手数料につきましては、供用開始区域の拡大などによりまして、伸びを見込んでおりますものの、分担金、負担金については、周辺部への区域の拡大となることから、賦課の対象となる面積の縮小に伴う減額を見込んでおり、また国庫支出金、町債につきましては、先ほど触れましたように、事業費を減少させたことにより減少するものであります。

一般会計繰入金につきましては、維持管理費や公債費の増加に伴い増額となったものであります。

す。

4ページの第2表、債務負担行為につきましては、下水道へ接続する、水洗トイレ等改造資金の貸し付けに伴います損失補償と事業認可区域の拡大に伴う委託業務に対するものであります。

第3表、地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起すものであります。

続きまして、議案第13号平成19年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、437万3,000円でありまして、前年度対比0.8%の減少となっております。内容につきましては、ほぼ前年同様でございます。

続きまして、議案第14号平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計についてであります。

予算総額は、1億1,469万6,000円でありまして、前年度対比29.5%の大幅な減少となっております。これは、施設整備の事業完了年度となりますことから、事業費が大きく減少したことによるものであります。

10ページからの歳出では、施設管理費につきましては、供用開始区域の拡大などにより、維持管理経費が増加いたしますことから、13.9%の増額となっております。

施設整備におきましては、先ほど御説明いたしましたように、事業最終年度に当たり、管渠布設等に係る工事請負費が減少することに伴い、対前年度比約51.1%の大幅な減少となっております。

12ページからの公債費につきましては、引き続いての元金償還開始に伴いまして、大きく増加をいたしております。

7ページからの歳入につきましては、漁業集落環境排水事業分担金は、新規の供用開始区域との兼ね合いにより減少いたしておりますが、排水施設使用料は、つなぎ込み所帯の伸びを見込みまして、大きく増加をさせております。

このほか、県支出金、町債については、事業費の減少に伴い、それぞれ減額しての計上といたしております。一般会計からの繰入金は、ほぼ前年度並みとなっております。

なお、4ページ第2表、債務負担行為につきましては、下水道事業会計と同様に、排水施設へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸し付けに伴います損失補償について、定めるものであります。

第3表、地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起すものであります。

続きまして、議案第15号平成19年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、2,693万4,000円でありまして、前年度対比0.2%の減少となっております。歳出であります。内容につきましては、大きな変更はありません。

6ページの歳入においては、3町での負担割合に応じて、負担金、繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第16号平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は、9億3,857万9,000円でありまして、前年度対比4.6%の増加となっております。

予算の主だった増減を中心に、歳出より御説明を申し上げます。

保険給付費につきましては、13ページからであります。サービス利用の増加に伴い、給付費全体で約4.9%の増額となっております。19ページからの地域支援事業費は予防重視型システムへの転換に向け、特定高齢者の把握や、介護予防啓発事業に取り組むべく、所要の事業費を計上いたしております。

6ページからの歳入では、保険料につきましては、保険者の増加に伴い、8.9%の増加を見込んでおります。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金は保険給付費の増加に伴い、負担割合に応じて、それぞれ増加を見込み、計上いたしております。

以上で、平成19年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、一般会計予算並びに該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書並びに地方債に関する調書をそれぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第17号平生町副町長の定数を定める条例について御説明申し上げます。

平成18年6月に地方の自主性、自立性の拡大を図るための措置などを盛り込んだ地方自治法の一部を改正する法律が制定されました。改正の内容につきましては、多岐にわたるものですが、そのうちの一つは、地方公共団体におけるマネジメント機能の強化を図るため、助役にかえて副町長を置くことであります。

従来の助役の職務である長の補佐、職員の担任する事務の監督、長の職務の代理などに加え、長の命を受け、政策及び企画をつかさどること並びに長の事務の一部につき委任を受け、みずから権限と責任において事務を執行することを、その職務として明確に位置づけられております。

副町長の設置については、各地方自治体の判断により設置の有無を選択できることとなります。本町では、平成17年度から助役を空席扱いとしてまいりましたが、このたびの法改正を機に、政策面でのトップマネジメントの強化を図るため、副町長を1名置くことといたしました。任命時期につきましては、総務系の組織改編とあわせて、7月1日とする予定であります。

なお、副町長の定数につきましては、同法第161条第2項において条例によって定める旨が規定されておりますので、本議案を上程するものであります。

続きまして、議案第18号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

本条例は、さきに申し上げました地方自治法の改正に伴い、他に改正を伴う条例を除いた7つの条例について、まとめて整備していくものであります。

このたびの条例改正にかかわる同法改正の内容といたしましては、さきに御説明申し上げました助役制度の見直しに加えて、収入役制度の廃止、監査委員の定数の見直し、吏員制度の廃止でございます。

まず、収入役の廃止につきましては、出納事務の電算化の進展などにより、必ずしも特別職でなくても、会計事務の適正な執行を確保することが可能と考えられることから、会計事務に関して、独立の権限を有する一般職の会計管理者を置くものでございます。このため、収入役事務を町長に兼掌させる内容の平生町収入役事務兼掌条例を廃止するものであります。

次に、監査委員の定数につきましては、地方自治体の自主性、自立性を拡大する見地から、条例により定数を増加させることができることとなりました。しかしながら、本町においては、法律で規定をしている定数どおり、2名を設置しておりますので、平生町監査委員条例におきまして、定数を規定している条項を削除するものであります。

次に、助役制度の見直しにつきましては、さきに御説明申し上げましたとおり、本町に副町長を設置する方針でございますので、平生町職員定数条例、平生町特別職報酬等審議会条例及び町長等の給与に関する条例において従来「助役」と記載されている箇所を、「副町長」と改めるものであります。

次に、吏員制度の廃止につきましては、従来職員は吏員とその他の職員に区分をされておりましたが、その区分が形骸化している状況から廃止とし、長の補助機関である職員へ一本化するものであります。

この改正に伴い、平生町職員定数条例、平生町税賦課徴収条例及び平生町税外諸収入金に対する督促等に関する条例において、吏員を職員と改めるものであります。

続きまして、議案第19号平生町課制条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成17年度に策定をいたしました第四次行政改革大綱に基づき、組織・機構の簡素・効率化を図るため、本年度におきましては、建設課と下水道課を統合したところであります。平成19年度におきましては、総務系の組織統合を図る計画であります。

このたび、行政改革推進本部におきまして、業務的に効率性が高いとの判断により、政策調整室、総務課及び企画課を統合し、総務企画課とする案を決定いたしました。これは、より効果的に予算を配分するため、企画部門と財政部門を一体的に運営すること、並びに主要政策である「安全、安心及び協働のまちづくり」について、一元的な推進を図っていかうとするものであり

ます。

また、副町長の設置により、政策調整にかかる業務については、副町長が担うこととなるものであります。統合の時期については、円滑な組織改編を行うため、業務量が増大する4月を避け、7月の統合を予定いたしております。

続きまして、議案第20号平生町防災会議条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、平生町地域防災計画を作成し、その実施を推進する組織として、平生町防災会議の所掌事務及び組織を規定しております。同会議の委員は、本町の防災に関連する行政機関の職員などにより構成されておりますが、田布施・平生水道企業団企業長が、水道関連の組織の代表として委員となっております。しかしながら、企業長の職については、田布施、平生両町長が交代で就任するものでありますので、実態を考慮し、委員については、同企業団の企業長から職員に変更するものであります。

続きまして、議案第21号平生町交通災害共済条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。

交通災害共済事業につきましては、平成18年10月の山口県市町総合事務組合の発足により、各町の共済事業から、一部事務組合の直接運営へと変更されましたので、本条例を廃止するものであります。

廃止の時期につきましては、平成18年度の取り扱いについては、現行どおり各町において事業を運営しているところでありますので、事務を円滑に移行させるため、平成19年3月末日とするものであります。

続きまして、議案第22号平生町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

現在、勤務時間のうち、休息時間を2回置いておりますが、民間企業では、ほとんど普及していない状況であります。そこで、平成18年度において、人事院規則が改正され、休息時間が廃止されることに伴い、本町においても廃止をするものであります。

続きまして、議案第23号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

現在、大野及び尾国簡易郵便局業務については、日本郵政公社から受託し、嘱託員にて取り扱っておりますが、平成19年10月の郵政民営化に向けて、同業務の受託体制について、整備を図るため、このたび、同嘱託員を「簡易郵便局事務取扱員」として規定するものであります。

また、平成17年度には、非常勤職員の報酬額を大幅に見直したところですが、その際、据え置いておりました嘱託医師の報酬額を見直すことで、郡医師会の代表者などと協議し、削減する

こととなったものであります。

続きまして、議案第24号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例は、非常に厳しい財政状況の中、平成17年度から継続して特別職みずから身を削り、範を示そうというものであります。内容といたしましては、特別職の給料の減額措置の期間を、平成20年3月まで、1年間延長するものであります。

また、さきに御説明申し上げました地方自治法の改正による助役制度の見直しにより、「助役」を「副町長」に改正するものであります。

続きまして、議案第25号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例は、今年度の人事院勧告に基づき、3人目以降の扶養手当を5,000円から6,000円に改正するとともに、また平成18年10月から佐合島渡船業務が熊南総合事務組合において行われておりますので、船長手当を廃止するものであります。

続きまして、議案第26号一般職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例は、職員の協力のもと、平成17年度から継続して一般職の職員の給料月額について、削減をしていくものであります。

内容につきましては、規定により定められた給料月額からその額に100分の1を乗じて得た額を減額するというもので、期末勤勉手当の支給額にも影響することになり、期間といたしましては、平成19年4月から20年3月までの1年間といたしております。このほか、規則でもって、期末勤勉手当の役職加算割合を半減することも規定するものであります。

続きまして、議案第27号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、歳出削減の取り組みの一環といたしまして、日当不支給地域をこれまでの県内に加えまして、島根県及び広島県内とし、他の地域での支給額は、日額3,300円を2,200円に改正するものであります。

また、さきに申し上げました助役制度の見直しによりまして、「助役」を「副町長」に改正するものであります。

続きまして、議案第28号平生町交通災害共済事業特別会計条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、交通災害共済事業につきましては、山口県市町総合事務組合の直接運営に変更となりますので、同事業の特別会計につきましては

も廃止するもので、廃止の時期につきましては、平生町交通災害共済条例を廃止する平成19年の3月末日とするものであります。

続きまして、議案第29号行政財産の使用料に関する条例について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、さらなる歳入確保を図るため、平成18年に歳入確保検討会議において協議を重ねた結果、行政財産の使用においても、一定の使用料を徴すべきとの結論に至りましたので、その結果を踏まえて、行政財産である土地及び建物の使用料を本条例に規定するものであります。

続きまして、議案第30号の平生町地域福祉基金条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。

同基金条例は、本町の高齢化社会に備え、福祉活動の促進を図るため、平成元年度に設置したものでありまして、当初は2,540万円で、老人福祉事業などを支援してまいりましたが、しかしながら、平成12年には介護保険制度が開始をされ、平成18年には障害者自立支援法が制定されるなど、町における福祉サービスが多様化している現状を踏まえ、同条例を廃止をし、一般財源化するため、町財政基金へ組み込み、各種行政サービスの充実に図っていかようとするものであります。

続きまして、議案第31号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、御説明申し上げます。

この規約改正の内容につきましては、地方自治法改正により、収入役制度が廃止をされ、会計管理者が設置されることに伴う規定の整備を行うものであり、あわせて阿武地方老人福祉施設事務組合の解散に伴い、平成19年の3月31日をもって、山口県市町総合事務組合から脱退させるものであります。

また、平成18年10月から、山口県市町総合事務組合において、交通災害共済事務を共同処理することとなっておりますが、下関市及び山口市においては、合併前の旧町分について、新しい市において一本化して対応することに伴い、平成19年3月末日で同組合から脱退するものであります。

続きまして、議案第32号周東環境衛生組合規約の変更についてから、議案第37号熊南地域休日診療施設組合規約の変更についてまで、一括して御説明申し上げます。

これら6つの一部事務組合の規約の変更については、さきに御説明申し上げました地方自治法の改正に係る規約の変更であります。

まず、周東環境衛生組合規約、柳井地区広域消防組合規約及び熊南地域休日診療施設組合規約につきましては、助役制度の見直し、収入役制度及び吏員制度の廃止にかかる規約の変更であります。

次に、柳井地区広域事務組合同規約については、収入役制度の廃止に係る変更、田布施・平生水道企業団規約については、吏員制度の廃止に係る変更、熊南総合事務組合同規約については、収入役制度及び吏員制度の廃止に係る変更でございます。

以上、7件の規約の改正につきましては、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する町議会の議決が必要となりますので、議会の御議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第38号あらたに生じた土地の確認について、及び第39号字の区域の変更について、一括して御説明申し上げます。

本件に関しましては、平成6年6月議会におきまして、山口県知事より諮問のありました公有水面埋め立ての免許に関する意見を述べることについて、御議決を賜っております。位置については添付いたしております図面の西魚見漁港区域内であります。このたび、同地区における町道佐賀臨港線地先公有水面の埋め立てに関する工事が、県により竣工認可されましたので、あらたに生じた土地の確認にあわせ、当該土地を本町の区域に編入するものでございます。

この工事は、本町が広域漁港整備事業により、平生町大字佐賀字岩田1551の15から、同大字字荒木910の3までの地先を漁港用施設用地として整備したもので、あらたに生じた土地の面積は、1万4,554.54平方メートルであります。

以上、議案第38号は、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、本町の区域内にあらたに生じた土地の確認をするもので、また議案第39号は、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、公有水面を平生町大字佐賀字荒木区域に編入するものでございます。

以上をもちまして、予算16件、条例14件、事件9件の議案につきまして、提案説明を終わらせていただきます。また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えいたしたいと存じますので、よろしく御願い申し上げます。

最後になりましたが、報告第1号平生町土地開発公社の平成19年度事業計画及び資金計画並びに予算につきまして、簡単に報告をさせていただきます。

議案の末尾に添付させていただいておりますのは、去る2月15日に平生町土地開発公社理事会を開催し、御承認をいただいているものであります。主な事業計画は、公共用地の取得、造成でございます。これらに伴います資金計画及び予算を定めたものであります。この内容につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、町議会に御報告を申し上げます。

以上で、数多くの議案の提案を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますように、よろしく御願いを申し上げます。

議長（平岡 正一君） ここで暫時休憩します。午前11時15分から再開いたします。

午前10時58分休憩

午前11時15分再開

議長（平岡 正一君） 再開します。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいま提案理由で、2カ所誤っておりましたので、訂正をさせていただきますと思います。

一つは、平成19年度予算の関係で、火災警報器の設置について、すべての公営住宅を対象にと、先ほど申し上げました。それがホームタウンの全戸に設置をすると、こういうことでございますので、すべての公営住宅ということではなしに、ホームタウンに火災警報器を設置すべく所要の経費を計上いたしておりますという形で訂正をさせていただきますと思います。

それから、これも同じく19年度予算で、33ページの繰越金を繰入金と私の方が間違っって説明を申し上げたようでございますので、この点についても、繰越金でございますので、前年同様の3,000万円を計上いたしておりますという33ページでございますが、説明について、おわびを申し上げ、訂正をいたします。

議長（平岡 正一君） これをもって提案理由の説明を終わります。

#### 日程第45．一般質問及び質疑

議長（平岡 正一君） 日程第45、一般質問及び質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により、順次発言を許します。淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） では、通告書に従って質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、安心して子育てができる町の方策はということで、2点ほど質問をさせていただきます。

1点目として、放課後子どもプランの方向性について、放課後児童健全育成事業、俗に言われる児童クラブと新しく始められた放課後子ども教室推進事業というのがあります。この2つの事業に対する当町の方向性についてお伺いをいたします。

現在、親が働いて家庭にいない小学生の放課後や、長期の休みの間の遊び場と生活の場として専用の場所や指導員が配置された児童クラブは、子どもの安全な成長にとって不可欠であると私は思っております。06年、去年の5月9日に、今年度から全ての市町村で、放課後子どもプランを策定をして、総合的な放課後児童対策を推進するという発表がなされております。この基本的な考え方として、各市町村において、教育委員会が主導をして、福祉部局と連携を図り、原則

としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施をする。放課後子どもプランを平成19年度、今年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携をして、必要経費を要求をする。もう1点は、両省の補助金は、都道府県で一本化し、実施主体である市町村において、一体的あるいは連携をしながら、事業を実施すると、こういうふうになっております。

私は、この基本的な考え方の中にある一体的あるいは連携をしながら事業をすると、こういうふうになっていますが、当町において、どのように考えられているのか。この点を1点目にお聞きしたいと思います。

2点目としましては、当町において一時保育の実施についてお伺いをしたいと思います。

一時保育そのものは、母親もしくはその家族が何らかの事情により困り果てて、1週間、または2週間、子どもを預ける駆け込み寺、このようなものではないかと私は思っております。当町においては、一時保育の制度そのものはありますが、その制度が機能をしているかどうか、今問われているのではないかと、このように思っております。

現在、町には、つばさ保育園を含め、4つの保育園がありますが、それぞれの保育園で、どのような体制がとられているのか。また「報・連・相」はどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、安心して子育てができる町の方針ということで、2点お尋ねがありました。第1点目の放課後子どもプランの方向性、これは教育委員会にも関連するわけですが、総括して私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

御指摘のように、新年度からこの放課後子ども教室推進事業、先ほど提案理由のところでも説明させていただきましたように、新たにこの事業に取り組んでいくことにいたしております。

具体的には、御指摘がありましたように、子どもたちが安全安心な活動拠点づくりということがひとつの大きな目標でございます。教育委員会と福祉部門とが連携をしてやるということが大きな特色でございます。今までの児童クラブとの、言ってみれば一体的連携のある事業実施という形になるかと思っております。したがって、今から本町としても具体的なプランの策定については、運営委員会を設置をして、これは具体的な活動プログラムを検討していくことになるかと思っております。特に今回のこの文科省から出されております内容については、放課後、週末、小学校の余裕教室や地域の公民館などを活用して、地域のボランティアの皆さんの協力をいただいて、児童とともに学習・スポーツ・文化・交流の活動を行うと、こういうことになっておりますから、地域のボランティアの皆さんの協力をいただいてやるということですから、今もふれあい活動、小学校の3年生を対象にして、実施をされておりますけれども、そういう実績を踏まえながら、

これから児童クラブとの連携というものをしっかり図っていけるように、これからの、さっき言いましたように、運営委員会での協議を通じて、具体的なプランを策定をしていきたいというふうに考えております。

それから、一時保育でございますが、御指摘のように、乳児あるいは幼児等を保育をしておられます保護者が疾病等によりまして、家庭でなかなか保育ができないという場合は、緊急かつ一時的に保育所において保育をするという形で、この一時保育事業が行われておりまして、本町においても制度がございますし、現実には、平成17年度は、利用日数が全部合わせまして294、平生保育園が61、宇佐木が120、佐賀が13、つばさが100と、合わせて294利用日数という形になっております。18年度もまだ集計はいたしておりませんが、それなりに利用されてきておると。ただ、3歳児未満の場合に、いろんな、基準面積がございます、なかなか余裕がある状況とはいえないということ、職員の配置とその基準とが、なかなか余裕がないというような状況がございますけれども、平生、宇佐木は無理でも、佐賀とかつばさでは可能だというようなケースもあるわけですから、その辺については、たまたま利用が十分にスムーズにいったようなケースも中にはあるかもしれませんが、町としては、それぞれの保育園との連携、それから町の窓口との連携、こういうものを大事にして、どうしても現実的にいろんな園の行事とか、出張とか勤務の関係で無理な場合は、柳井のファミリーサポートセンターがございますから、その利用を推薦をしたり、というようなことで、しっかり連携をした取り組みができるようにという、今、我々としても心がけてそういう取り組みができるようにということ、今、指示をさせていただいているところであります。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） まず、1点目の質問ですが、私が聞いたかったのは、今やられている児童クラブ、今度新しくできる子ども教室推進事業、軸足そのものをどちらに移すかという問題なんです。いろいろ、他県の方でも、もともとあった児童クラブから、もう子ども教室推進事業の方へ軸足を移された。こういう市また区もあるわけなんです。だから、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

それと、児童クラブの方を見ますと、一応は、71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後に補助を廃止すると、このようになってます。そういうところで、今、児童クラブ、平生では100人体制でやっておられますが、その辺のところをどう考えておられるのか。この2点をお伺いをしたいのと、さっき町長が答えられた、いろいろな連携をとって、一時保育の件ですが、連携をとってやっておられると。たしか私が耳にしたことによりますと、平生保育園に一時保育をお願いをして断られましたと。それでは他の保育園にどうかというお話がありましたかと、こう聞いたところ、それは一切ありませんでした。それで、私がこういう質問をしたんで

すが、だから、柳井にファミリーサポートセンターもありますよと、こういうことですからといって、そういうことで書類を持っていったりしたんですが、そういうことがないように、4つも保育園はあるし、ファミリーサポートセンターもあるんですから、その辺を、窓口として、親切丁寧に、町民の方にお教えするというか、援助をしていく。そういう体制があるのかどうかということなんです、そこら辺が一つ問題だと思います。その3点をよろしく願いをいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず最初の、放課後子どもプラン、軸足はどうかということでございまして、今度の学校の放課後子ども教室推進事業、これについては、今もそうですが、月に2回ぐらい活動が行われておる。ふれあい活動をやっておりますけれども、毎日ということには恐らくならないだろうと思います。そういう意味から言えば、今、児童クラブの方は、これは休みは別ですが、大体夕方いつも子どもたちがそこへ行って、ここと、ですから、今の学校の教室を活用してやろうというのは、恐らく、このプランの中で、今から運営委員会で検討しますが、どういう形で連携をとっていかということは今からやりますけども、学校の方は、放課後、毎日ということにはならないように、私も聞いておりますので、連携は十分とっていけるというふうに思っております。

それから、さっきの例の児童クラブの70名までということで、71人を超えた分については、運営費の補助が21年度まで、それから廃止ということですが、70名以下の場合に、今いろいろうちも、この運営委員会の中で検討しますが、場合によっては、100名のところは、じゃ50、50ならどうなのかと、分割して対応できるのではないかとということも含めて、今これから検討してもらおうというふうに思っております。そこら辺の児童クラブの分割も含めて視野に入れながら、最初にありましたように不可欠な一つの存在だというふうに御指摘がありましたように、十分子どもたちのこういった居場所づくりといいますが、そういう意味でもこのことが生かしていけるように、そして学校とのそういう連携というの、十分とっていけるような、これから子どもプランが策定をされるように、努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、平生保育園でそういうケースがあったという御指摘でございます。一時保育ができなかったということで、そういうケースがあったという、今の御指摘については、これは本当に、それにかわる親切丁寧に、こういう形で、こちらではどうでしょうか。あるいはまたサポートセンターの支援もありますよと。本当なら、ちゃんとそこら辺が丁寧に対応していかなくちゃいけないところございまして、その方に大変ご迷惑をおかけをしたことをおわび申し上げたいと思いますが、そういうことが1園だけの都合で、あるいはまた、単独にその状況だけで判断をしないように、全体のそこら辺のバランスも見ながら、しっかりこっち側の方とも、担当の窓口の方

とも、町の方とも連携をとって、十分こういう対応をするように、もう一度改めてよく指示をしておきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いたしたいと思います。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 今、人員の件、71名以下と言いましたが、今、国の方から出されている定義といいますが、提案といいますが、そういうものは、一応適正な人数は、35人が適正ではないかと。35人以下です。これが適正ではないかというように言われてます。その辺で、今、町長が言われたように、半分にしたらどうかじゃなしに、35人をベースに考えていけないといけないのではないかと思うんです。その辺を、これから運営委員会を設置されるわけですから、その辺のところは、十分検討されていかれたいと思います。

また、一時保育の件は、今、町長がいろいろ言われましたが、その辺は、十分に、親切丁寧に町民の方に接していただきたい。このように考えております。これは要望として結構です。

次の質問に移らせていただきます。次は、生活環境の整備についてでございますが、私たちが今回、アンケートを実施しました。その中で、生活環境のアンケート結果がまとまりましたので、ここで質問をさせていただきたいと思います。

生活環境のアンケートについては、12項目について質問をしておりますが、上位3項目についてお伺いをしたいと思います。

まず、生活環境の整備で、一番多かった項目は街灯についてです。これは、16.6%、件数で言いますと、113件に上っております。

次に多かった項目は県道と町道の問題です。これが15.3%、3番目に多かったのが公園、子どもの遊び場についてです。これが12.6%と続いております。

まず初めに、街灯についてお伺いしますが、この中に意見として、事件、事故のことを考えると、もう少し街灯を増やす必要があるのではないかと思います。僻地になるほど少なくなっていると書かれております。私も日が暮れてから、町内全域を車で走ってみました。確かに言われるとおりで、中心街には電柱1本1本に街灯がついているわけなんです。それが、中心街から離れるごとに、2本に1カ所、今度は3本から5本に1カ所と、本当に少なくなっております。

それともう1点、これは私もわからなかったんですけど、県道の街灯が非常に少ない。走ってみて初めてわかりました。田名から佐賀地域の間を除いては、交差点のところ以外はほとんど街灯がついておりません。町は町民の安全と安心、さっきも町長がおっしゃいましたが、安全と安心を確保するために、街灯の設置のための方針は、今後どのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、道路の問題です。道路のでこぼこが非常に多い。こういう意見です。今、当町では、下水道事業を推進していますが、この事業そのものは大変喜ばしい事業だと私は考えております。

問題は、この工事後の問題です。道路ががたがたになっている。車で通る方は、余り感じられないと思いますが、自転車、車いすで通ってみたらどうでしょうかと。このように書かれております。

私は、この点は、業者の方に、業者はやっぱりプロです。プロだったらプロとして、もう少し丁寧に、親切な仕事をしてほしいと。このように思います。町の方にも、この事業に対し、管理責任はあると思います。町として、この町民の要求に対し、どのような考えを持っておられるのか、これをお聞きしたいと思います。

最後に、公園、子どもの遊び場についてですが、確かに町内には公園が少ないと私も感じております。アンケートの中にも、こんな公園のない町は見たことがないと。こういうふうにも書かれております。現に町内では、新しい団地があちらこちらに建っております。新しい団地には、当然若い人が多く住みます。若い人が多く住むということは、そこに幼児、児童が多くなっております。遊び場がなく、今、ほとんどが道路で遊んでいる状態です。これは皆さんが通ってみられたらわかると思いますが、交通事故も心配となってきます。私は、幼児、児童が遊ぶ場所は、その地域に密着したものでないと意味がないような感じがします。少子化対策の一環として、各地域に、公園、または子どもの遊び場、これは必ず必要になってくると思います。今後の町の方針について、お伺いをいたします。

以上、3点をよろしく願いをいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 生活環境の整備に関連して3点の御質問でございます。

一つは街灯の設置の方針についてでございますが、町としましては、平成13年までは、総務課、経済課、それぞれ、教育委員会、街路灯とか通学路灯とか、それぞれが所管をしてやっておったんですが、全部総務課に総括をしまして、窓口を一本化して、今、対応させていただいております。御承知のとおりでございます。基本的には、いろんな自治会から防犯、交通安全の目的ということで、今それぞれ町の街路灯設置事業の補助制度がございますから、これに基づいて対応するというので、いろいろ申請をいただいて対応しておると。町が2分の1補助をしておる制度でございますが、これは昭和53年から約600カ所ぐらい、ずっと整備をしてきておるとい状況でございます。

一応これを活用していただきながらやっていくというのが一番基本になろうかと思いますが、そのほか、ありましたように、県道とか国道ということになりますと、これはそれぞれ道路管理者に我々としても要望していかなければなりませんし、いろんな町道においてもそういうところがあるということになれば、それは交通安全灯とか、あるいは通学路灯についても、それぞれ実情を十分踏まえた上で、いろいろ優先順位があれば、それをしっかり考慮して実現をしていかな

きやいけないうふうになっておまして、一応基本はそういうことで、申請をいただいて整備をしていくという格好で、今、順次これも整備を毎年させていただいておると。あるいは、またこっちの町の方はありましたように、いろいろ宝くじの助成事業を使ったりしてやったりというケースもあるんですが、基本的にはそういう形で、今、整備をさせていただいております。

それから、道路のこぼこで、特に下水道工事との関係で御指摘のように、今まで何力所か手直しをさせてきたところもございます。工事の完了検査という段階で、それぞれ業者から提出された資料に基づいて、現場確認を行って、舗装の面積、舗装の厚さ、強度、こういうものを確認して引き取るということになっているんですが、下水道、ほとんどの場合は、狭いところで小型の転圧機で施工しておるといようなことで、そのときは工事基準を満たしておるが、後になって陥没したというようなケースが、まま発生をいたします。

そういうことについても、一応基本的には、重大なやつは別にして、普通のそういう、通常は、2年間はこれは業者の責任においてきちんと管理をして、整備をお願いをすると、補修をお願いをすることになっております。

業者が御指摘のように、専門なんですから、その辺はちゃんとやらせと、町としても管理責任があるということだと思っておりますので、この管理についても、今ちょうどこれから入札制度のいろんな見直しを含めてやっておりますので、それとあわせて、こうした完成時の引き取り、工事が終わった後の管理責任、この辺も業者に管理責任をしっかりと明確にさせて、そこら辺の事後の対応も責任を持ってもらうというような方向で協議をしてみたいというふうを考えておるところであります。

それから、子どもの遊び場について、公園についても、これは順次今まで、町としても児童公園、ハートランド、それからスポレク、運動広場、いろんな、阿多田のところとか、それぞれ整備をして順次きておるところであります。公園については、ただ小規模なやつについては、今町内でも相当、昭和55年から平成12年まで、広場活用事業、地域児童健全育成事業補助金交付ということで、田布路木の方からずっと始まって、各地区に広場の整備を今日まで相当数、今整備をいたしてきておるところでございます。地域児童健全育成対策事業、こういうことで、大体10万円、20万円、30万円、こういった予算でいろんな遊具の整備とか、子ども会とか、そこら辺を対象に、いろいろ自治会や子ども会を対象に交付をしてきておる。平成の13年から広場活用事業というのを、また、実施をいたしまして、それも何件か整備をしてきております。一応15年度までで、この補助金の活用について、広場活用整備事業というのを進めてまいりましたが、一応、今、終了いたしましたので、今は地域の力発揮事業、これを平成17年度から取り組んでおりますが、昨年も1件ございましたが、ある団地の方々がこの事業を利用して整備をしたいと。子どもたちの遊び場を確保したいということで、この地域の力発揮事業を活用されて

おります。町としても、この事業が引き続き新年度もやりますから、ぜひ活用をいただけたらというふうに思っております。

それぞれ団地の中では、この開発のときは必ず一定の面積を確保しなきゃいけないということもあるようですから、そこら辺の広場を子どもたちのために活用できるように、我々としても支援をしていきたいと思っておりますから、大いにこれはそういうあれがあれば、また活用いただければありがたいというふうに思っております。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） まず、1点目の街灯の件ですが、いろいろ自治会が2分の1、町が2分の1、一番、今、自治会の人心配をしておられるのが電気代なんです。電気代を自治会が持たなければいけない。そうすると、なかなか自治会も街灯は欲しいが電気代が大変と、こういうふうになってくるわけなんです。その辺のところを町としてどういうふうにご考えておられるのか。この点が1点。

それで、次の道路の件は、今言われましたように、入札のときにいろいろ管理責任を協議すると、こういうふうに言われましたが、今がたがたになっているところ、これを今から入札のところはいいです。それでは今なっているところはどうするのか。これが1点と、最後の子どもの遊び場の件ですが、さっき言われましたが、ハートランドのところの公園です。あります、たしか。ブランコもついてます、たしかありますが、あそこは犬の散歩をするぐらいの人しか見当たらないんです。行ってみても。ああいうところに公園があっても、人は行かないのではないかと思うんです。その辺で、ぜひ地域に密着した公園の方を考えていただきたい。この3点をよろしくお願いたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ちょっと電気代の扱いにつきまして、総務課長の方から答弁をいたします。

それから、現在あるでこぼこのところについて、交通安全上からもいろんな支障がありますので、そういうところは、もう一度点検をさせまして、整備するところは整備をしていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、また、まだ2年以内でそういう状況があればこれはこれでちゃんと指示をしてやらせていきたいというふうに思っております。

それから、遊び場の関係では、いろんな子ども会の関係なんかが、その地区の広場を利用して、遊具を整備したりというようなことで、いろいろ今日まで対応してこられております。そこら辺もごさいますので、これからも、さっき申し上げましたように、大きな公園は別にして、小さなところは、できれば協働のまちづくりといいますが、そこら辺のひとつの方向づけで、みんなが汗を流して、地域で一緒にその公園の整備をやっていこうではないかというような形で、ぜひ

我々も前向きに受けとめていきたいと思っておりますので、そういった事業を活用していただければというふうに思っております。

議長（平岡 正一君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） ただいまの街灯の電気料の件でございますが、毎年度2回、行政協力員会議を開催しております。ほとんどの方が自治会長でございますから、そういう形で、街灯の電気料についての要望が上がってくるのも事実でございます。そのときに、私の方でお答えをさせていただいている内容につきましては、今、自治会活動費という形で活動をされることによって、その活動の原資となる公費を支給しておるわけでございますが、それぞれ定額的なものから、だんだんと活動割といえますか、活動されることによって、その活動費が増えていくというふうにシフトしておる段階で、自治会活動費を活発にされることで、20ワット1灯の電気料が毎月200数十円だろうと思いますが、その全額というわけにはいかないかもわかりませんが、その原資となるものは、自治会活動費の中で何とか調整といえますか、心配することができるのではないかなというふうに申し上げておるところでございます。今後とも恐らくそういう形で要望等は上がってくると思いますけど、同じ考え方で、お話をしていきたいというふうに考えます。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 今、一応自治会に対しては、自治会活動費ということでお渡しをしていると。今、僻地の方に行ってみたらわかられると思うんですが、すごく、老齡化が進んでいるわけなんです。老齡化が進めば、活動費といっても、やっぱり活動ができない状態になってくるわけなんです。今までいろいろ町内では、道打ちとか溝上げとかいろいろありますが、それもできないような状態になっているような自治会ができてきているわけなんです。そういったところで、活動費だけに頼ったのでは、なかなか街灯そのものも、電気代も払えないようになってくるのではないかと、このように感じているわけなんです。その辺もぜひ考慮に入れられて、今からの方針を立てていただきたいということをお願いいたします。

また、道路の方も、早急に地域は課長の方に言ってありますからわかりますが、むちゃくちゃなところもあります。早急にこの辺は補修をしていただきたい。このように考え、要望をしておきます。

これで質問を終わります。

.....  
議長（平岡 正一君） ここで暫時休憩します。午後1時から再開します。

午前11時53分休憩

午後 1 時00分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

町長の政治姿勢といたしまして、職員の士気低下について、4点お尋ねいたします。

平成17年度から始まりました給与削減、新年度、19年度で、今回と合わせまして連続3回となっております。現状から推察するに、先ほど町長も申されておりましたが、「入りをはかり出るを制す」というふうに申されておりますけど、入りをはかるべき具体策が現在のところ全く見えてないと。まず入りをはかったのは、昨年、手数料や料金については、昨年上げております。そのほかに、じゃ、入りをどういうふうにしてはかるのかという具体策は全く見えておりません。また、町長も具体的にはおっしゃっていません。

そうした現状から推察するに、果たして給与削減、そうした給与削減がこれからどんどん、毎年、毎年、給与削減という方向に行くのではなからうかというふうに想定されます。

こうした現状の中で、町長は苦渋の選択結果として、給与削減とされているのだろうというふうに推察いたしますが、この2年間、経過しまして、1点目としまして、そのことによる職員の士気低下は見られないか。2点目としまして、町長として、2年間を総括してどのようにとらえているか、まずお聞きいたします。

仄聞するに、職員の口からは、半ばあきらめの言葉が出ているように私は思います。出口のない海ではございませんが、平生町は、出口の見えないトンネルに入っている状況であり、いつになったらこの暗いトンネルを出られるのか、この状況が変わるのか。それが見通せない状況下で、職員は不安を覚え、また退職勧奨による退職者も多いと聞いております。士気が下がっているというふうに言われても仕方のない状況にあると私は考えております。

財政的に非常に厳しいことは理解できます。結果として削減もいたし方ないかもしれませんが、であれば、なおのこと、職員の士気向上の方策が必要だと思えます。

そこで、3点目としまして、もし既に士気向上に向けた何かのフォローがなされているのであれば、どういうことをしているのか、お答えいただきたいと思えます。

4点目として、もっとも、町長自身はフォローしているよと思っても、それが職員に伝わらないのでは全く意味がございません。そこで、それこそ、笛吹けど踊らずというふうになってしまいます。

また、住民との協働のまちづくりの話も出ておりましたが、そのまちづくりを目指すのであれば、厳しさの中にも、やはり職員の士気を向上させるようなフォローをしながら、職員のやる気を引き出し、職員も頑張っているから、我々住民も頑張ろうよと、そういう雰囲気づくりが大事だと考えておりますが、残念ながら、現状はその方向には進んでいないと、私は感じております。

そこで、町長はどう認識されているか、お尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町長の政治姿勢を問うということで、職員の士気の低下を懸念するというので、4点について御質問をいただきました。

御指摘のように、平成17年度の段階から、職員の給与カットに踏み込まざるを得ないと、こういうことになって、今日に至っております。予算編成の段階で、まずカットありきということで、編成をしてきた経緯は一度もありません。何とか、通常のベースに戻すことによって、何とか切り抜けていけないかということで、いろんな、今日まで検討しながら進めてきた中で、最終的には、どうしてもここに手をつけざるを得ないと、こういうことで今日に至っていると。確かに職員の皆さんに、大変苦勞をかけておるということについては、事あるごとに、私も職員にも話をさせていただいておりますし、ぎりぎりのところで、職員の皆さんにも御理解と御協力をいただいて、今日に至っておるといふふうに思っております。私の方から見まして、大変厳しい状況の中ではありますけれども、一生懸命、今、頑張ってくれているといふふうに私は思っております。こういう状況、お互いに与えられた試練だといふふうに受けとめて、乗り越えていきたいといふふうに考えております。

この2年間を総括してどうかということもございました。確かに、こういう状況の中で、そうはいいながらも、やはり町民のサービス、あるいはまた公務員としての使命感と、こういうものを持って取り組んでいこうと、こういうことで、一昨年は、町制50周年の式典、これは質素ではありましたが、まさに手づくりの式典を開催をすることができました。昨年は、海王丸の招致につきましても、これは職員の、本当に力なくしてできなかったわけでありまして、そういう意味では、本当にこういう状況の中で、一生懸命頑張ってくれていると、私は受けとめております。

同時に、こういう大変厳しい財政状況の中で、いろいろ経費の見直し等も行っているわけですから、そういう意味では、それぞれ職員のコスト感覚といいますが、そういうものも以前に比べれば上ってきているのではないかなといふふうに思っているところであります。

職員の士気の向上のために、どういうフォローをしておるのかと、こういうことでございます。一つは、まずは課の中において、それぞれ目標の設定、そしてまたその目標に対して個人としてどういう目標を持って取り組んでいくのか。こういうことも一つの大きなテーマとして、投げかけて、今日まで、それぞれ取り組んでもらっております。

また、町民に対しても、いろんな会合をことあるごとに、私たちも今、町の状況の中で、町民の皆さんにも、いろいろ、今こういう財政の厳しい状況の中で、補助金のカットを含めて、手数料の改正とか、使用料の改正とかお願いをしておりますが、町もみずから身を削る思いで、本当に痛みを分かち合っていくという気持ちで取り組んでおると。ぜひ職員の今置かれておる状況に

ついても、十分理解をして、激励をしてやってほしいということを、事ある会合のごとに私からも地域の皆さんにもお話をさせていただいております。

また、昨年の1月からになりますが、これは私自身がこういう状況の中で、職員の気持ちを思うときに、少しでも何とか率直な気持ちを語っていきたく、こういうような気持ちもありまして、全職員に対して、今、毎月、月初めには、メッセージを全職員にメールを配信をさせていただいておる。時には激励をしながら、また時には、どんな注意も、喚起をしながら、場合によっては苦言を呈することもありますけれども、率直に職員にこういったツールを使って語りかけさせていただいておるとい状況でございます。

また、課長会議においては、特にまた管理職の皆さんから、それぞれ職場における職員への心配りというものを十分とってもらうように、私からも、これはしょっちゅうお願いをしておるような状況でございます。

そういうことで、職員のそういった気持ちというものを十分おもんばかりながら、ここは本当に力を合わせて、この時期を乗り越えていこうと、こういうことで、ぜひそういうやる気を引き出すような使命感を持って仕事ができるように、そういう環境づくりに今、取り組んでいるということについても、御理解をお願い申し上げたいというふうに思っております。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 再質問させていただきます。

今の町長の答弁、聞いておりましたら、誠にごもっとも、教科書どおりだと、こういうふうには感じます。

ところが、どう認識が違うように、私の考えている認識と、町長が考えている認識はどうも違うように思えます。町長の目線と職員の目線が大きくかけ離れているように思います。また、町長と職員の信頼関係が果たして構築されているのかなと、そのあたりにも大きな疑問を感じております。けさ、冒頭で町長からの発言がございました。職員の採用、これ3名、1名については、身障者と、これは当然であります。4年間もルール違反をしていたということから考えたら、当然のことです。ところが2名、新たに採用ということが出てまいりました。さらには副町長の導入と。これについては、もう予算にも組んだと、こういう話でございます。それらを考えてみますに、第四次改革プランを進めるに当たり、どうも逆行しているんじゃないかというふうに私は考えております。

こうした件についても、職員の士気向上という面から、新しく疑問点も出てまいります。新採用、私からすれば、新採用することなく、職員148名ですか、7名ですか、これが全員で2名の新採用分を補っていかうという機運を高める方向で行くのが本来の町長のやるべきことではなかるうかと、こういうふうに私は考えます。そういった士気を高めるということで、私は最初に

質問しております。

ところが、職員の給与カットは、カットありきではないよと、通常の中での予算が足りないから、カットだと、こういうふうに私は聞こえてきています。そういうことでは、今の財源不足ということを考えれば、どこまででも、要するに職員の給与のカットに頼らざるを得ない状況であろうというふうに私は思います。職員の士気の低下の責任は、やはり町長が負うべき部分が大きいというふうに思いますが、改めて、今、申し上げましたことを踏まえて、どう考えているか、答弁をお願いします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 職員との信頼関係というのは、大変大事なことで、それはしっかり構築をしていくように、引き続きこれは努力をしていかなきゃいけない課題だと、全くこの点は御指摘と、私もそう思います。

それから、今回の採用の件でございますが、かなり、きょうも申し上げましたように、激変緩和の措置として、今回こういう形をとらせていただいた。かなり定数の、当初の予定よりも定数が落ちてくると、定員が落ちてくるということございまして、結局それはそのまま行けばいいじゃないかと。確かに、今、そうは言いながらも、こういう状況ですから、何とか、だんだん落としていく計画は持っておりました。しかし、それ以上に、今回そういう状況があらわれたと。結局、どこにそのしわ寄せが行くかと言えば、結局職員のところに、数が減れば、減った、その分、職員のところにしわ寄せが行くというようなことがもろにあってはいけないと。激変緩和というのは、そういう意味で、少しでも全体としてそういう行革はやらないといけないけども、同時にそういうことで、一気に変化をすることになると、これはまた、職員の、逆にまた士気にもかかわるといふこともありまして、身障者を含めて3名ということございましてけれども、何とかその分を緩和をさせていこうと。こういうことでの今回の措置になったことを御理解をお願い申し上げたいと思います。いろいろ給与の問題等を含めて、職員組合とも十分、今後とも、こういう協議は詰めていきたいというふうに思っておりますし、これから、組合の皆さんとも定期的に協議をしていこうと、こういうことにもさせていただいておりますので、十分そういった意思の疎通を図っていけるように、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 今、職員の採用については、激変緩和と、こういうふうにおっしゃいました。それで、じゃ、なぜ私がここで2名採用したのかと、疑問を持ったのは、要するに、ここにございます第四次行政改革大綱に、ここでは実数が149名と書いてありますが、これは前年度であります。前々年度ですか。現在は145名だろうと、こういうふうに思います。それで、改革の目標、これに、10年後の職員実数目標を120名と想定すると書いてあります。そ

して、22年度までの定数を137名と。確かに、今回退職者が出れば、この137名ぐらいには達します。これがわずか2年ということになります。だけど、目標は120名なんです。ここまで減らせると考えている以上は、やはり少し考えたらどうかと。ただ激変緩和とおっしゃれば、言葉は誠にごもっともでございますが、要するに、145分の2になります。145名が2人分を負担すればいいと、数字的には、そのぐらいはやれるんじゃないかと。そうすることによって、士気低下を防ぐというのは、どういうことかといえますと、今回、職員の給与を1%カットしております。この金額がどのぐらいになるかは知りませんが、四、五百万円だろうと、これは私の想像です。そのぐらいただったら、2名採用するのを採用せずに、カットを防いだ方が、職員としたらやる気が起こるんじゃないかなと。士気が高まるんじゃないかなと。この士気を高める方が非常に、私は今、大事だと思っております。

そこで、いろいろ申し上げて、回答もいただいたんですが、もう少し申し上げたいのは、釈迦に説法という言葉もございます。私ごときが失礼とは思いますが、一般企業も同様で、企業として立ち直るか、あるいは倒産するかは意思疎通と申しますか、トップとの考えをいかに部下に伝え、理解が得られるかにかかっております。これは私、企業におりまして、つくづく、リストラとかいろんな状況に接して、十分身にしみている内容であります。部下からの信頼を失ったら、統率を欠き、企業としては再建は不可能と、こういうふうに考えております。経営者に関する書籍で、一般的に言われているところの組織の活性化のためのマネジメントといたしまして、4点示されております。一番目として、ビジョンの明確化と浸透のための仕組みの構築です。これが本当になされているか。それから2番目がリーダーシップの発揮とコミュニケーションの強化、3点目が従業員の役割の期待の明確化と業績への連動と、4点目が自立型人材育成の取り組み、この4点がマネジメントに対して重要であるというふうに一般的に言われております。この内容は、行政組織にも当てはまるのではないかと、こういうふうに思います。

そこで、最後の、この項についての最後の質問になりますが、総務課長にお尋ねします。職員の現状をどのようにとらえ、町長にどのように進言、アドバイスしているのか、その点についてお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） ただいまのご質問でございますが、現状をどうとらえて、町長にどう進言しているのかということにつきましては、当然、課長会議あるいはまた、職員組合との御意見交換、そういったものを通じて現状の把握に努めるという使命もございます。そういったもので、士気の低下という御指摘もございますけど、町長も申し上げましたように、職員全員が一生懸命頑張っているという現実については、私もそういう認識をさせていただいておりますので、給料のカットについて、いろいろ問題等についてはありますけど、引き続き職員の理解は求めて

いかなければならないという形で、今回の組合との協議にもなりましたし、予算編成にもなってきたというふうに思っております。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） それでは、2問目の質問に移ります。

中期財政見通しについては、一昨年、平成17年の12月議会で同様な質問をいたしております。その時点で、財政の硬直化、ピークを超えたと認識していると、町長は答弁されておりますが、財政指標を見る限り、財政の硬直化は、今なお進行していると感じております。現状の第四次行政改革のみでは、状況はさらに悪くなるのではと、大変心配されます。さらに、昨年の6月の議会において、19年度から22年度までの歳入歳出予定額と22年度までの歳入不足額の合計額が、約20億3,000万円となるとの答弁もいただいております。この内訳を申しますと、19年が3億3,000万円、20年が4億5,000万円、21年が6億1,000万円、22年が6億4,000万円、こういう先行き見ると大変な数字だと。これが克服、本当にできるのかなというふうに思いますと、不安だらけと、こういうところであります。

しかしながら、歳入不足に対する対応策についての、そのときの答弁は、19年度不足額3億3,000万円については、これからの努力と基金で対応するということと、こういうふうに答弁されております。そのとおり、この19年度の予算は、先ほど町長も基金を取り崩すと、こういうふうに言われております。

さらに、20年、21年、22年については、どう答弁されたか、考えてほしい、それはその次という形で財政運営していかざるを得ないと、私は財政に対してどう対策を立てるのかと聞いたら、こういう答弁をされております。

こういう答弁でありましたが、再質問の都合上、先送りともとれる答弁に対して、現実的な財源不足の対策が確認できなかった経緯がありましたので、今回改めて質問させていただきます。

ここ3年間の一般会計予算の推移を見ますと、16年度が53億6,400万円、17年度が47億1,500万円、18年度が44億6,800万円と、減少の一途をたどっております。予算規模の縮小はとりもなおさず、住民サービスの低下、さらにはインフラ整備もままならない、こうした現状から、町長が掲げた安心、安全というそういうことがきちんとできるのかという先行きどうなるのか、不安すら感じております。

そこで、1点目としまして、中期財政見通しとして、町長の在任期間である22年度までの想定される予算規模とその理由についてお尋ねします。

2点目としまして、今後財源対策をどう進めていくのか、第四次行政改革を進めるだけで十分であると考えているのか。また新たな対応策が必要と思われておりますが、新たな構想があれば、具体的な内容についてお尋ねいたします。前段で申しましたように、その次という形で財政運営

していかざるを得ないなどと質問をはぐらかすような答弁ではなく、町長として責任ある財源不足対策についてお答え願いたい。よろしくお願いします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 中期財政見通しについて、平成22年度までの各年度ごとの予算規模の想定値について、またその理由と、こういうことで、まず1点目を質問いただきました。

昨年、中期見通しを皆さんにお示しをしましたが、当然そのときにも申し上げましたように、幾つかの前提条件が置かれております。そういった意味では、そういう前提条件のもとにこれは試算をしましたよというのは、先般も十分説明をさせていただきました。例えば交付税については、5%ずつ落ちていきますよと。そういう前提で組ませていただいたと。しかし今回は、結局は、普通交付税の場合、1%の減と、こういうことにとどまった。国の財政対策によって、かなり大きく変動してくるといふ事情があるだけに、そこら辺については、十分その前提を踏まえて御理解をお願い申し上げたいということをお前回も申し上げさせていただきました。

したがって、今回、19年度当初予算ベースで試算をさせていただきました。改めて申し上げますが、その19年度予算のベースでいきますと、前回言いましたのとはかなり、大幅に変わってきております。平成20年度の予測が歳入合計が42億6,800万円、歳出が44億6,600万円、差し引き1億9,800万円。21年度が42億4,300万円、歳入が45億1,800万円、差し引き2億7,500万円。平成22年度が歳入合計が43億4,000万円、歳出合計が46億1,000万円ということで、22年度予測で3億600万円、約3億円の歳入不足という、一つの19年度ベースに置きかえてやりますと、そういう状況になってくるということをごさいます、交付税全体で、交付税の分については、2%の減収という前提で試算をさせていただいております。

この辺で、歳出についても、それぞれいろんな動向を見ながら判断をさせていただいております。先ほども言いましたように、いろいろ今年の場合でも、19年度もそうですが、自立支援法の問題や児童手当、こういったように、制度変更に伴い負担が変化をするということもございしますので、なかなか財政見通しが中期的に立てられない。そういった制約があることも事実である。したがって、こういった中期見通しも毎年見直しをかけていかなければいけないだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今日も午前中申し上げましたが、行政評価等も新たに取り組んでおりますが、そういうものも十分活用しながら、財政の健全化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、財源対策、財政対策でございますが、第四次の行革大綱は、18年度から21年度まで4カ年ということで、対策を示しておるわけでございますけれども、財源対策につきましては、

先般来、御説明申し上げておりますように、財源対策についての5つの検討チームを発足をして、今日まで取り組んできております。一つは、手数料、使用料検討チーム、これはもう既に昨年、この前の12月から条例の一部改正で手をつけて今日に至っております。それから、2つ目が税の検討チーム、これは都市計画税を一つの大きなテーマにいたしてありまして、新年度からその導入に向けた準備に着手をしていこうと、こういうことで、今、御提案をさせていただいております。

それから、3つ目が税収確保対策チーム、これは、例の阿多田の関係等々含めて、今日も申し上げましたように、組織全体の見直しもやりながら、政策と政策立案、企画の政策立案、それから総務の財源といいますが、財政部門、一体的に対応することによって、裏打ちのある政策に取り組んでいけるというようなことも含めて、取り組みを強化をしていこうと。特に税収確保については、今のところ今年度、例の風力発電の経済効果と、こういうことも償却資産税という形で、初年度あたりが大体380万円程度、6基ということになると、二千二、三百万円程度の増収の見通しということになってまいります。この辺の税収確保、こういうこともこれからも引き続き取り組んでいきたいし、そういったところで、税収確保に向けての取り組みを進めておるといことについても御理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、財産処分について、4つ目ですが、町の未利用町有地等についても、引き続き取り組んでいくと。

特別歳入についても、そういういろんな自動販売機の設置、これは施設で、災害時用のやつでございますけれども、そういうやつを新年度から、いろんな印刷機、複写機等の使用、団体に認めていくと。あるいは広報紙やホームページなどへ有料広告と、こういったことも新年度から実施をしていくと。いろんな角度から取り組みを進めているところでございまして、いろいろありましたように、入りをはかるために、しっかり引き続いて努力をしてみたいと、こういうふうに考えております。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 再質問させていただきます。

今、答弁いただきましたが、どうも通り一遍の内容で釈然としません。特に対応策については、今まで発言されてきた内容から新鮮味が感じられない。不安すら感じます。今申された手数料については、もう既に終わっております。もう一遍、税の都市計画税については、これは一般財源としては使用できませんし、特殊な財源確保ということになるかと思いますが、これについても、今すぐという形では進めないということであろうかと思えます。

それから、もう1点、税収の見直しと、こういうふうなことで、風力だとか、風力で2,000万円から2,200万円、3,000万円近くという話でございました。さらには、阿

多田の件も少しばかり触れておられたかなというふうに思います。

ところが、それともう1点は、町有財産の売却と、こういうこともおっしゃっております。これらをずっと眺めておりましたも、最初の段階で申されました20年度については、1億9,800万円、歳入歳出が不足だと。それと21年が2億8,500万円、22年が3億600万円と。こういうふうに申されております。このトータルは7億8,900万円ということになるかと思えます。

じゃ、これらが、今、申された町長の財政対策で、果たして補えるのかという具体的に考えてみると、これはとてもじゃない、相当足りないんじゃないかと。片方は億の単位です。入ってくるのは1,000の単位です。そういったことから、不安をしっかりと感じております。

そこで、質問の方向をちょっと変えまして、町の起債残高について、見てみますと、平成14年3月議会で、町長の所信表明の中で、地方債残高が125億6,300万円を超え、非常事態宣言を発令する必要性に迫られていると。こういうふうに発言されています。このことは、記憶されていると思いますが、その後の起債残高は増大を続けまして、15年度末は、127億1,800万円、16年度末は136億100万円、17年度末は、136億800万円、こうした状況をしっかり踏まえて、財政的に対応していくのか。住民が安心できる対策はどのようなのか。こういったことで、今すこし現実的なアクションがなされているのか。再度お尋ねいたします。歳入の方について、特にお願します。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 現実的にどういう財源対策について、対処していくのかと。先ほど申し上げましたように、今それぞれチームにおいて歳入確保対策を進めております。同時に、できる限りの歳出の削減についても、一方的に削ればいいという状況ではございません。したがって、ぎりぎりのところで予算編成を続けておるといのが、御承知のとおりでございます。

最初にありましたように、職員のそういった士気にかかわることがないように、ぜひ予算の財源確保対策、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

今、起債残高の動向について御指摘がございましたが、総務課長の方から答弁をいたします。

議長（平岡 正一君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） 起債残高でございますが、今、議員さんおっしゃいましたように、残高そのものは17年度までは増えてきております。しかしながら、今年度末の残高については、17年度と比べますと若干減少するであろうと。さらに、19年度においても、トータルとして18年度末が135億円程度、19年度末の見込みが132億円程度というところで、全会計を合わせて減少傾向にはなってはおります。

漁業集落の環境整備事業も19年度で終了をするということは、個々の特別会計における償還

については減少をしていくものであろうと思いますが、ただ、下水道の整備の具合によりましては、この下水道会計での元利償還がどういう傾向になるかというのは、現時点では何とも申し上げられないというか、横ばいで推移するか、事業を縮小していけば、その起債残高は少なくなってこようというような状況でございます。

どちらにいたしましても、もうここ数年、プライマリーバランスといいますが、その基礎的財政収支についてはプラスというような状況でございますので、起債、町債の発行については、事業の縮小とあわせて、起債額そのものはわずかになっております。また、その起債額の中には、交付税の代替措置であります臨時財政対策債、こういったものを多分に含んでおるということで、一般の起債についてはごくごくわずかな状況になっておるということでございます。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） これ3回目最後の質問となりますが、今お答えいただきましたが、18年は横ばいか少し減っていると、19年は132億円ぐらいになるだろうと、こういうことで、わずかながら安心感というのはあるかもわかりませんが、この額たるや相当な額ということであります。町民が、平生町の町民1万4,000弱、この辺から考えますと、1人頭あたりはどのぐらいの借金かというのは、皆さんが計算してもらえばわかる、膨大な借金です、これは、普通の家庭であれば完全に家庭崩壊と、こういうことでしょう。

そうということで、改めて町長が、今まで財源対策についていろいろ 私は4年間、かなりの頻度で財政対策について質問をしまいいっております。ところが、ほとんど進展しないというふうに私は考えております。これは、町長の答弁によると、聞いているだけなら、ああ、すごいなと、こういうふうに感ずる面もありますけど、よくよく考えたら、どうも実質的なことが余りないんじゃないかと。そういったことで非常に心配しております。

そこで、町長としての最初に申しました政治姿勢にも関わるかと思いますが、広報「ひらお」、この2月号の町長室の窓に「夕張のこと」と題するコラムについて、原文を一部読まさせていただきます。ということが書いてあるかと、一部ではございますが、「630億円という巨額な借金や長年の赤字隠しで、一番の責任は夕張市です。しかし、同時に、炭鉱閉山という国策に翻弄され、観光への過大投資や放漫な財政運営を許し、見過ごしてきた北海道や国にも責任の一端はあります」と、このように述べられております。

この中で、「過大な投資や放漫な財政運営を許し、見過ごしてきた北海道や国にも、その責任の一端はある」と断言されております。この一文は、私には到底納得できません。簡略に申しますと、市長が行った施策あるいは行為に、それは危険だよと注意してくれなかったから破産したので、国や北海道にも責任の一部があると、こういう論法と解釈いたしますが、これはあくまでも責任転嫁であり、行政のトップの発言とは到底思えません。

もし、私が今、申し上げたことに対して反論がございましたら、御教示いただければというふうに思います。

今、国が求めているのは、地方分権であり、交付税に頼らない自治体の自立であって、このことが今、行政に求められている大きな課題であるというふうに思っております。交付税が減額されるからと国の責任にすることなく、可能な努力が不可欠であろうと、こういうふうに思います。御存じと思いますが、そのための国の支援策が幾つか実施されております。これについて、各地方はいろんなアイデアを出して、その支援を受けていると、現状を新聞、テレビ等の報道で見たり聞いたりされていると思います。そういった努力がほとんどなされていないと。

住民との協働ということをしきりに、毎回のように申されますが、この住民との協働というのは、先ほども町長がおっしゃった街灯とかあるいは公園の整備とか、町民と一緒にやろうよと、こういう微々たるもんだらうと。そうじゃなくて、住民との協働というのは、大きな意味での協働であらうかと。そのために日本全国各地域でいろいろ努力して、そのための今の内閣は補助金を出そうよと。今、200億円ですか、予算を組んでおりますね。そういった予算もいただけるような住民との協働というプランをしっかりと考えていただければなあというふうに思っております。

今までずっと4年間、私はここに立たせていただきましたが、顧みましても全く変化がないというふうに感じております。旧態依然の体質から脱却する努力をしなければ、先ほども申し上げた第2の夕張となる可能性すらあるだらうというふうに思います。そうならないことを住民として願うばかりです。

職員の意識改革の必要性については、以前、一般質問で申し上げておりますが、私は町長自身の意識改革も必要ではないかなあというふうに感じております。町長の責任は重大であるということをお願いして、質問を終わります。特に、答弁は求めません。

これで終わります。

議長（平岡 正一君） そしたら、8番はいいんですね。

議員（5番 山名 喬二君） 答弁がございましたらお願いします。

.....  
議長（平岡 正一君） ここで暫時休憩します。午後2時5分から再開いたします。

午後1時48分休憩

.....  
午後2時05分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） それでは、通告いたしました老人医療の現状と課題について質問いたします。

病气やけがは、だれにでも起こり得る心配事ですが、日本では、いつでも、どこでも、だれでも、医療費の一部負担するだけで安心して医者にかかれます。日本の医療制度はすぐれた制度と、世界的に高く評価されています。

しかし、ここに来て、経済の動向、高齢化の進展、医療技術の進歩、住民の意識の変化など、医療制度を取り巻く環境が大きく変わりました。それにつれて医療費の割合が大きく膨らみ、医療保険財政は大変厳しい状況にあります。

これに対して、国も制度全般にわたる総合的な構造改革を進めているところです。

医療費の中でも70歳以上は、70歳未満に比べて5倍の医療費がかかると言われています。本町の財政においても、支出の大きなウエートを占めている老人医療の抑制に向けて、早急に取り組む必要があると考えます。

そこで、老人医療の現状と課題を明確にするため、老人医療費の推移と分析をお尋ねいたします。また、その分析に基づいた老人医療費適正化への取り組みをお尋ねいたします。

以上、2点、お願いいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 老人医療費の推移と分析、それに基づいて適正化への取り組みと、こういうことの2点いただきました。

老人医療の関係ですが、ずうっと対象者がどんどん増えてきておりましたが、平成14年度に、御承知のように制度改正と申しますか、14年の10月から対象者が70歳から75歳ということに改正されまして、そこで人数はぐっとそれからまた落ちました。

落ちましたが、医療費については、平成13、14、あの辺が大体18億円程度弱の医療費でございましたが、人間は、対象者は減ってきておりますが、当時、平成14年度が対象者が2,508人でしたが、その後、今、18年度2,069人ぐらいというふうに落ちてきておるように思います。ただ、医療費はそんなに落ちておりませんで、17億円程度というふうに資料で今、確認をいたしております。1人当たりの医療費についても少し高くなってきておると。かなり高額な医療費を要する疾病も増えておると。この辺が一つの大きな原因かなと。

疾病状況についても、特に脳梗塞、高血圧疾患といった循環器系の疾患が、件数、医療費において大体3割から4割程度ぐらいだというふうに思います。それから、白内障、糖尿病等々、生活習慣病と申しますか、こういうものも多く見られると。その辺が医療費の増加につながっているということで、こういった生活習慣病に対する対策というのも、一つの課題として浮かび上がってきておるとかなあというふうにも思っております。

そういう状況の中で、適正な医療といえますか、適正化に向けて取り組みを進めさせて、我々も啓発活動を、今、行っております。いろんな重複や頻回受診について、その辺についても注意を喚起をしながら、また、老人医療費の介護予防といえますか、健康づくりといえますか、こういったところにも十分力を入れていながら、できるだけこういった医療費の適正化にはね返ってくるように努力をしておるというのが今日の現状でございます。

以上、現況と分析と適正化への取り組みということでございます。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、重複の受診の方の対策とか、いろんな成人病予防の対策をしているというお話でございました。

長寿で有名な、長寿で老人医療費も安いという長野県の例を見ますと、盛んな保健活動や在宅医療への取り組みが上げられています。そういった事例も踏まえて、医療費抑制に向けて、次の4つのことをお伺いいたします。

まず、終末医療を在宅で受けられないかということですが、平成16年7月の終末期医療に関する調査等検討会報告書によりますと、62%の方が住みなれた場所で最後を迎えたいと思っているものの、家族への負担や緊急時の対応への不安から実現が難しいようです。在宅医療や在宅介護サービスが整備されて、在宅療養の環境がよくなって、家族の負担が軽減されるのであれば、終末期ケアも含めて、在宅で医療を受けたいという人はもっと多くなると思います。

国においても、昨年の診療報酬改正により、在宅療養支援診療所など在宅医療を地域連携で支える体制づくりも始まっております。県内でも、周南いのちを考える会などが活発に啓発活動や緩和ケアの設置の推進等に力を入れているところです。

実際に、この本町でも、医院の協力を得ながら可能な限り在宅でと実行される方々も、少数ながらおられます。そういった例も住民に知らせながらの、住民全体でこのことを考えることも必要ではないかとお伺いいたします。

それから、先ほど重複・頻回受診については訪問指導されているというお答えでしたが、その指導内容と指導回数はどうのように考えておられるか、お答えください。

次に、病気の予防にまさる対策はないとの観点からお聞きします。高齢者の健康づくり対策は、保健センターをはじめ、社会福祉協議会など取り組まれていると思いますが、その現状と課題をお伺いいたします。

最後に、今年度より集団健診が個別健診に変わりました。そのねらいと実績についてお尋ねいたします。

以上、4点、お願いいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 終末期医療の在宅でということ、確かに御指摘のように、家族の負担が軽減をされるということになれば、介護や看護の体制の整備ということが条件になるでしょうが、在宅でという形になるかもしれませんが、なかなか 確かに住みなれた場所で最後を迎えたいというのは、これは気持ちはわかりますが、案外家族への負担が大きいとか、そういうことで遠慮を 遠慮じゃないけども、病院へというケースもあるように思いますんで、いろんなケースがありますので、これは、今、御指摘がありましたように、十分町民全体でも、町内でもそういう取り組みをやっているところがあるということですから、受けとめて、もっともっといろんな角度から議論をしていく必要はあろうかと思えます。

この辺について、あるいはまた、これから重複受診の指導について、回数、内容等についても、これは町民課長の方から、いいですかね。 健康福祉課長の方から答弁をいたします。それから、高齢者の健康づくりの現状についても、それから健診の集団から個別、こちら辺についても、健康福祉課長の方から答弁をいたします。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） それでは、重複受診者への保健師の指導についての内容、それから指導回数について、それから高齢者の健康づくりの現状と課題、それから、健康診査を集団から個別に変えておりますけれども、このねらいと実績、このあたりにつきまして回答させていただきたいと思えます。

まず、重複受診者への保健師の指導でございますけれども、そこにつきましては、患者さんが同一の病気、特に循環器の病気でございますけれども、これについて、1月のうちに複数の病院に行くというようなことございまして、これについて保健師の方で、国保老人医療の老人保健多受診受給者一覧表の方から対象者の方を選定をしております。

選定人数につきましては、大分あるようでございますけれども、保健センターの業務の中で実施させていただいております、大体10人程度を目標にして進めてまいりました。15年度は、そうはいつでも1件、それから16年度は16件、それから17年度は12件という実績でございます。

指導の内容でございますけれども、なかなか病院に行くなというようなことはなかなかできませんので、具体的には薬の服用の仕方とか、そのあたりについて指導したり、それからまた、できるだけ地域の方との連携といいますか、閉じこもらないように、いきいきサロンの方とか老人クラブの方へ参加をさせたり、そういったことを促したり、そういったこと、それからまた、同居の人に関しての健康管理に気をつけるようなことを指導しているようでございます。

それから、高齢者の健康づくりの対策の現状でございます。これにつきましては、事業といたしましては、老人保健法に基づきまして、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康審査、機

能訓練、訪問指導と6つの事業を柱に、これまで進めさせていただいております。

具体的な事業といたしましては、基本健康診査で糖尿とか血圧の高い人、それからたんぱくの出るような人などの要指導者となった方を対象に、生活習慣病予防教室、それから糖尿病予防教室、それから高齢者食生活講座、これらの教室を開催いたしまして、病気の知識とか栄養、食生活の講話、調理実習、そういったものなどを行っております。

それから、町内の老人クラブとか地域のいきいきサロンの事業に保健師や栄養士が出向きまして、転倒予防とか血圧の測定、健康体操の指導あるいは相談を行っております。

それから、平成13年度からでございますけれども、ほかほか健康体操教室、それから、今年度から開始いたしました認知症予防教室、それから、16年度から取り組んでおります高齢者筋力向上トレーニング事業、このあたりを開催いたしております。

それで、課題でございますけれども、いろいろこういった教室に取り組んでおりますけれども、男性の出席がやはり少ないんじゃないかなあというふうに思っております。これからそういったPRとか投げかけをしていかないといけないというふうに思っております。

それから、高齢者の病気の特徴といたしまして、さまざまなたくさんの病気をあわせ持っております。そういった方が多ゆうございますので、また、身体機能も低下してまいります。そういったことで、閉じこもりがちな人がここに来て随分と増えているように感じられます。このあたりについての取り組みですね、閉じこまらずに、一歩出かける、そういった支援を、きっかけづくりを今後とも課題の一つに上げて、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後の集団から個別に切りかえてのねらいと実績でございますけれども、57年度から基本健診を集団で取り組んでまいりました。17年度まで取り組んでまいりました。今年度から個別の方へ切りかえさせていただきました。

今年度は、介護保険法の改正に合わせまして、65歳以上の高齢者の生活機能の評価を行う必要がございまして、そういったことで特定高齢者を把握しなければいけませんので、年間を通した年間を通したといひましても8月から1月でございますけれども、年間を通した取り組みが必要であろうと、また、町内の医師会からの御指導もございまして、個別健診の方へ移行したものでございます。

メリットといたしましては、受診期間が限定されずに受診機会が増えるということ、それから、医療や指導の必要な人は、今までは集団では結果通知を郵送してございましたけれども、直接お医者さんの方から御指導いただけるというようなこと、それから、そういったことによりましてかかりつけ医にもつながるということで、個別ということでさせてもらっております。

しかし、実績の方でございますけれども、平成17年度は969人の受診がございましたけれ

ども、18年度におきましては、当初申し込みは835人ほどあったんですがございますけれども、実際には604人ということでございました。「余りにも長かったから受け忘れてしまう」というようなお話も伺っております。この辺につきましては、今後PR、そのあたりも一生懸命努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 重複・頻回受診については、その方その方によってももちろん原因が違いますので、ただ、病気探しの形で、余り芳しい病名がつかなくて、病名をつけてほしいがために重複・頻回受診をされる方もいらっしゃいます。そういった対応を保健師さんの方でされると、また随分そういった面も変わってくると思いますので、その方は、これからはしっかり指導の方をお願いいたします。

ちなみに、病院なんかで退院してもらうときに、いろんな地域につなぐ活動なんかをされる仕事、医療ソーシャルワーカーなんかいますけれど、そういった人たちは二、三回説明はされるそうです。1回じゃもちろん納得されませんので、地域に帰って、どういうふうにしたら安心して医療が受けられるとか、そういったケースワーカーのような働きもされますので、そういった二、三回ってのがちょっと一つの目安になるかなと思います。1回じゃやっぱりそういったことはやめられないというか、何カ所も行かれると思いますので、そういった病院での取り組みも一つの参考かなと思います。

あと、生活習慣病、糖尿病などに対応して、いろんな活動をされているようですけれど、やはりそういった具体的な、これに対してはこう活動するっていう形のもが見えますと効果的になると思います。そういった面では、非常にしっかり頑張っていると思います。

ただ、男性の出席が少ない。これは、何に対してもなんですけれど、何の会議を開いても、ボランティア的なものであるときには女性の方が多いと。で、男性の出席が少ないと。このあたりもこれからの課題として上げていらっしゃいますけれど、確かに大きな課題だと思いますし、複数の病気を抱えている方に対するの、例えば運動指導なり食の指導なりも、やはり専門家でないとできませんので、そのあたりを保健師さんと十分話しながら、いろんな保健活動をこれからも取り組んでいかれたらと思います。

あと、個別健診、これは少し人数が減っているようですけれど、今から65歳以上、70歳以上の方が自分のホームドクターを持つ上では、一つのきっかけになると思いますので、これはまたこれでいいかなと思います。

ただ、受診者が減ったっていうのが、みんなでこう誘い合わせて今まで行っていたのが誘い合わせができなくなったとか、健診日が限定されてないので、つい行く機会を逃してしまったって

というのが、先ほど言われましたように理由だと思います。この健診に行かれる人が少なくなって病気が増えるようではちょっと困りますので、そういった周知徹底も、先ほど図るとおっしゃっていただきましたので、お図りいただきたいと思います。

先ほどは、町の財政の健全化のための医療費の抑制について質問いたしましたが、もちろん地域住民の健康向上の取り組みの結果として医療費が下がったということが基本でございます。私なりにいろいろ調べた結果、比較的簡単にできる取り組みを二、三提案いたしたいと思います。

まず、高齢者の健康優良者表彰事業の創設、これは70歳以上で1年間医療機関を受診しなかった人を表彰するものです。佐久市がやっているんですけど、平成15年度実績では、高齢者の4.4%がその対象者になられたそうです。お年寄り、やはりスポットライトを浴びる機会が多ければ多いほど元気になります。そういった意味で、こういった表彰制度をつくるのも一つの手かだと思います。

あとは、先ほど言いましたような保健師さんや栄養士さんによる定期的な訪問指導、このあたりも、個別でいろんな方に対して訪問指導をする、特に家の中にこもっていらっしゃる方に対しての訪問指導というのは有効だと思います。

3番目に、今、テレビなんかでも言っていますが、安い後発の医療品、この利用促進、これはお医者さんの、ドクターの添え書きっていうか、それも要るようですけど、そういったものを使っていくっていうのは、使う側のご本人にとっても医療負担が少なくなりますので、これはメリットが十分あると思います。そういったものの啓発事業もどうかと思います。

医療と福祉は密接な関係ですから、町民課と健康福祉課が連携を今以上にとられて、地道な予防へのさらなる取り組みと在宅へのさらなる取り組みによって、医療会計の好転を期待して、1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問で、子供の遊び場の整備についてでございますけれども、これは先ほど淵上議員が聞いてらっしゃいました。淵上議員の質問は、身近なところに遊び場があったらいいなということで、地域の力発揮事業で対応という町長さんの答えでした。私からは、今ある遊び場をどう生かすか、幼児と保護者の目線での公園づくりと申しませうか、ちょっと具体的に1つ、2つ挙げてみたいと思います。

例えば、図書館の横の堀川公園を例にとりますと、あそこはちょうど図書館のそばで、トイレもありますし、水もある。で、遊具もある。人も出入りするから割と安全性が高いとは思いますが、何分樹木がかなり繁茂しております。やっぱりあれだけ樹木が密集して生えていると、ちょうど幼児の背の高さぐらいになるので、余り芳しくないかなと。人の目も樹木がたくさんあればあるほど遮ってしまいますので、もう少し整理されてはいかがかなと。

あと、外にあるトイレ。トイレは図書館の中にもありますから、外にあるトイレがあるがため

に、ちょっと暗い感じ。で、あそこで以前器物を破損された例がございますけれど、ちょっと死角になって、青少年健全育成上、余りよろしくないかなという思いもございます。

ちょっと具体的な例なんですけれど、そのあたりでお答え願います。

議長（平岡 正一君） 山田町長。 こっち。失礼。それじゃ、合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 公園整備について、堀川公園を例にとって御提言いただきました。

堀川公園においては、平成2年の ちょっと調べてみますと みどりの日に、平生町緑化推進協議会あるいは県緑化推進協議会が中心となって記念植樹を行っております。そんなことで、非常に、約80本の木を植えて、非常に結局多種多様な木があるということでございます。

しかしながら、それらが年月がたつにつれて非常に枝が伸びる、あるいは、中には枯れつつあるというようなことがありまして、議員さんおっしゃるように、なかなか見えにくい箇所が出てきたとか、そういうことが出てきているのも事実でございます。早速、御質問いただいてすぐに、担当課長の方もちょっと調査してまいりました。

そういうようなことで、今後において、そういうふうな生育不良の樹木あるいは繁茂し過ぎの過密植栽においての伐採等々も考えながら、環境を整えて、町民の皆さんに安心して潤い、安らぎが持っていただくような形の公園にしたらと、こういうふうに思っております。

御承知のように、図書館、歴史民族資料館あるいはスポーツ公園、スポーツグラウンド、そういうのがありまして、非常にあそこを利用される老若男女、非常に多くの方が利用されて、何かあの緑の中でちょっとした潤いを与える場というふうに認識しておりますが、今後とも維持管理、そういうものに気をつけて取り組みたいと思います。ありがとうございました。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 町内の遊び場を見渡してみますと、公園、グラウンド、いろいろな空き地なんかがございます。

で、公民館のグラウンドなんかは、小学生が遊ぶところ。例えば、この前大野の公民館のところのグラウンドで、小学校の5、6年生の子どもが来て、10人ぐらい自転車に乗ってまいりました。感心にちゃんとかみをまず拾いまして、その後、何をするのかかなと思って見てたら、ゲームをしておりました。何でゲームをここでしよるのかなと思ってたら、二、三十分ゲームをした後で野球をやっておりました。グラウンド、各公民館のグラウンドは、結構そういった小学生が遊んでおります。

その町民グラウンドは、割と高校生、中学生ぐらいの大きな子が遊んでおります。で、小っちゃなポケット公園みたいところで幼児が遊んでいる例が多いようでございます。もちろん、住み分けしてるのと、総合的に、午前中は幼児が遊んで、昼からになったら子供たちが遊んでいるとか、お年寄りがゲートボールを午前中にしているとかっていうところもございますけれど、

割といろんなところで遊んでいるのは見かけます。

ただ、公園づくりのコンセプトっていいですか、そういったものをもう少し考えられると、もっと公園っていうものが目について、平生町は公園が全然ないって言われるようなことにはならないんじゃないかなと私は考えます。さっきの淵上議員のお話で。

それで、例えば、このあたりで人気なのはウエルネスパーク、親子でよく行かれます。それはそれで、親子で行かれてよしいんじゃないかと思うんですけど、ああいうのをうちへつくろっというのは無理ですけど、例えば恐竜公園、あれは恐竜があるというのが目玉だと思うんですけど、あの恐竜の大きなのがあるというだけで皆さんよくあそこに行かれる。あと、割と安全で、トイレもあって、水道もあって、人も結構来ているから、そこに行かれる。

先ほどスポーツレクリエーション公園の話がありました。だれも行かんっていうか、なかなか見えないところだから行きづらいっていうところもあります。それで、恐竜公園みたいに何か引きつけるものがあれば、皆さん行かれるのかもしれない。あそこはあそこでいろんな使い方があって、今回もいろんな団体が使われるように聞いておりますけれど、そこそこで違うコンセプトで公園づくり、遊び場づくりを考えられるっていうのも一つの手かと思います。

それによって、平生町の中がまた、今以上にいろいろ子供を大事にしているなっていうところが見えると思うんですけど、そういった順次整備は考えられておられないか、お伺いいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 公園のあり方について、それぞれいろんなコンセプトを持たしてやるべきではないかということで、これから、今までとにかく広場を整備して遊具を置けばいいという、ただそういう発想ではなくして、これからそういういろんな時代の状況を反映をさせながら、対象といいますが、どういった 高齢者もかなり増えておりますから、あるところへ行けば、もう児童公園はかなりでき上がったと、もうこれからは、高齢者が少しゆっくり散歩できて、憩える公園がいいというような話も出たりしますけれども、その辺の年齢的なターゲットを絞ってやるのも、これから必要になってくるのかなと。そこにまた、ではそれに伴ってどういう設備を整備をしていけばいいのかということになりますんで、今いろいろいただきましたアイデア等も参考にしながら、引き続いて検討をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、高齢者のための公園というお話もございました。確かに、そこに住んでいる人たちが、最初は若い人たちが住んで、子どももたくさんいて、その公園で遊んでたけれど、その子たちが大きくなって、その親たちが老齢化して、その公園が草ぼうぼ

うで使われてないという例も確かにありますから、そういった面では、お年寄り用のちょっとベンチがあるような形、そういったふうに時代に合わせて公園をつくっていかれる、空き地をつくっていかれる、その視点は非常に大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） これをもって一般質問を終了いたします。

議長（平岡 正一君） これより提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第1号平成18年度平生町一般会計補正予算につき質疑を行います。質疑はありませんか。 洲上正博議員。

議員（2番 洲上 正博君） 10ページの歳入の件ですが、この中で町税について法人税が1,000万円マイナスと、こういうふうになっておるんですが、この理由は何ですか。

議長（平岡 正一君） 洲山税務課長。

税務課長（洲山 和久君） それでは、今の御質問にお答えします。

法人税でございますが、これにつきましては、17年度分の実績によりまして、予定納税をまず18年度に2分の1行っております。この予定納税分と前年度実績から見た確定分の見込みによりまして、減額補正ということでございます。

以上です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） まず、2件ほどお尋ねします。

1件目が、22ページ、総務管理費のうちの企画振興費、ここの項目の地方バス路線維持対策費補助金の内容についてお尋ねいたします。

もう1点が、36ページ、小学校費、小学校管理費なんですが、ここの工事請負費のうち平生小難聴教室修繕、もう一つが佐賀小特別支援教室修繕、これらそれぞれの内容についてお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 吉賀企画課長。

企画課長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問の22ページの負担金補助及び交付金の地方バス路線維持対策費の補助金の件でございます。これにつきましては、民間のバス会社が9月末が決算ということで、いつもこの3月に補正で新たに計上をさせていただいております。

この内容といたしましては、いわゆる民間バス会社の欠損の、その辺を自治体で負担するという内容でございます。この363万4,000円については、6系統の補助金でございます。内容からいいますと、柳井から上関、2つ目が柳井からロックショッピングタウンを通過の上関、それと柳井から佐賀東、柳井から大野経由の脇の浜、柳井から平生経由の脇の浜、それと最後に佐賀東から上関というのがございます。この6系統の路線の補助金として、この所要の363万4,000円をお願いを申し上げたいと思っております。

ちなみに、一昨年の10月にダイヤの改正がございまして、かなり減便をいたしております、前年度で言いましたら、平成17年度は676万2,000円補助を出してございましたけど、そういった影響で、今回はこういった金額をお願いをさせていただけたらと思っております。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 小学校の工事請負費の難聴教室、特別支援教室の内容でございますが、さきの委員会選挙でも御説明申し上げておりますが、来年度入学児童においてあるいは今の在校生において、聴力あるいは情緒面、それから知的、そういうものに障害がある子が3名ほどおります。それで、保護者の要望等もありまして、現在、佐賀小に2教室、それから平生小に1教室、これは難聴の方でございますが、県に設置要望をしているところでございます。

それで、さきの全協の折にはまだ未確認でございましたが、また今度の委員会で説明申し上げようと思ったんですが、実は3月1日に内示が参りまして、平生小の難聴教室と佐賀小の今の特別支援教室において許可が出ました。

そういうことを前提に、詳しい内容を福本課長の方から説明させていただきます。

議長（平岡 正一君） 福本教育委員会総務課長。

教委総務課長（福本 達弥君） 失礼します。それでは、補足説明をさせていただきます。

工事の具体的な内容でございますが、まず平生小の難聴教室改修の96万6,000円でございますが、これは平生小の管理教室棟の2階にことばの教室というのがありますが、これを改修するものでございます。具体的には、教室の仕切り、パーテーションの設置、それとエアコンの設置、これが主なものでございます。エアコンは、難聴ということで、外からの音を遮断するために教室の窓を常時閉め切らないといけないということで、エアコンの設置が必要になるものでございます。

佐賀小学校の特別支援教室でございますが、これは佐賀小学校の2階の3年生の教室を2つに分けるための、教室のセンターにこれもパーテーションの設置をいたすものでございます。それともう1個は、ブラインドの設置、これが主なものでございます。

これについては、先ほど教育長も申しましたけれども、予算編成段階におきましては3教室分

の新規設置分の工事の所要額を計上しておりましたけれども、佐賀小が1教室になったために、その教室の仕切りのパーテーション、仕切りが必要でなくなります。ということで、この予算につきましては、一部残額が出てくるということになりますけれども、よろしく御理解のほどお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 最初の質問の地方バス路線の方の再質問なんですが、利用状況は現在どういうふうになっているかという面と、もう1点は、去年は676万2,000円ですか、それが今回363万4,000円と、こういうふうには減っております。これが今後とも減るのか。あるいは、これを、363万4,000円っていうのは、交渉によってはもっと減らせるんじゃないかなと。そういったぎりぎりなところまで努力しているのかという面についてお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 吉賀企画課長。

企画課長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問の、初めの利用状況でございますが、この辺については、その乗降客の動向というのもございます。そういったことで、先ほど言いましたように、基本的にはいわゆる経常費用と経常収益、その差について、いわゆる欠損部分に補てんするというのがこのベースでございますので、その辺で変動はあるというふうには思っております。

先ほど言いましたように、一昨年バスダイヤの改正があったということで、かなり減便をいたしております。これについては、いわゆる住民の足でございます。特に、子供、お年寄り、こういったことで、その利便性は確保していかなくちゃいけないという一つの大前提がございまして、その辺との絡みで、こういったぎりぎりの交渉はさせていただいて、こういった状況になっておるということでございます。

特に、減便をしたときに、いわゆる学校のそういった通学の便とか、その辺で学校やらPTAの方からも要望があって、それについてはバス会社の方に強力的に働きをかけて、その辺は復活させていただいたとか、そういったことがございますので、先ほど言いましたように住民の足ということも基本に置いて、その辺も含めて対応を民間のバス会社と協議をしていきたいと思っております。

そういったこともございますので、利用状況については、今の補助金のベースとなるいわゆる乗車数とか平均運行回数とか、いろいろな計算根拠がございまして、基本的にはだんだん減ってきておるといのが状況でございます。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。河本史朗議員。

議員（10番 河本 史朗君） 歳入の10ページでございますが、先ほど洲上議員の方から質問がありましたけれども、再質問をするわけでございますが、法人の今の税の落ち込みでございますが、ここを見ますと大体1割落ちとるわけです。それが何か予定納税でされたから最終的にはこうなりましたと、こう課長さんの方から説明があったわけですが、どうもその説明が気に食わんわけでございます。（笑声）予算の1割が違うだけ、予定納税やらで済むもんかどうか。私が考えるのは、例えば会社において事故があったとか、商品の売れ行きが悪くなったとか、1割も違えば何か理由があってしかるべきじゃないかと思うわけでございますが、その辺について。

議長（平岡 正一君） 洲山税務課長。

税務課長（洲山 和久君） それでは、1割も減っているということでございます。先ほどの質問でございますが、これは前年度実績、あくまでも17年度実績によりまして、一応予定納税分の予算を組みます。で、前年度実績から見た今年度確定分の見込みによりまして減額ということでございます。法人全体が265社でございます。これが2月から7月までの決算法人85社の確定分の見込みということで、減額補正のお願いでございます。

以上です。

議長（平岡 正一君） 河本史朗議員。

議員（10番 河本 史朗君） 課長さん、私が聞いちよるのは、そういうこと聞いちよるんやないんですいね。1割も下がったちゅうんやから、今、景気が回復してきておるといように新聞紙上見ますが、先ほどの私の議員も10%削減するちゅうようにしましたように、何か理由は別段 まあ85社もあれば、それがすべていけだったのか、例えば1社か2社が特別に出てきたのか。別段、予算を組んで、下がったわけなんですから、その辺を全般的に見て、どういう傾向にあって下がったのかをお尋ねしておるわけです。

議長（平岡 正一君） 暫時休憩します。

午後2時52分休憩

.....  
午後2時53分再開

議長（平岡 正一君） 再開します。

洲山税務課長。

税務課長（洲山 和久君） 特に大きく下がった業者というのはございません。ただ、全体的に、景気は回復していると都会の方では言っておりますが、平生町においてはまだまだ景気は回復してないということで、全体的に下がっておりますので、そういうふうな確定が組んでございます。

以上です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。川本健吾議員。

議員（17番 川本 健吾君） 28ページの健康づくり推進事業費の委託料ですね。さっき細田議員さんの集団健診から個人健診になって受診者が低下したと、こんな答弁がありましたけれど、予算上からも、なるほど予算削減、減っておりますですね。これで前年度に対してどれぐらいの受診者数が減ったのかと、それが1点と。

この5つのがん検診があるんですよね。胃がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、これに対して再検査しなさいという通知はどのぐらいあったのか。または、その再検査した結果、真性のがん患者の人が何名おられたのか。このことについてお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） たくさん御質問いただきましたが、回答させていただきます。

まず、基本健康審査の受診者数でございましたですね。先ほどのときに、17年度につきましては969人で行いました。このたび、18年度でございますけれども、604人ということでございます。

それから、それぞれの健診の中身といいますか、要指導がどれぐらいいるかとか、そういったことでございますけれども、まず基本健診でございますが、これは今年度についてはちょっとまだ資料はもらっておりませんが、昨年度でよろしゅうございますでしょうか。 はい。昨年度は、例えば基本健診でございましたら、受診者969人の中で、要指導は459人、それから要医療、もう絶対お医者さんに行かなければいけないという人が281人でございます。あとは、治療をしておられるとか、異常なしとかいうことでございます。

それから、胃がんにつきましては、これも去年のでございますけれども、508人ほど受けられました。その中で実際にがんが見つかった人がお1人ほどいらっしゃいました。それから、子宮がんは、要精密の方がお1人ございました。それから、肺がんは、要精密が13人おられました。それから、乳がんにつきましては、17人の方が要精密、そして大腸がんが52名、要精密ということございました。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 川本健吾議員。

議員（17番 川本 健吾君） 私も、皆さんに大変御心配、御迷惑かけました、胃がんになりまして、よく人生には上り坂、下り坂、まさかという坂があると言われるんですけどね、どなたもそういう医者の診断がついたって、まさかと思うんですね。

それで、釈迦に説法って思われますかもわかりませんが、人体を形成しておるのは60兆の細胞で形成されておると言われるんですよね。その現在の医学、科学では、60兆のうちの1個の細胞もつくり出すことはできんわけです。それで、その60兆の1個の細胞が細胞異変を起

こしたのががんと、こうやって言われるわけですね。

で、なぜがん患者が起こるかといえば、当然、高齢化社会になるとがんが起こると。ほいで、後進国の国ではね、がんで亡くなる人はおってないそうですよ。がんになるまでに皆死んでしまうから。それで、東大のがん病院の中川教授という人が言っておられますね。それはどういうことかということ、プロ野球の低打率の人が絶えずバット振っちゃりゃ、いつか当たるっっちゃうわけですね。だけ、どなたでもがんになる何があるわけですね。

それで、この4月1日よりがん対策基本法というのが施行されるわけですね。これに対して、平生当町としてはどのように対策を、がん対策基本法に対してどのような考えを持っておられますか、それをお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。 ちょっと、暫時休憩します。

午後3時01分休憩

午後3時01分再開

議長（平岡 正一君） 再開します。

河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 今のお尋ねの件でございますけれども、大変済みません、施行については認識しておりますけれども、計画その他に、施策につきましては、これから勉強させていただいて、誠意を持って進めてまいりたいというふうに思います。

議長（平岡 正一君） 川本健吾議員。

議員（17番 川本 健吾君） これから亡くなる方の3分の1は、必ずがんで亡くなると、こうやって言っておられますですね。だから、早期にこのがんに対する皆さんの認識も改めなけりゃいけんと、国民の認識もね。

今までがんといえば手術という考え方が基本になっちゃうわけですね。だけど、これからは放射線治療が主流となるそうですよ。それ、現在の日本では、がん患者に放射線治療をやるちゃうたら、末期、あの人は終わりじゃと、ちゅう考えが非常に強いそうです。だが、がんと診断されたときに初期から放射線治療をすると、患者の負担は手術に対して10分の1もないそうです。で、必ず完治するそうです。それ、これからはそういう放射線治療が主流になって、手術が次ぐらしいに必ずなると、こうやって言っておられますですね。

それで、先進西洋諸国では、がん患者は登録制になっておるそうです。日本は個人情報保護ということでなかなか難しい面もあるけど、必ずそれがそうしないと、なかなかどなたがどういうがんで亡くなったというのがなかなか掌握しにくいということで、これからは、もろもろのこれから 今までノロウイルスとか何とかも問題、いろいろなものが出てきますけど、さっきも

言いましたように、これから3分の1の方ががんで亡くなるという時代になりましたから、そのがん患者の末期の症状というのは、それは家族の方でも大変です。本人はもちろん苦しみますしね。

そういうことで、がんに対する日本国民、また平生町であれば町民の方の認識を新たにしたいと思っています。これは、そういうふうな要望で結構です。よろしくお願いたします。  
議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号平成18年度平生町老人医療事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号平成18年度平生町下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

本日の質疑はここまでといたします。

・

議長（平岡 正一君） 本日はこれにて散会いたします。次の本会議は3月8日午前9時から開会いたします。

午後3時07分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 正 一

署名議員 増 野 洋 樹

署名議員 安 村 忠 男

平成19年 第1回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成19年3月8日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成19年3月8日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問及び質疑

日程第3 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第3 委員会付託

出席議員(14名)

1番 新本 俊彦君	2番 淵上 正博君
3番 藤村 政嗣君	5番 山名 喬二君
6番 細田留美子さん	7番 柳井 靖雄君
8番 河内山宏充君	10番 河本 史朗君
11番 吉國 茂君	12番 鍛冶原重雄君
15番 安村 忠男君	16番 福田 洋明君
17番 川本 健吾君	18番 平岡 正一君

欠席議員(2名)

9番 増野 洋樹君	13番 曾田 文彦君
-----------	------------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君	書記 吉岡 文博君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 山田 健一君 教育長 ..... 合頭 興亞君

政策調整室長兼出納室長 .....	佐竹 秀道君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....	高木 哲夫君		
企画課長 .....	吉賀 康宏君	町民課長 .....	田尾 正昭君
税務課長 .....	洲山 和久君	健康福祉課長 .....	河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長 .....	松井 稔君		
建設課長 .....	安村 和之君	佐賀出張所長 .....	木谷 巖君
教委総務課長 .....	福本 達弥君	教委社会教育課長 .....	弘中 賢治君
財務班長 .....	池田 真治君		

午前9時00分開議

議長（平岡 正一君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（平岡 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、福田洋明議員、吉國茂議員を指名いたします。

・ ・

#### 日程第2．一般質問及び質疑

議長（平岡 正一君） 日程第2、一般質問及び質疑を行います。

昨日に引き続いて、質疑を行います。

平成19年度予算の質疑を行います。一般会計につきましては、予算全般と歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行い、特別会計につきましては、会計ごとに質疑を行います。

まず、議案第8号平成19年度平生町一般会計予算について質疑を行います。一般会計予算全般についての質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） それでは、平成19年度の予算案について、昨日の町長の冒頭の説明の中にも、安心・安全、それと協働ということでお話がありました。そのことについて、私なりにちょっと考えていることと、少し若干、町長さんのお考えを予算にどう反映されたのかということでお尋ねをしたいと思います。

まず、きのうの1点目に安心・安全について、きのう、具体的に危険がないこと、頼れることができること、また、心が落ちつくというような具体的なことで、安心・安全の定義を示してい

ただきましたけれども、これというのは非常に私からすれば抽象的、余りにも抽象的過ぎないか。この一歩先に行く具現、具体的な目標の数値が、やっぱり予算にすれば反映されなければならない。

例えば、このたび行政評価制度を18年にされて、19年にその予算を反映されているということですけど、なかなかわかりづらい。このことが実際に19年度の予算の中にどう反映されているのかという趣旨のもとに、こういう御発言をしているわけですけども、と申しますのも、危険とかというようなものは、個人の生活歴とか主観とか、多様な価値観で個人差がかなりある事例だと思います。そのことを危険がないというふうに言うことが、どういうことをあらわすのか。

例えば、私がよく知っている学校では、子供たちには危険を回避する能力を養うということで、教育の実践をされているところがあります。危険がないということは、全部排除するということが出来てこの世の中に可能なかどうなのかということを考えて、やはりある程度はこの危険を察知する能力、危険を回避する力というのが、当然、子供たちにも教育の方針としてあるわけですから、当然、社会を構成する我々大人、それは当然のこととしてその力は備わっているものと思います。

具体的に一例を示させていただくと、例えば19年度の予算案の中で、交通安全の施設整備事業がございます。これカーブミラーとかガードパイプの施工、そういう交通安全施設だと思われる。きのうも防犯灯のお話の中で少しありましたけれども、たしか私の記憶の範囲の中では、その明確な基準というものをある程度役場の方で、行政の方で持っていらっやっと思ったと思うんですね。100メートルとか200メートルとか、私の記憶の間違いかもしれませんが、そういう基準に沿って、規則等によって施工されていたと思うんですけども、そういうものが具体的にこの予算の中でやはりどういうふうに決まったかというのが、やはり説明していただく必要があると思いますので、まず一例を挙げて、子供たちの教育との絡み、その中でこの施策の展開の整合性、このお考えを少し19年度の予算に対してお尋ねをしたいと思います。

それと、もう一点、協働ということで同じくテーマを上げられて、19年度の予算の中でも協働のまちづくりということで、予算を組んでいらっやるということをお尋ねをいたします。

協働の定義は、ともに対等の立場で、住民の目線を大事にというようなお話がきのうもございました。1点、私が気になるのが、住民の目線とは何かということなんですけれども、具体的にこれも一例を挙げて、御意見をお伺いをさせていただきたいわけですけども、イベント等やる場合に、役場の職員の皆さん方、仕事の一環としてされます。どうしてもマンパワー、人手ということに関すると、住民の皆さん方のお力添え、そうすると住民の皆さん方は会社、または自営、お仕事を抜け出して、それは例えば休みをとるなり有給をとるなりして、それぞれの形の中

でマンパワーを発揮されていらっしゃる。その中で、職員の皆さん方は大変御苦労されていていらっしゃることは思うんですけども、仕事の一環としてされているから、やはり目線の対等な立場ではないんじゃないかというようなのが住民の皆さん方にあります。仕事としてやっているんだから、もうちょっと一生懸命やれや、これは実際に聞きます。

それと、委員会、審議会、やはりこれも職業を持っていらっしゃる方々、お昼間の開催であれば、当然、仕事を休んで行ったり、融通をつけて、かなり前からやっていたかなきゃならない。これはやはりどうなのかという、もう少し時間的な輕易の開催とか考えられないものだろうか。協働という町が余りにもちょっとひとり歩きをしているんじゃないかというようなことで、協働のまちづくり、住民の目線というものを具体的にどうそういった委員会の開催とかイベントの開催、反映されたのか。

それと、もう一点は、協働のまちづくりということにかかわって、それぞれ今、町道、農道の管理は、町道管理の問題で、ぐすねたところ等は申請主義で、地区の自治会長さん方の申請書が必要な手順になっていると思います。これというのは、やはり管理するのは役場の仕事の重要な一部だと思うんですけども、どうしても申請主義といいますが、これもやはり後手後手に回っていくと思うんですね。

子供たちには、やはりみずからの課題を発見し、みずから学び、生きる力をはぐくむ教育をしているところの中で、言ってこなければやらない。例えば、パトロール等をされていると思うんですけども、そのときに自主的に危険の箇所、また工事の必要な箇所等を捕捉して、そのことをみずから課題として行政の中で取り組むわけにはいかないのか。

そのことをまず協働のまちづくりで、2点ほどお尋ねをいたします。

以上です。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 安全・安心のまちづくりと、それから協働のまちづくりというそれぞれの観点から、特に安全・安心については、子供たちのいろんな危険を察知する、そういった能力といいますが、それにまた対処していくような、今、取り組みが行われておるが、町としてどういう形でこういうものを考えておるのかということでございます。

個々の教育的な対応というのは、それぞれ教育委員会の方が管轄をいたしておりますけれども、今回でいえば、学校の耐震化の取り組みというのは1つの大きな、我々にとっても、子供たち、あるいはまた地域の住民にとっても、こういった安全・安心の町をつくっていく上で、1つの大きな柱だというふうに受けとめております。中学校の体育館からまず手がけていこうと、ということで今、新年度予算にその対応を示させていただいておるということでございます。

安全・安心の切り口は、いろんなところから切り口ができていくんだらうというふうに思っておりますが、その他いろいろもろもろございますけれども、一番大きなテーマとすれば、19年度において私から申し上げることは、耐震化対応をしっかりとやっていかなきゃいけないと、これがまず1つ。

それから、協働のまちづくりの問題ですが、申請主義でいろいろ道路の補修とか、道路だけではありませんけれども、大体、自治会を中心に挙げていただいておりますということで、この辺は道路の今パトロールの御指摘がありますし、特に環境整備をしなきゃいけないというようなことで、町としてもいろいろその辺の配慮をしながら、環境美化の取り組みと一体的に、こういったパトロールを実施をさせていただいてきております。

そういう、一応どちらにしても何かあれば、すぐ身近で自治会の方が一番わかりやすいわけですから、申請をしていただくということにしっかり対応していけるように、あるいはまた優先順位をもって対処していくということになるらうというふうに思います。

それから、いろんな住民の目線でということで、いろいろ改善をしていかなければいけない部分もあると思いますが、以前は例の、今は行政協力員会議ということでございますが、これも以前は平日、日中、行われておりました。これは、我々もまさに出向いて、今は夜間に開催をするということで、かなり出席率もよくなってきております。それぞれのほとんど自治会長さんということですが、いろんな協議もそういう場を通じてさせていただいておる。いろんな審議会の持ち方等々についても、これから一考の余地があるなということも、今、御指摘をいただきまして、今後、こういった審議会なり協議会なり、いろんな会議がございまして、その持ち方についてもそれぞれまた検討をしながら、よりみんなが参加しやすい、そしてまたいろんな議論ができる状況を目指していきたいというふうに考えております。

議長（平岡 正一君） 河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 所管の委員会の方でほとんどのことはさせていただきたいと思っておりますので、大まかな考え方だけをこの場ではお示しをさせていただきました。所管の委員会ではない、先ほどの協働のまちづくりに対する申請主義の問題、このことを今優先順位ということができましたので、所管の委員会でも私の方からもお願いしますけれども、そういった資料の提供をさせていただいて、委員会の方で積極的に審議していただくことを要望しておいて、終わります。

以上です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 6件ほどお尋ねいたします。

まず最初に、総務費、違いますか、全般ですか、わかりました、失礼しました。

議長（平岡 正一君） 後、款ごとにいきますから。ほかにありませんか。新本俊彦議員。

議員（1番 新本 俊彦君） 質問する前に、例によって座らせてよろしいでしょうか。じゃ、失礼します。

今、協働という言葉は今の質問の中にもありましたし、昨日の一般質問、あるいは補正の質問の中にもそういう話があったと思うんですが、元来、役所というのはよろしむべし、知らしむべからずというか、お上だということで、ずっとこの間、行政運営がなされてきて、ここにきて財政が非常に窮迫をしてきた。その中で、マンパワーも含めて、住民、国民に頼らざるを得ないという事態が起きたと。

したがって、協働ということがしきりに言われておるわけですが、住民生活者の側から見ると、いわゆる負担を強いられるということは避けがたいと思うんです。それだけに、協働をということを住民に訴えるとすれば、まず隗より始めよではありませんけれども、役場の中でのやっぱり協働というものを相互理解、信頼関係というものがベースになっていかなければならないのではないかと。

この予算編成に当たって、当然、今進められておる集中改革プランというものがベースになっておるであろうし、当然、本会議の中で副町長の設置、あるいは常態化をしてきましたけれども、職員のいわゆる賃金カットの問題、あるいは課制条例の変更の問題、こういうものが当然背景をなして、予算が組まれておるわけですけれども、特に、今、申しましたように、役場の中での十分な意思統一、とりわけ管理職間での意思統一ももちろんでしょうけれども、日常、最前線で勤務をしている職員の皆さんの意思がどれだけ反映しておるかということが極めて重要なことだろうと思うんです。いわゆる風通しのいい形で業務運営をするためには、風通しのいい、やっぱりこの全体に目配りがきいた予算編成であってしかるべきだろうと。

したがって、私が言いたいのは、常々、所内の労使関係がどうかということを探ねておるわけですが、この議会に提案をされる予算全般、それは当然、先ほども言いましたように、条例にも当然影響してくるわけですから、そこらの意思統一というか、あるいは労使間における合意、あるいは納得というものが担保された形で提案されているのかどうかということについて、特に労使関係でのやりとりなどがあるやなしや。あるとすれば、それについてちょっと開陳していただきたいと思います。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 協働のまちづくりはまず役場の中からと、それぞれ役場での意思統一、とりわけ職員との意思統一について、職員組合とのそういった意思の疎通は図ってきておるのかということでございます。

予算編成段階に、大体年末ぐらいになりますけれども、には職員の組織の方から、組合の方が

らいろいろやっぱり要求がなされてきます。新年度においての町としての対応についてですね。その要望を受けまして、いろいろ交渉を重ねてまいります。そして、先ほどありましたように、新たに副町長を設置をする条例とか、職員の今回の給与の問題、あるいはまた当然予算絡みになってまいりますけれども、そういった職員の旅費の問題とか日当の問題等々を含めて、いろいろ具体的な協議をさせていただいて、機構改革の問題、あるいはまた職員の、職員組合の立場からいえば、もっと職員を適切な配置をして、人材のしっかり配属をしていただいて、仕事がスムーズにと、できるだけ人的な削減ということについては、これはできるだけぎりぎりで行ってほしいと、こういう立場であろうかと思えますし、我々としてもそこら辺でのいろんな協議、接点を見出しながら、いろんな角度から組合の皆さんとも協議をして、もちろん管理職の皆さんの協力もいただきますけれども、それぞれ組合との協議、そしてまた合意、こういうものに基づいて、今回の予算の編成、そして各条例を含めて提案をさせていただいておるといふ流れでございまして、こういった職員組合との今後とも連携についても、町と連携というよりか意思の疎通、風通しといたしますが、さっきありましたけれども、これから定期的にそうした、きのうも申し上げましたけれども、職員のまさに士気の問題等も指摘をされております。そういうことにならないように、しっかりこういった風通しのいい関係をつくっていかねばいけないと、お互いにそのことは尊重しながら、労使関係を進めていきたいというふう考えております。

議長（平岡 正一君） 新本俊彦議員。

議員（1番 新本 俊彦君） 予算が確定をすれば、当然、それに従って業務運営がなされるわけなんです。昨日もありましたように、現実の予算編成に当たっての、今年度の予算の編成に当たっての非常に厳しい実情、それから財政推計そのものにつきましても、きのうの山名議員の質問に対して、非常に厳しい推計をせざるを得ないという御答弁もありました。

入るをはかって出るを制すということですが、入るをはかるについても、それはさまざまに努力をしていかなければならないし、特に期待をされる法人税についても、都市周辺においてはかなりの伸びを示しながら、やっぱりこの地域にはそれが反映されていないという、したがって、ここらに期待をしたいけれどもなかなか難しいという現実があるわけですので、やっぱりこの出るをいかに制するかということでもありますから、そうすると単にマイナススパイラルというか、負の連鎖になっていかなないように、やっぱり必要なものは必要ですから、それはめり張りを持ってやっていただかなければなりませんけれども、予算がついたから、従来慣例に従って、あるいは、不適切な言葉かも知れませんが、いわゆる役場の常識というか、従来からの慣習に従って予算を安易に、安易と言っては悪いですけど、従来慣例に従って執行するというのではなくて、できるだけやっぱり切り詰めるものは切り詰めていくと、予算はそれは予算は予算として、執行に当たってはそこらのところをやっぱりきちとめり張りをつけていくという姿勢

が何ととっても大事なのではないかと。

そのことはやっぱり、繰り返しますけれども、職員の士気に大きくかかわってくる、あるいは意識にかかってくると思うわけで、これはまだ委員会の中でも申し上げたいと思うんですけども、ぜひその辺についてはめり張りというか、そういう意識改革も含めてやっていただく必要があるのではないかと。これはとりあえず要望しておきますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（平岡 正一君） 吉國茂議員。

議員（11番 吉國 茂君） 課制条例とか、そういうところで質問をしようかと思ったんですが、今、新本議員、また山名議員の一般質問の中での質問がありましたので、ちょっと辛らつな言い方をするかもしれませんが、予算編成に当たっての考え方というか、そういったものをただしてみたいと思います。

町長は、この前、山名議員のあれに、住民には職員は一生懸命やっているんだとかおっしゃっておられます、だろうと思います。ところが、これは大きく勘違いされておるんですよ、町長は、そんなことを、今厳しいのは職員はよく知っちゃるんですよ。何があれかという、いろいろと職員に提案させたり、したことに對して、一生懸命努力している、それを裏づける予算をとってくるとか、具体化するとか、具体的にこういうことを今から、今、平生町にはこういうことが大事なんだから、こういうことをしましようという姿勢が欠けておるのではないかと。

だから、職員が、我々の耳に職員からの批判が入るということは滅多にありません。今回は、かなりそういった面で、もう言ってもだめだというくらい、強い職員からの失望感というか、そういったものが入っています。これ、恐らく執行部には耳に届いてないんじゃないかと思うんです。

だから、山名議員さんとか、いろいろな方々が質問されるのは、やっぱり我々と一緒なんだなと、我々の耳にこんなことが平気で入ってくる事態が間違いで、今、どっちみちこんなことを言っても、どっちみちそれをつくって終わりだと。予算づけの裏づけもない、努力もしない、いかない、それは町長にとっては御不満かも知れませんが、職員はそうとらえております。

その辺をどのように具体化して、実際にいろいろとそういったものでこの予算づけをされたかどうか、ちょっとその辺の質問をしてみたいと思います。あと、具体的には課制条例とか、副町長のところで御質問させていただきます。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 予算編成の段階で、いろいろ限られた予算の中でやりくりをつけていかなきゃいけないし、全体でかなり絞り込んでいかなざるを得ないという現実の中で、なおかつそれぞれ課からいろいろ要望が出る。その要望の中に、もちろんいろいろ協議もさせていただきなが

ら、ヒアリングをやりながら、これはこれはという政策の選択をしていくというのが従来の予算の査定の中で行われております。

今回、厳しい中にありながらも、私は、1つは職員にいろいろ課長会なんかも通じて、とにかく予算がないからこういうことができないということだけはできるだけ避けてくれと。とにかく予算がなければ、どういことを住民と一緒にやったら、そのことが少しでも住民と協働のまちづくりにつながっていくのか。一番手っ取り早いのは、予算がないけやりませんと、こういって断れば仕事をせんでいいというようなことだけは、意識はとにかく変えてもらわなきゃいけない。そういうことはないけども、もしそういう安易な気持ちがあるのであれば、これはぜひ正してほしいということは申し上げさせていただいてまいりました。

同時に、今回の編成の段階でも、特に課によってはこれだけは、あるいはまたこういう地域によって、こういう問題が出ておるよというようなことについては、むしろ予算は別枠でもとるから、しっかり出してほしいということも、今回も実は予算編成の過程で申し上げるような機会がありました。

できるだけ職員にもそういったまさに士気が低下しないように、またその課で重点的に取り組んでいけるような項目については、ぜひしっかり上げてほしいというようなことも議論をしながら、今回の予算編成をさせていただいたということをごさいまして、なかなか厳しい中で、ぐちの一つもこぼれて出たのではないかなというふうにも思いますけれども、ただ我々は住民サービスをしっかり最先端で担っていつておるわけですから、ここはしっかり我々としても使命感を果たしていけるように、お互いに職員にもそのことも十分、私は毎月、今、メールで職員の皆さんに私のメッセージを届けておりますけれども、そういう気持ちを率直に、今、述べさせていただいておるところであります。

議長（平岡 正一君） 吉國茂議員。

議員（11番 吉國 茂君） 今の御答弁を聞いておると、堂々めぐりになるだろうと多分思います。俗に言う、事務は事務的要素はかなり進んでくるが、政治が働いてないというような、我々はとります。政治とは、いろいろ政治にもあると思いますけど、大きな意味での政治、どうしてやっていくのか、具体化していく、それを一々細分化して、仕事を職員を働かせるのはそれは町長の腕ですから構わんと思うんですけど、本当に職員の、恐らくわかりません、全職員の話聞いたわけでもありませんし、いろいろなところで辛らつには言いませんけど、一生懸命、難しいのはよくわかっていますという話は聞きます。

しかし、どこまで本当に具体的に死に物狂いで考えて、痛みを死に物狂いでしたのか、我々議員とか町長の歳費をカットするのと職員の生活もカットするのとは、おのずからこれは違うわけです。お互いの痛みというものではありません。そんなものでお互いが痛みを伴うというものじ

やなしに、それをどう今後の将来に平生町を生かすために、どう自分は、今、具体的にどうしておるんだと、これが職員に伝わってないんじゃないかと。ここが大きく間違っておる。

例えば、山名議員が言われる出口のない海、まさにその言葉がぴったりだと私は思います。その辺をもう一回、私は足を引っ張るために言っておるのも何でもないし、一生懸命それをやっ  
ていかんと、今、住民がだんだんそういう意識を持ちかけておるのではないかといううねりが見  
えてきております。これを住民に納得してもらう、予算をかなり切っていくので、納得してもら  
わなきゃいけないところがあります。ここでもう一回初心に帰らんと、ここは大変なことになる  
と、私は危惧を持って御提案しておるわけであります。

ぜひ、これはもう堂々めぐりになりますので、要望になりますけど、ぜひその観点で、政治を  
ある意味での政治力、町長が国会議員までやられた政治力、この辺をもっとフルに生かして、本  
当に政治とは何なのか、いろいろな考え方、この前、浅野知事が出馬表明したときに、県債が増  
えたという話の中で、それは我々、国の方針で増えたんですよと言ったら、だれか評論家が、違  
うでしょうと、田中康夫さんは脱ダムでやったでしょう、それが政治でしょうと。増えるから増  
やした、それは政治じゃないでしょうという質問をされていました。まさにそれが政治だと思  
います。

どうかその辺で、今の平生町に県が言うから、国が言うからでなしに、町長批判はあるでしょ  
うけど、自分の独自の考え方をもっと前向きに進めんと、これは平生町住民と行政との不信感が  
増幅すると私は思います。ひとつその辺、要望でよろしくをお願いします。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。河本史朗議員。

議員（10番 河本 史朗君） 予算に対してということでもありますので、ちょっと外れておれ  
ば取り下げますけど、実をいうと、一般質問で申し上げたかったんですけど、予算全般というこ  
とで、ちょっと申し述べてみますが、今の国からの予算づけといいますが、そういうものも新た  
なものはございませんけど、平生町が、今、直面しておるのは、まず平生町の発展といいますが、  
それには何が必要なのかということは、もちろん町長、執行部が予算化していくわけでござい  
ますが、この中で私がよく言っている、平生町の発展のためにはやはり基本的には道路整備、港湾  
整備、こういうものについて、以前の松岡町政から引き継いでやっていたらいいんですけど、そ  
の中で街路の事業あたりが予算化がなくなっております。

国道188バイパスの改良についても、要望はしていらっしゃるんですけど、予算的なもの  
は何年たってもついてこないということで、こういうことについて、今、吉國議員さんからの  
質問がありましたように、町長のやるべき大役ですか、そういうものを平生町がどうしたら発展  
するのか、これが基本ではないかと私が思っておりますので、一言申し上げたわけでございま  
すが、その辺についてどのようにお考えか。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 188号バイパス、それからいわゆる都市計画街路の延長問題だろうというふうに思いますが、それぞれこれは毎年、直接知事にも会いながら県の協力を求め、そしてまた国に要望するところは要望するというので、毎年これは重点要望で上げさせていただいておる課題であります。また、これは特に最近、これは国の方もそうですが、特にバイパス問題について、周辺の住民の皆さんにも、長い間、こういう状況で今来ておるわけですから、大変御心配をかけておる状況が続いております。

何とか少しでも動き出すようにということで、全体の国土交通省の方も限られたパイの中で、しかも国道の3けた国道ということで、なかなか予算が回ってこない、苦しい状況がいつも吐露されるわけですけれども、これは粘り強くこれからも要望していかなきゃいけないというふうに思っているところであります。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、歳出について質疑を行います。

議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 総務費について、2件お尋ねいたします。

44ページの総務管理費のうち情報通信費、この中のケーブルテレビ施設整備事業補助金の内容について、3点ほどお尋ねいたします。まず、事業の内容、それから経費の内訳、供用開始の時期。

もう一点が、46ページと同じく総務管理費のうち、企画振興費に当たります一番下の方ですが、県企業誘致連絡協議会負担金、この内容と本町の18年度の企業誘致関連の活動実績についてお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 吉賀企画課長。

企画課長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問の44ページの情報通信の負担金の1億2,450万円のケーブルテレビの施設整備事業でございます。これにつきましては、18年度、

今年度に、今、イントラの整備をしております。この線を活用いたしまして、19年度において上関町との2町連携によりますケーブルテレビの整備を行いたいと思っております。

ケーブルテレビにつきましては、多チャンネル化といいますが、それとかブロードバンド化、またテレビの難視聴対策ということで、情報格差をなくすという観点から、取り組みを行っていききたいと思います。

この内容の財源等につきましては、国の地域情報通信基盤整備推進交付金という、いわゆる国の格差是正に対してのそういった交付金事業がございます。そういったことで、ケーブルテレビに取り組んでいきたいと思っております。

補助のメニューでございますが、内容的にはですね、初めに全体から申しますと、これはいわゆるケーブルテレビの企業が、事業者が取り組むものでございまして、この全体事業が2億4,900万円でございます。この半分がこの事業者の経費の持ち分ということになっております。そのまた半分において、国、県、自治体で経費を出し合うというような流れでございます。ですから、今の2億4,900万円のうち、半分の1億2,450万円、これについて自治体、国、県のいわゆる補助金等をいただいたものを合わせまして、事業者の方に補助すると、負担するというような内容でございます。

1億2,450万円の内訳でございますが、全体の事業でいいましたら4分の1でございますが、これが国から先ほど言いました交付金で入ってきます。それと、県から、これが8分の1、全体事業の8分の1が県から入ってきます。残りの8分の1について2町、上関と平生町の8分の1の負担で、これが全体で1億2,450万円ということで、平生町が代表町ということで、一括国から2町分が入ってきたもの、また県から2町分が入ってきたもの、それと上関からの町に入ってきたもの、それを全部抱き合わせて事業者の方に負担金、補助金として出すというような内容でございます。

経費の事業の内訳でございますが、主には伝送路の整備でございます。ですから、今、イントラで各施設の方まで光ファイバーが通っております。その施設から家庭までの伝送路の整備、これが一番主なものでございます。また、ヘッドエンドといまして、ヘッドエンド装置といまして、いわゆるケーブル会社が下松でございますので、それから県のスーパー情報ネットワーク、YSNの線を通ってきたものが町に入ってきますので、そこでいわゆる信号変換装置というヘッドエンドというのがありますけど、この辺の装置の施設の整備、またケーブルインターネットのための通信機器の設置工事、この辺が経費の内容でございます。

サービスの供用開始につきましては、平成20年の4月に開始というような予定でございます。以上でございます。

それと、46ページの県企業誘致の連絡協議会の負担金でございます。これ4万円ござい

すが、これについては県下22市町一律4万円ということで、これについては県の企業誘致推進連絡協議会、これは県の企業誘致の推進、情報交換を目的に設置された協議会でございます。いわゆる普通会员ということで、一律4万円を出しております。

その他、自治体等で持っている企業団地については、精力的に取り組んでいくということで、別個に特別会員ということで、1団地持っておられる自治体があれば、46万円ですか、特別会員費として出しておるといような状況でございます。共通事業、一般会員としての共通事業については、民間の調査機関等を活用した情報収集とか、いわゆる研修とか、企業、そういったところに対するPR活動、こういったものを行っております。そういったことで取り組みを行っておりますし、町としてもこれに協議会に参画して、いろいろと企業誘致の取り組みをしておるところでございます。

それと、18年度における町としての企業誘致関係でございますが、この協議会に対応するものとしては、県と今年度18年度においては3回、情報交換、また問い合わせ等を行っております。特に、阿多田の関係で、これはまだ国の土地ではございますが、県も以前から一緒になって連携して取り組みをいたしておりますので、その辺の情報交換をしております、いろいろと問い合わせ等も企業からもあるようでございますが、それから前に進んでおらないというのが状況でございます。

その他、この協議会への会議の出席もいたしております。

また、企業からの直接の町に対する問い合わせについては2件ばかり、18年度、来ております。この辺については問い合わせの段階で、それ以上、まだこれも進んでおらないというのが状況でございます。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） ここで暫時休憩します。午前10時から再開いたします。

午前9時49分休憩

.....  
午前10時00分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 先ほどの2件について再質問させていただきます。

まず、供用開始の時期、20年と、こういうことではございますが、今、メインケーブルを引いているということで、その先はKビジョンですか、ケーブルテレビ会社が末端まで引いてくると、こういうスケジュールではございますが、問題は20年までに供用開始、平生町内全域がこれの恩恵に浴することができるのか、できないのか。行政としたらできると、こういうふうにお

っしゃいましたが、現実には私もそれなりにいろいろ調べてまいりましたが、かなり全域までオーケーだというのは少し難しいんじゃないかなと危惧はしております。その辺のところを行政としては、ケーブルテレビ会社に対して、きちっと20年までに平生町全域、申請をされた方については工事を完成させていただきたいというふうに思いますので、その辺を強く要望していただきたい。

それと、もう一点が、インターネットは別にいたしましても、テレビの要するに障害の強いところ、こういうところを早目に処置していただければ公平ではないかなと、こういうふうにも思っております。その辺は要望としておきます。

それから、もう一点の県企業誘致連絡協議会の負担金の内容について説明いただきましたが、この件についてはインターネットに出ております。ところが、余りにも見た感じお粗末という感じがします。もう少し阿多田島あたりの売り込みを、こうこうこうだと、条件はこうだというのが条件が載ってないんですよ。阿多田島の誘致がございませよというぐらいの軽いインターネットの画面ですね。そうじゃなくて、平生町は真剣なんだと、ぜひ阿多田島に来てくださいと、意気込みというのがわかるようなインターネットの画面に変えた方がいいんじゃないかなと。

あれ見ていると、ああ、そうかという感じで、ぼつっと消すと。こういう感じですよ。私は見てびっくりしたんですが、何だこれかと。そうじゃなくて、4万円ぐらいだから、それは難しいかもわかりませんが、その辺を工夫して、みんなが、おお、これは阿多田島にこうかと、条件はこうかと、条件なんか一切載ってないので、要するに阿多田島にありますよというだけです。その辺をもう少し一応要望としてどんどん伝えて、もっと有意義なPRをしていただくように、行政として要望されるように、要望をしておきます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 所管の委員会の調査事項ではあるんですけども、少し、今年は4年に1度の統一地方選挙の年でありますね。前年度と比べることができません。4年前の出来事ですので、少しお尋ねをしたいと思います。

まず、私が町長さんにお尋ねをいたします。選管は首長さんの執行機関から独立した機関でありますから、町長さんには関係はないと思うんですが、よく地方自治法を読みますと、147条の項目に、地方自治体の団体の長は、当該の普通地方公共団体を統括し、これを代表するとあります。当然、選挙に関する事務も普通公共団体の事務の1つでありますから、そういう観点から町長さんに少しお話をお伺いしたいと思います。

まず、開票の事務というものは、当然、日曜日ということになりますので、職員さんのかなりの負担、翌日の勤務への支障ということが十分考えられると思います。その対策はどうされているのか。

それと、4年前の費用と比べて、それぞれ県会議員の選挙が4月早々にあります。町会議員の選挙も4月の下旬ぐらいと、夏に参議院の選挙とあります。なかなかこの予算書を見ると、4年前のことですから、先ほども比べました前年度との比較というのはなかなか難しいと思いますけれども、まず選挙の迅速化、これが一番の主目的で、選挙事務というのは行われなければならないと思います。例えば、時間外費用も含めて、かなりの予算が組まれていらっしゃるのか。開票事務作業の中で、そういったことはどういうふうに取り組みられていらっしゃるのか。

現実には、先ほども申しましたけれども、選管の仕事ですからそうはいかないだろう、統括する立場で町長さんのお考えを、予算編成上組まれていらっしゃいますから、お考えをお尋ねして、あと細かいところは総務課長さんに御答弁をいただければと思います。

以上です。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 選挙にかかわる特に開票事務の関係で、迅速化の対応についてということでございまして、今年には既に県会議員選挙、それから町会議員選挙、それぞれこの4月、7月の参議院選挙はまだもうちょっとありますが、4月に向けて、先般のいわゆる課長会議におきましても、それぞれの任務配置等を含めて、その準備にいろいろ入っております、できるだけその辺の事務的な処理、それからいろんな開票に至るプロセスの点検等も、一応今、課長会議の中でさせていただいておるとい状況でございます。詳しくは総務課長の方から答弁をいたします。

議長（平岡 正一君） 高木選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（高木 哲夫君） ただいまの御質問でございますが、4年前の費用との比較ということでございますが、大変申しわけございません。そこまで準備をいたしておりませんので、数字の比較をつぶさにお答えすることができませんが、必要最小限の予算組みという形で計上させていただいておりますから、金額的に4年前をはるかにオーバーしておるといような状況にはないと思います。

しかしながら、4年前にはございませんでした期日前投票という形、あるいはまた投票の時間が午後8時までというような（91ページに訂正発言あり）、そのあたりの時間の設定が改正をされております。当然、そこにかかわる人件費につきましては、増えておるといことが申し上げられると思います。

また、開票時間の短縮ということについては、努力、研究、検討は重ねておるわけですが、何分にも同じといいますが、投票率による投票総数を慎重に、かつ確実に開票作業をしていかなければならないといところで、慎重の上に慎重を重ねるといことで、時間の短縮等も実際問題ままならない状況であると。

また、あるいは疑問票とかの点検等において、時間、立会人さんとの協議が長引けば、それだ

け開票時間も遅れてくるというようないろんな要素がありますから、そういったことをできるだけ簡素化といいますが、手短にやっていきたいという気持ちは持って、今年の選挙に選挙管理委員会としては臨みたいと思います。

議長（平岡 正一君） 河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 4年前のことですとございますということですから、それは理解いたします。できれば、委員会の方で4年前のそういった経費の資料の方もそろえておいていただいて、審議の1つの資料としてそろえていただくようお願いをいたします。

それと、1点、私が聞いた中で御答弁いただかなかったのは、翌日の職員の皆さん方への勤務への影響、これをどう取り組んでいらっしゃるか。

このことを1点、もう一回お尋ねしておくのと、それと、なかなか開票時間、期日前投票とか時間の設定が変わったとか、確かにそうなんですけれども、町長さんの言葉の中にもプランをして、PDCAサイクルを多分回されるというようなことが、今、御発言があったと思うんです。これ行政評価の項目として当然取り上げられて、次年度、19年度、項目として取り上げられていければ、先ほどから私が申し上げましたように、職員さんがみずから考えて、効率化、最小の経費で最大の効果ということ、それと委託金、賃金、事務補助員を計上されていらっしゃるんですね。そうすると、住民との協働の作業、そういういろんな観点から、投票に関しては、選挙というものに関してはいろんな指標の1つに取り上げられるべき項目だろうと思います。行政評価の項目として取り上げられる予定があるのかどうなのかということもお尋ねをしておきます。

以上2点のことについて、一応確認だけお願いをしておきます。

以上です。

議長（平岡 正一君） 高木選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（高木 哲夫君） 失礼いたしました。ただいま議長さんから御助言いただきまして、4年前、既に投票時間については8時であったということで、私の記憶違いでございました。大変、訂正しておわびを申し上げたいと思います。

選挙事務に携わる職員の翌日の対策ということでございますが、どうしても投開票事務については一般の方をお願いをしてもいいわけでございますけど、何分にもやはり慣れた者の方がやはり迅速に事務も正確に運べるということから、常に職員の協力を得てこの業務に当たっております。翌日につきましては、特別対策という形ではとっておりません。体調がもし悪い者がいれば、当然、有給休暇の取得ということにはつながっていくんでしょうけど、通常の平素の業務を遂行しなければいけないという使命感に基づいて、睡眠不足のときもあろうかと思いますが、一生懸命取り組んでもらっているという状況でございます。

行政評価の項目としてということでございますが、当然、17年度の事業についての行政評価

を18年度に行いましたが、18年度の事務事業については、当然19年度で新年度で行ってまいると。ということは、19年度の選挙事務については、その終了後、あるいは20年度というような時期的なタイムラグが出てまいりますけど、当然、公共性、必要性、そういった4項目におきまして評価をしていくということには、そういう気持ちは持っております。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。川本健吾議員。

議員（17番 川本 健吾君） 今の河内山議員さんの関連質問ですけど、委託料、町会議員とか参議院議員の選挙には選挙人名簿電算業務、選挙ポスター掲示板設置、この予算を計上してあるわけですけど、県議選には委託料としては選挙広報配布だけですね。電算業務とか掲示板設置はされんわけですか、これについてお尋ねします。

議長（平岡 正一君） 高木選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（高木 哲夫君） ただいまの御質問でございますが、県議会議員選挙につきましては、今月30日に告示ということでございますから、18年度の予算の方で選挙人名簿、あるいはポスター掲示場については組まさせていただいております。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 65ページの負担金、補助金、柳井ファミリーサポートセンターの負担金、それから補助金として柳井ファミリーサポートセンター援助活動事業というのがございますけれど、この内容と利用実績、協力会員とか利用者とかの人数も一緒にお願いいたします。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 柳井ファミリーサポートセンターの負担金と援助活動費の補助金でございますけれども、柳井ファミリーサポートセンターにつきましては、育児の相互援助を行い、仕事と育児の両立支援、両立と安心して働くことができる環境づくりを図ることから、平成16年度から柳井市、田布施、平生の1市2町で開始しております。1時間当たり600円の利用者負担金でございますけれども、この負担金の65万9,000円につきましては、全体の運営費が579万円でございます、これに国、県の補助金がございます。その残りの237万1,000円について、人口割80%、均等割20%で負担割合を決めております。

実績の方でございますけれども……（「予算じゃから、実績じゃなくて見込みやろう」と呼ぶ者あり） 済いません、見込みでございます。本町の登録者でございますけれども、依頼会員が20人、それから両方ともお願いするような会員が3人、それから援助の方を提供する会員が

10人、合計33人ほど今いらっしゃいます。

それから、援助活動の事業費の方の補助金でございますけれども、これは会員の利用の促進を図るために、先ほどの1時間当たり600円の半額を調整しておりまして、17年度が実人員の14人で111日利用がございました。トータルで507時間。18年度の見込みでございますけれども、4月から12月まで968時間ほど、今、利用がございまして、実績見込みは大体1,200時間ぐらいではなからうかということでございます。それを勘案いたしまして、19年度の方、予算を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 児童館と保育所3園に緊急通報装置なるものを御計画されていらっしゃいます。お話しされた中の趣旨はわかるんですけども、ただ2点ほど、保育所の運営費の方で21万8,000円というのは町立保育園3園に対するものじゃないかと推測するわけですけども、まず、つばさ保育園に対する補助というのは検討の中であったのかなかったのか。それと、佐賀保育園の2階は児童クラブ、保育園を使った児童クラブなる施設を設定されています。1階と2階では、1階を通過して2階へ行かなければいけません、2階の通報システムというのは検討、児童クラブとしてのシステム、この装置設置は検討されたのかなかったのか、どういう経過だったのか、そのことをお尋ねをいたします。

以上です。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 緊急通報の装置でございますけれども、つばさへの補助の設置の方はどうかということでございました。つばさについては私立でございますので、検討の方はいたしておりません。

それから、佐賀保育所の方の1階と2階に、児童クラブは2階の方にございますけれども、装置につきましては入り口のところの園長がおられます事務室に親機を設置いたしますので、ともに安全が見込めるというふうに考えまして、設置の方につきましては検討はいたしておりません。そういうふうに検討して、1階の方に設置するという考えであります。

議長（平岡 正一君） 河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） つばさについては私立法人なもので検討してないということは、そういう働きかけかなんかは、そのことも含めてちょっとだけ補足をお願いをいたします。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 通報につきましては、つばさの方、私立の保育園の方につきましてはそれぞれ園の方できっちりとそういう安全・安心の確保というものについてはされておる

と思っておりますので、働きかけの方は、園の方で独自にされると思いますので、してありません。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 59ページの高齢者筋力向上トレーニング事業というのが27万円組んでおられますが、この内容と参加人員の把握という、どれぐらいの人が参加されておられるか。また、それによって筋力が向上されているのかどうか、その辺の実態がわかれば、よろしくお願いをいたします。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 高齢者の筋力向上トレーニングの内容でございます。19年度におきましては、年間3回ほど実施を予定しております。これ1回当たりにつきましては、週2回の3カ月ございまして、合計で1回当たりが24回というふうになります。それで、参加者の方でございますけれども、器具が限られておりますので、定員の方は8名ということでございます。したがって、昨年度も年3回行っておりますので、大体24人以内ということで今やっております。

どのような効果があるかということでございますけれども、それぞれ皆違いますけれども、高齢者でございますので、特にひざと申しますか、ひざの方の力については十分効果が上がったというふうな報告をいただいております。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 効果が上がったという言われましたが、これは病気予防に対しても、これ今、年間3回と言われましたよね。3セットよね。3セットじゃから、これを増やしていくような方向性というか、そういうことは、効果があるんじゃないかと、増やしていくべきだろうと思えますし、その方はどのようにお考えか、お聞きをいたします。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 1セットが大体3カ月ぐらいかかります。したがって、3回やっても三三が九カ月ということでございます。今現在は社会福祉協議会の方をお願いをしております。メンバーの方と申しますか、指導する方と申しますか、そういった方も今は町内のボランティアスタッフ、そういった方をお願いをしております。したがって、また業務の中でも行っておりますので、これが今現在では3回ということで精いっぱい申しますか、ぎりぎりのところではないかというふうに思っております。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。 川本健吾議員。

議員（17番 川本 健吾君） 60ページの負担金補助及び交付金の地域福祉活動事業費

87万8,000円、これはどのような活動をされておられるのか、そのことについてお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 60ページの地域福祉活動事業費でございますけれども、これはこれまで6地区で輪づくり運動といたしまして、給食サービスを実施いたしておりました。これにつきまして、できるだけこれを進めていただいておりますけれども、それを地域の自主的なグループがされておりますので、そちらの方に補助金として、今、平成18年度から補助金制度の方に変更しております。

やる内容につきましては、毎月1回、70歳以上の独居の高齢者の皆様にお弁当を配布しております。19年度におきましては、今現在は大野地区、曾根地区、佐賀地区の、今まで6つあったんでございますけれども、18年度におきましては3つの地区になりましたので、今、大野、曾根、佐賀地区の3つの地区でのお弁当の配食サービス、給食サービスの方へ変えさせていただいております。その予算を組まさせていただきます。

議長（平岡 正一君） 川本健吾議員。

議員（17番 川本 健吾君） 今、もと6地区あったのが現在は3地区と言われましたけど、あとの3地区はどういう理由で3地区は活動を中止されたんですか。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） なぜ3地区になったかということでございます。それぞれの自主的なグループでございますので、できるだけ輪づくり運動については多くの方が参加していただくのが望ましくございますけれども、実際グループ活動をされる主なリーダーの方とそういった給食ボランティア、それから配達ボランティアの方々で行われますけれども、どちらかというと、つくる方の皆様方の方から少し、年齢的なこともございましょう。それから、給食をつくれますので、やっぱり衛生的なこともございましょう。そのあたりからのことで、少し今、つくるに当たっては不都合なことがあるということで、現在はやめられておられます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 衛生費について3点。

まず、70ページの負担金、柳井地域広域救急医療事業、柳井医療圏平日夜間診療事業、これの負担金の内容と、次の75ページのフラワーベルト整備事業、これの花の苗を購入されていると思うんですけど、苗は1つ当たりどれぐらいするのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、77ページの負担金の熊南総合事務組合、これは斎場建設に係る元利償還金が入っているんだと思うんですけど、かなりの金額になっていますから、平生町分の金額、それから返還年数をどれくらいに設定されているのか。

以上3点、お願いします。

議長（平岡 正一君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 70ページの柳井地域広域救急医療事業611万8,000円の負担金と、柳井医療圏平日夜間診療事業216万7,000円の負担金の内容でございますけれども、まず柳井地域の広域救急医療事業につきましては、これにつきましては昭和53年度から今の、当時1市9町でございましたが、今は1市4町でそれぞれ平日の夜間、それから休日の昼間と夜間の2次救急、入院の治療が必要な方とか重症な患者の皆様の医療に対するものでございます。全体の事業費に対しまして、1市4町で人口割90%、均等割10%の割合で、負担をいたしておるものでございます。

それから、平日夜間の診療事業につきましては、周東病院の方で小児の問題がございまして、2次救急病院である周東病院の役割を支援するという、それから地域医療の充実を目指しまして、柳井地域の1市3町で、休日夜間の診療所の整備を今現在いたして、協議しておりますけれども、それまでの間のつなぎの医療として、平日の夜間の方の診療を柳井の医師会が在宅当番医制度で4月から行う予定でありまして、その経費の負担金でございます。診療時間につきましては、平日夜間、月曜日から金曜日までの午後7時から午後10時までとなっております。診療科目は、今は内科を診療科目としております。

この事業費につきましては、全体金額が約1,000万円でございますけれども、この負担につきましても、これは1市3町で人口割90%、均等割10%という負担割合で負担するものでございます。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 田尾町民課長。

町民課長（田尾 正昭君） 熊南総合事務組合の負担金における起債の件ですが、2カ所から借りております。県から7,440万円、そしてJA南すおうから7億7,000万円借りておりまして、県から借りたのが15年償還であります。そして、JAのが20年償還であります。今年、負担金が増えたのは、借りた負担金の元金を19年度から返すようになりまして、その元金分が合わせて約5,000万円余りありますので、その増で2分の1ずつ負担しますので、正確に言いますと、元金と利子を合わせたものが両方で6,503万8,253円になります。その2分の1の平生町で3,251万9,126.5円ということになりますので。

それと、フラワーベルトの花の苗でございますが、これは1ポットということでお答えさせて

いただきたいと思います。平成14年度までは、1ポット、消費税別で55円だったんですが、15年からちょっとまけてもらいまして、1ポット50円の消費税別で購入させていただいております。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） ちょっとフラワーベルトについて再質問いたします。

1ポット50円、1つの苗で50円だと思うんですけど、私たちが買えば、3ポットで100円ぐらいで、ヤナイ園芸かどこかで売っているかなという気はするんですけど、立派な苗ですから50円かかるんでしょうけれど、花いっぱい運動との整合性はどうなっているのかなと。花いっぱい運動の場合は、それぞれの公民館及び教育委員会の方で花の苗を育てております。私たちが一緒にポットに植えかえたりするわけなんですけれど、そのあたりと一緒にやるわけにはいかないのかな。全部というのはなかなか、フラワーベルト事業というのは結構花の数がありますから大変なんですけど、半分ぐらいとか、できるだけそういった各公民館で育てたものの一部をフラワーベルトに使うという考えはできないかどうか、お願いいたします。

議長（平岡 正一君） 田尾町民課長。

町民課長（田尾 正昭君） ポットが3つで100円ぐらいと言われましたけど、私もよく花を見に行ったりするんですが、安くても50円か60円のようなぐらいで、これは私としては高くはないという意識を持っておりましたので、またこれからもそういう店に行ったときには、その時期のときの金額をよく見てみたいと思いますが、私としてはそういう意識を持っておりましたので。

たしか、教育委員会の方では、年に2回、公民館の前で約、春と秋で1万ずつ苗ですか、苗をポットに移す作業を、公民館を利用される人とかいろいろ集まられて、その日に移して、そしてそれぞれの公民館等とか公共施設に持って行って、そこで水をかけたりして大きくして、それを植えておられると聞いております。それにフラワーベルトと一緒に入ると、フラワーベルトも約年間1万8,000ぐらい植えるんですよ。だから、春には9,000、秋9,000余りですね。それをその中に入れてもらうというのもなかなか、今度は2万ぐらいせんにゃいけんようになりますので、そして今の種まきをして苗を育てて、それをポットに移して、そしてフラワーベルトを植える時期を大体住民の皆さんとかに来てもらいますので、その時期に合わせてなかなか管理してとか、それを育てる労力、時間等要りますので、今は購入という形をとらせていただいております。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） さっきの1ポット50円にこだわるわけではないんですけど、数が、その辺の商店で買えば、1つとか2つとかでその値段と。9,000株買ったらどうなる

かなという気はしますけれど、あと花の時期その他はございますけれど、同じ花ですから、それは温室で業者さんが育てれば早くできますけれど、それは時期的なものは別に変えられると思います。皆さんが参加される意識醸成といいますが、共同作業をして町をきれいにするという意識といいますが、そういった意味でも、花いっぱい運動と連動させるのも1つの考え方じゃないかなと私は考えております。

実際、私は両方とも出ておりますので、特にフラワー事業は、今、フラワーベルト事業は本当に全部設定してある中で、本当ちょっと植えるだけというような協力の仕方に今なっています。今まで、花の水やりなんかもお当番を決めてということではあったんですけど、なかなか関係団体によって、しっかりそれをやるところあり、やらないところありで、枯れたり草がいっぱい生えたりしたということもあって、今は住民は花を年2回植えかえるときだけ参加させていただいておりますけれど、多少なりともみんなの手が入るという意味でも、連動を考えられるのも一考かなと思いますのと、それから、ついでにちょっとこの席で言わせていただきますけれど、先ほど役場の方たちのボランティアの姿が余り見えないという話もありました。

皆さん、結構ボランティアでやっていらっしゃるんですけど、出られる方が偏っている気はしますけれど、そういった中で職員ボランティア中というような腕章があれば、住民の意識も、この人たちは今ボランティアでやってくれているんだなというのがわかりますので、これ必要だと思うんですよ。いろんな会で、私も職員の方たちと一緒にやりますけれど、仕事で来られている方とボランティアで来られている方、ボランティアで来られている方も仕事で来られているような、住民は見ているんですよ。だから、そういう意味で、その違いをつけていただいた方が、私はより住民がみんなボランティアでやっているんだなというのを見てもらえたいと思いますので、ちょっとこの場をおかりして提案しておきます。

以上です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩します。午前11時から再開します。

午前10時45分休憩

.....  
午前11時00分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

次に、労働費について質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 柳井広域シルバー人材センター、78ページの負担金ですけれ

ど、シルバー人材センターにどのくらい人数がいらっしゃるのかと、平生の人の登録状況、それから、これから団塊の世代の人も登録されるでしょうから、仕事量の確保が問題かなと思うんですけれど、そのあたりをどう指導されるような御予定があるかどうか、お願いします。

議長（平岡 正一君） 松井経済課長。

経済課長（松井 稔君） ただいま御質問いただきました柳井広域シルバー人材センターの本町の出身者の登録状況でございますけども、1市2町で構成いたしております、平成19年2月末の登録会員、全体では600名いらっしゃいます。そのうち、平生町が103名の登録者がおられます。

それから、これから団塊の世代の大量退職者ですか、これに向けてシルバーの就業の確保ということで、人材センターの方でもこの方を一生懸命やっっていこうということで、特に今は仕事が減っておるといようなこともございまして、この辺に力を入れたいということで、この間も理事会でお話をされておられました。こういったことで、また仕事の確保に向けて、また個々に動かれるというふうに思っております。

以上です。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 仕事の量が減っているというお話がございました。どうして減っているのかあたりの分析もされたいと思います。最初のころはすごく丁寧ないい仕事をされて、安くてという話もありましたが、利用者の方たちから私も話を聞くことが何度かあるんですけれど、ちょっとだんだんサービスが低下しているというか、技量が低下しているというなお話もございまして、そのあたりのことも考えられながら、仕事量の確保にこれからも取り組んでいただけたら、せっかく人材センターがございまして、おまけにそれに町としても負担金をお支払いしているわけですから、しっかり働ける場の確保、後方支援の方をお願いしたいと思います。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。河本史朗議員。

議員（10番 河本 史朗君） 82ページでございますが、地籍調査費についてですが、これ私の委員会の所属になるから、余りまた詳しいことはその辺でやりますが、その中に13に委託料の中に座標改算作業業務というのがあるわけですが、私もある程度専門家でございますので、内容面についてはわかるわけですが、これ実際に地籍調査というのは、一度全部済ませて、精度が悪いから再調査を現在やってきておるのは承知しておるわけでございます。その中で、再調査したところには、今の言う座標がはっきりして、いつでも復元できるわけでございますが、どう

いいですか、平生町の地籍図が17条地図としての価値を發揮しておるかということところがまだ若干疑問点があるわけでございます。

というのは、私、ちょうど一番初めに佐合が一番初めにやっちょるわけです。それから、大野南・北といって、ずっと今の宇佐木の方に入って、最後が佐賀にやったわけですが、その中で今の言う基準となるものが座標なんですけど、この前、私が地籍図をとりに行きまして、それから今の言う境あたりを出してやろうと思って、そしたらいわば基準となる座標が、石が実際に埋めてなきゃいけないのですが、それは大野あたりは今も全然ありませんし、現在、やり変えられたところがあると思いますけど、それはなぜかという、その基準となるものがないと、現在、ちょうど税務課長さん、分筆したのをちょっと見せてくれんねと、こう言ったら、いや、今は座標でやるけ、三角を切ってからもどのように分筆しちゃおらんじゃけ、そういうものはありません。いわば、そやからやりようがないちゅうことですか、素人には、プロに頼まんにゃいけんちゅうことになると、ものすごい金がかかるわけですね、実際のところが。

それはなんですか、座標でから分筆するいうても、基準がなかったら、すぐそこに石があれば簡単に今の言う座標が出せるわけですが、そういうことで、現在、先ほど予算の初めの町長の説明の中で、ほかについてもやっていくと言うふうにおっしゃっていらっしゃいますが、それを年次で結構ですから、それを含めてどういうふうに考えていらっしゃるかを含めて、若干お尋ねしておきます。

議長（平岡 正一君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 地籍の再調査につきましては、平成10年から18年度、今年度まで第1期調査としまして、国道を中心に調査をいたしました。新年度につきましては、まだ16、17、18年分が残っておりますので、これを整理するという、新規地区の調査はいたしません、2期地区につきましても、今後、精度が悪いところ等がございますので、新規地区の洗い出しについて取り組んでいきたいと思っております。

議長（平岡 正一君） 河本史朗議員。

議員（10番 河本 史朗君） 要望として、今、申しましたように、さあ分筆するといったら大金がかかるわけですから、なかなかこんなにお金がかかるんかちゅうふうにたまげるようになりますので、年次にやっていただくように要望しておきます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） ちょっと3点、お願いいたします。

まず、80ページの負担金、山口多彩な園芸産地育成事業、それと町担い手育成総合支援協議会、これの内容です。山口多彩なというのは、多分イチゴのハウスのことだろうと思いますが、これは何棟、何件ぐらいの予定かなというのと、それから、その次の81ページの柳井地域屠畜

場運営費9万5,000円出ています。これ本町の利用状況、お願いします。

それと、87ページの水産振興対策事業費、この内容と効果はどうなっているのか。

以上3点、お願いします。

議長（平岡 正一君） 松井経済課長。

経済課長（松井 稔君） ただいま御質問いただきました、まず一番初めの山口の多彩な園芸産地育成事業費、これの負担金でございますけども、これはJA南すおう管内で特産振興作物であるイチゴの作付拡大を振興すると、推進するというものでございまして、これのパイプハウスを希望農家に設置するものでございます。これは、JA管内で実施するもので、30アール以上あれば、県の補助事業で実施できるということでございます。全体事業費は3,889平方メートルで、平生町では3棟予定しております。220平方メートルのが2棟、それから217平方メートルを1棟予定しております。これは、県が3分の1、町が3分の1、地元が3分の1という負担割合でございます。

それから、次の担い手育成総合支援協議会の補助金でございますけども、これは協議会が行います地域農業の担い手の育成支援、確保、また経営改善、研修会等に関する経費ということで、主に啓発用のパンフレットとかチラシを買う予定にしております。

それから、次の柳井地域の屠畜場運営費でございますけども、これは屠畜場施設の維持管理費、これが100万円と、汚水処理施設の管理委託費、これが23万3,100円、これに係る経費を1市3町で負担しております。この負担割合が、人口割が40%と利用割が60%という形になっておりまして、平生町では近年ずっとですけども、利用がございませんので、人口割の40%部分のみを負担金としてお支払いしておるところでございます。

それから次に、水産振興対策事業費の内容でございますけども、これはつくり育てる漁業の推進ということでございまして、毎年やっております、対象魚種は一応車エビ、ヒラメ、ガザミ等を予定しております。放流の効果ということでございますけども、なかなか数値で上げることができませんので、放流の効果を上げるために、漁協が中心になってやられるんですけども、地元の平生町支店で水産大学の田名臨海実習場というのがございますけども、ここの先生、または光・熊毛の栽培漁業センター、また町と水産事務所等にも協議いたしまして、できるだけ効果が上がるような放流場所とか魚種とか、こういったことを打ち合わせしながら、実施している状況でございます。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 柳井地域の屠畜場の運営費、これはできたときに利用60で、その他40という形で、利用割60の人口割40でしたかしたら、ずっと本町で利用がない。これ

から利用するような予定があるのかどうか。ずっとこれを維持していく必要があるんだと思うんですけど、そのあたりのことと、それから先ほどの水産振興は効果が上がるように、魚の種類とか放流方法などを考えるということでございましたので、ちょっとそれは期待したいと思いません。

議長（平岡 正一君） 松井経済課長。

経済課長（松井 稔君） 屠畜場の利用状況でございますけども、本町では昭和50年の後半ごろからこの施設の利用はございません。とはいいながら、1市3町でやってまいりましたので、利用がないからといって、これを運営費を負担しないというわけにはなかなかまいりません。また、これからも利用するということがあれば、またそういった経費も負担していかなければいけないというふうに思っておりますけども、最近では57年、58年とも構成町での利用はありませんでした。しかし、1市3町でこの経費は負担しております。そういった状況でございます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 91ページの補助金、町観光協会に補助金を出していらっしゃいます。これの内容をお願いいたします。

議長（平岡 正一君） 松井経済課長。

経済課長（松井 稔君） ただいま、観光協会の補助金について御質問いただきました。平生町の観光協会では、昨年7月に新しく観光協会の中に事業部会というのを設置されまして、事業の企画、実施を行っております。今年度、特に18年度は平生町の観光パンフ「ぶらり平生」というのを春夏号、秋冬号の発行を行っております。また、協会のホームページも開設されまして、いろいろ町内の情報発信等も取り組んでおります。また、一方では土産品の開発といったことも、今年度は行っております。また、19年度もまた引き続き、こういった観光パンフ、また年2回の発行というようなことも計画されておりますし、またホームページの更新と、随時更新をしております。こういったことも実施しようということも行っております。

それとまた、新しく広域観光ということで、ルート88号線沿いの観光協会の協議会も設置しようということで準備も進んでおります。その方へも加入しようということで、お話もされております。こういったことにもある程度の経費がかかって、負担金がかかってまいります。

また、豊後大野市との姉妹縁組みということで、これの交流も行っていきたいということもありますし、また町内の諸行事への協賛ということで、経費の助成ということも考えております。

そういったことなどなどの経費として、使う予定にいたしております。

以上です。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、かなり積極的に取り組まれる姿勢が見えて、私も安心したんですけれど、今、パンフレットの話がございました。その事務局に置いてある「ぶらり平生」、かなりいいものできています。本当にきちんと写真なんか人物が入って、かなりいいマップができていいるなど、いいものできていいるなど、いいパンフレットができていいるなどと思いますので、これは本当に皆さんもぜひごらんになって、平生町を売り込む1つのツールにしたいなと思います。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） この予算のあれの方で、地域活動充実というか、町道、農道と地元対応の推進ということで、重機借り上げ助成、原材料の支給ということでやられていらっしゃる、予算組みをされていらっしゃると思うんですけれども、土木費の中で、重機借り上げの助成はいいんですけれども、重機借り上げた場合のオペの問題ですね。それぞれ地元にいらっしゃるとか、いらっしゃるないとか、いろんな問題があると思うんですけれども、結局そういう講習の案内、地元対応、維持管理って、みずから解決するという面ではこの効果も非常にあると思うんですけれども、ちょっとオペの問題が非常な問題ではないかと思うんですけれども、その辺のところは検討課題の中でどういうふうに対応されていられるおつもりなのか、お考えをお尋ねしておきたいと思います。

議長（平岡 正一君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 機械借り上げ等の件でございますが、18年度3件程度、そういうケースがございました。それにつきましては、ほとんど地元にそういう建設といいますが、会社に勤められておられる方とかということがおられましたので、その方に対応いたしておりますが、基本的に地元業者といいますが、この方に運転といいますが、そちらの方は頼まれておられるということで、町からそういった指導とかいうのはやっておりません。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 97ページ、都市計画基礎調査委託料が上がっておりますけれど、これの内容をお願いいたします。

議長（平岡 正一君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 97ページの都市計画の基礎調査でございますが、これは都市計画法に基づきまして、おおむね5年ごとに調査をするものでございます。調査の内容といたしましては、人口規模、産業別、分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関しまして、現況と将来の見通しについて調査を行うものでございます。現在、決定をしております都市計画の妥当性の検証とか、今回、都市計画の見直し、変更の際に必要な資料となるものでございます。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、都市計画税との関係、妥当性をというお話もございました。ほかに調査結果の活用、せっかくこういった調査をされますので、ほかには調査結果の活用は考えていらっしゃらないのでしょうか。

議長（平岡 正一君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 基本的には、新規事業のときの参考資料とか、先ほど申しましたように、計画の見直しのときの資料ということで、調査をするものでございます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 101ページの消防費、これはまず消防防災ヘリコプター運営協議会負担金の内容について、1点目としては利用実績、これは広域でありますけど、広域全体と平生町で実際にどのぐらい利用しているかということと、協議会としてこの利用についてどのような推進というか、そういう活動をしているか、お尋ねします。

議長（平岡 正一君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） ただいまのヘリコプター運営協議会でございます。これにつきましては、山口県の市町、あるいはまた一部事務組合、消防の事務を処理する一部事務組合で組織をされておるものでございます。消防防災ヘリコプター、「きらら」という名称がついておりますけど、このヘリコプターの運航に関する協議、連絡及び調整というものが主な事業ということになってまいります。

また、それぞれ自治体からの負担金に基づいて運営をされていくわけでございますが、実績等につきましては、ちょっとデータの古いんですが、17年度で全体で193件の活動、運航実績が出ております。その内容につきましては、緊急運航、救急とか救助、火災防御、こういったものが57件、また消防防災訓練といたしまして118件、こういう形で「きらら」が利用されておるわけでございます。

広域での利用実績等については、少しそこまで詳しい資料がございませんが、本町におきましては、直近でいいますと、平成17年の8月に佐合島で救急搬送訓練を行いました。そのときに、佐合島上空までというか、実際に着陸はいたしました、そういう形で本町には1回と、そして平成15年、ちょっと古いんですけど、町内企業で事故があったときにけがをした方がいらっしゃいましたので、その搬送のために、これは平生町じゃなくて柳井の方まで飛んできたというような実績がございます。

今後、こういった「きらら」の利用については、協議会の方でそれぞれ計画を立てて利用してほしいということもございますので、その都度、訓練をするときにはヘリコプターの利用も考えていこうという考えは持っております。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 一度に申し上げればよかったんですが、1つ抜かしておりましたので、再度お尋ねします。

今の消防費についてですが、一番下のコミュニティ助成事業補助金の事業内容、事業としてどうなるかを想定されているのか、ひとつお願いします。

議長（平岡 正一君） 総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） これにつきましては、昨日、街路灯、防犯灯の関係で、宝くじの助成事業というような形のお話もさせていただいたと思いますが、消防費に計上いたしました事業につきましては、自主防災組織の育成事業ということで、宝くじの費用でもって100%の事業費でございます。

内容はといいますと、自主防災組織の育成、あるいはまた活性化ということと、やはり山間地域の安全・安心を確保していこうという目的のもとで、実際に台風なんか来ましたときに、過去にもありましたように、ライフラインの寸断、停電が長時間続いたというような過去の実態もございます。その際に、上水道の普及地域であれば、水道については上水道についてはすぐ復旧をしていくわけでございますけど、山間地域における井戸水、あるいはまたボーリング、こういったものを利用されている方にとっては、電気が来ないと生活用水すらままならない、そういうことで我々職員の方で水を配給したりというようなこともありました、そういった停電のときのための生活用水の確保で、自主防災組織に発電機を据えつけるといいますか、設置をすると。

これは据えつけ型じゃなくて携帯型といいますか、持ち運びできるものですから、それぞれの家庭を自主防災組織の方々が回って、発電機でもって井戸水をくみ上げて、生活用水を確保するというような、自主防災組織の活動育成という面で、この事業を申請をして、内示を得ておる段階でございます。対象となる自主防災組織については、昨年までで結成をさせていただいておる11の自治会が対象となってまいります。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。河本史朗議員。

議員（10番 河本 史朗君） ちょっと予算にはないようですが、きょうの新聞を見ましたら、平生町の表彰旗というのが大きく新聞に、山口新聞でございましたが、出ちよりました、どういう意味する表彰じゃろうかと思ひまして、御存じあれば、なければよろしいです。

議長（平岡 正一君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） 今の表彰旗といいますが、山口県知事表彰で、団に対する表彰、その内容については、出初め式のときに団旗と、もう一つ、表彰旗を持って行進していると思うんですけど、それは日本消防協会から表彰を受けたものですが、このたび山口県知事からそういう表彰を受けるということで、15日ですか、今月15日にその伝達がございます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） それでは、教育費について3件お尋ねします。

まず、104ページの事務局費のうち、幼稚園就園援助費補助金の内容といたしまして、対象者及び補助基準についてお尋ねします。

もう一点が、107ページの教育振興費のうち、栄養教諭を中核とした食育推進事業委託料の内容についてお尋ねいたします。

もう一点が、社会教育費の図書館費、これは119ページです。子供図書活動費推進計画の策定についてであります、その策定方針、計画期間はどうなっているかと、この3点についてお尋ねします。

議長（平岡 正一君） 福本教育委員会総務課長。

教委総務課長（福本 達弥君） 失礼します。まず、104ページの事務局費、補助金、幼稚園就園援助費81万3,000円、対象者及び補助基準ということでございますが、これは対象者につきましては、平生町内に住所を有し、私立幼稚園に在園している3歳児、4歳児及び5歳児の保護者が対象になります。所得基準がありまして、所得要件がありまして、市町村民税の所得割課税額が13万5,000円以下の世帯からが対象になります。

補助基準につきましては、所得階層が5段階に分かれておりまして、所得階層と幼稚園に何人お子さんが就園しているかによって、補助額が違ってきます。例えば、住民税非課税世帯で第1子の方の場合は年間の支給額が7万250円、2子の方であれば、2子のお子さんがある世帯であれば9万2,500円というような形になっております。この予算81万3,000円につきましては、18人分を予定しております。

それと、107ページの委託料、栄養教諭を中核とした食育推進事業100万円、これ内容でございますが、これは県の委託事業で100%の補助事業でございます。平生小に委託をするものでございます。この事業は、実際には今年度から実施しているものでございますけれども、今年度においては県から学校へ直接委託しておりますので、予算が町の予算に入ってきておりませんので、予算上は出てきませんでしたけれども、来年度につきましては町が委託を受けて、さらに平生小学校に再委託をするということで、予算計上が出てきたということでございます。

事業概要につきましては、平成17年に食育基本法第9条によりまして、国に食育に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することが義務づけられたことから、平成17年度から実施されております栄養教諭制度、この制度に基づきまして食育を推進するものでございまして、平生小に栄養教諭が配置されていることから、平生小が実践校として委託を受けたものでございます。この事業により期待される効果といたしましては、望ましい食生活をするための知識や方法がわかるとか、食事を準備したり一緒に食べたりすることで心が安定する、また食に対する興味や関心が深まるといった効果が期待されております。

具体的な内容につきましては、各教科等におきまして、食に関する指導の充実のための取り組み、また学校、家庭との連携による食に関する指導の充実のための取り組み、それから学校と地域との連携による食に関する指導の充実のための取り組みが主な内容でございます。講演会の開催とか先進地の調査、地域検討委員会の開催、こういった個々には内容のものでございます。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 弘中社会教育課長。

教委社会教育課長（弘中 賢治君） それでは、119ページの図書館費、子供読書活動推進計画の策定方針、計画期間等についての御質問に対して御説明をいたします。

今日、情報メディアの発達、普及により、情報源の多様化や子供の生活環境の変化などにより、子供の読書離れが進んでいるという状況を踏まえ、国においては平成13年12月に子供読書活動の推進に関する法律を施行いたしました。また、山口県では、平成16年10月に、子供読書活動推進計画を策定済みでございます。法律では、市または町にあっては、計画の策定は努力義務というふうになっておりますけど、本町では19年度に策定をしたいというふうに考えております。

この計画の策定に当たっては、まずはアンケート調査などで現状の把握をした上で、行政が取り組むべき施策の方向性や、すべての子供が自主的な読書活動ができるよう、家庭、地域、学校とも密接に連携をした取り組みを示したものにしたいというふうに考えております。

具体的には、今後、策定委員会で協議、検討することになりますけど、例えば町の図書館を核といたしまして、学校の図書室、あるいは保育園、幼稚園、そういったものとの連携、また読書

ボランティアの確保、そういったものもやっていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

それから、計画の期間でございますけど、19年度に策定予定にしておりますので、平成20年度からおおむね5年間で予定をいたしております。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費については一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書から地方債の調書まで一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、特別会計予算について質疑を行います。

まず、議案第9号平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第10号平成19年度平生町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第11号平成19年度平生町老人医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第12号平成19年度平生町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第13号平成19年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第14号平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 12ページの補償補てん及び賠償金、物件補償、これはどういうものが対象になっているのでしょうか、内容をお願いします。

議長（平岡 正一君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 12ページの補償補てん及び賠償金140万円の件でございますが、これにつきましては、工事によりまして家屋に損傷を来した場合の予備費的なもので、2件ほど予定をいたしております。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第15号平成19年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第16号平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩します。午後1時から再開いたします。

午前11時48分休憩

.....

午後1時00分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

続きまして、議案第17号平生町副町長の定数を定める条例から議案第30号平生町地域福祉基金条例を廃止する条例までの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。吉國茂議

員。

議員（11番 吉國 茂君） 平生副町長の定数を求める条例と課制条例を分けて考えようかと思いましたが、マネジメント強化という面から、これは同じことになるなというところから質問させていただきます。

私は、この感覚は、どういいますか、余り賛成でないというか、新たむるにはばかることなかれという観点から質問をさせていただきます。

まず、今回は、課とか、そういうところをさわってこられるという点、これは評価したいと思います。それから、10年、20年の大きなここ変革するチャンスであります。必要なところに必要な人員を多く配置して、もっと効率化、簡素化、またサービスを増大するといいますが、そういったことができるのではないかということを私は思うわけであります。

この提案に対して、緊急行政プログラムとか行政改革大綱とかの関連で来たという話はお聞きしましたが、じゃなぜこうなったかという提案理由をお聞きしておりません。その辺から質問をしたいと思うんですが、これに対して、以前も下水と建設課等々の合併が行われました。僕はいろいろと一般質問でも、こういう制度の問題についても班制度の問題についても、こういうやり方じゃないのではないかと、もっとこうした方がいいのではないかと提案も差し上げておりますが、まずそのときに、これは今から改革して、また変えていくんだというお話をいただいております。

建設課、下水課で合併したことによって、どういうメリットがあって、どういう住民サービスができて、どういうデメリットがあったのか、それから今言うサービスアップするために、この前、ちょっと確定申告に行っておりましたが、各支所とかで説明があるために、1名で説明されておりました。一生懸命説明をされておりました。随分待つようになりますので、私は一回帰って、また再度出てきたのであります。そういったときに、季節的要員でそこを重点的に増やすとか、そういったことも考えられなかったのか。

また、これに至る過程で、どういう研究、こういったこと、統合すること、もし統合して業務効率化ができるのであれば、1つにすればいい話であります。平生町は1つでいいわけですよ。なぜ、1つではいけないのか。それは何なのかというところから話がここにまたこんにゃいけんわけですよ。それはどのような、1つでは何がいけなくて、じゃこの合併だったら何がよかったのかと、統廃合だったら何がよかったのか。

それから、統廃合することによって、課長は今からこれは能力アップしていかなきゃいけませんよ。人間減らしていくんですから、だんだん減っていくんですから、機械事にせんにゃいけんかもわからんけど、能力アップもしなきゃいけません。そういったことに対して、だれが管理職をやるのであれば、管理職の仕事の見直しもしなきゃいけません。そういったこと、

細かいこと。

それから、今、せっかくそういったポストがあるのを、ポストが切られることになります。職員に意識、職員公僕とはいえますけど、名誉職と金銭欲、これはつきものであります。そういったことに対しての職員にそういう意識を、どうかわるもので対応するのか、そういったことを研究されたのかどうか。

ほかに、これ以外にどういうことが、こうの方がいいよという、どういう意見が出されたのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（平岡 正一君） 町長。

町長（山田 健一君） まず、副町長の設置と、それから機構改革と、今両方あわせて御質問をいただきました。特に、なぜこういう、この前の経過はあれだけでも、なぜこういう提案になったのかという、今、御質問でございました。最初に、ちょっと私の方から少し考え方を説明させていただきたいというふうに思っております。

まさに、地方分権という1つの大きなテーマ、その中で行政の自己決定、自己責任ということがかなり求められてきておる時代に、町長1人が政策決定から町の行財政の運営全般にわたってこれを手がけていくというのは、なかなか現実的には困難な分野があります。これからのこういう体制を考えるならば、あるいはまた今日までのこの2年間の状況を反省をしながら、町長とある意味では副町長、責任と権限を明確にして、トップマネジメント体制、さっきマネジメント体制ということがありましたが、こういうトップマネジメントの体制の構築が必要であろうというふうに思います。

特に、町長が政策決定をする、そしてまた副町長が具体的なそういった執行管理に当たっていくと、政策の、あるいは財政運営を担当していくというようなすみ分けといえますか、従来の助役でいえば、単に事業の調整、あるいは町長の補佐という域にとどまるのではなくして、副町長としての権限、責任と、こういうものをしっかり明確にしていきながら、政策企画機能、あるいは指導の機能、執行機能、こういうものをやっぱりそこでしっかりやっていくと。

そして、この前から出ておりますように、職員の士気にもかかわる、そういったところもしっかり指導していけるような体制を構築をしていく必要があるというふうに考えているわけであります。

そういった1つの流れの中で、今回の退職者不補充、こういうことでその経費をぜひ充てていきたいと。こういうことで、今回の副町長の制度を提案をさせていただいた。ちょうど地方自治法の改正がタイミングとして出てまいりましたので、この時期にもう一度、そこら辺の体制の整備を図っていききたいと、これがまず1点でございます。

それから、もう一点は、組織でありますから、今も議員御指摘のように、いろいろ定員が削減

をされていく、減っていく、減っていけば、やっぱりそれに組織の見直しというのはこれは必ずついてくるわけでありまして、そこら辺の組織に、いわゆる人員減に対応する組織のあり方、これはしっかり行財政改革を進める中で、今回の行革大綱、四次大綱、あるいはまたその実施計画、これをつくる段階から、御指摘のように、まず建設と下水道の統合、これをまず第1期でやろうと。そして、2期の改革として、総務と企画と、こういうことでいこうじゃないかと、こういうことで、あるいはまた第3期として民生系の統合と、これもかなり状況を踏まえながら、実施、点検をしながら、将来に向けていくと。

なかなか第3段階まで一気に集約できるかどうかと、これはちょっと時間がかかるかもしれませんが、いずれにしても総務、企画というのはある意味では、特に財政も総務を抱えておるわけでありまして、そういった意味では財源の裏打ちのある企画、政策企画、立案と、企画の実施、こういうことがまさに財政の裏打ちをしっかりとしながらやっていくと。

あるいはまた、先ほどから出ておりますように、情報通信の分野を企画が担う、さらには災害防災の防止体制、こういったところでしっかり連携を果たして、安全・安心のまちづくりにつなげていこうと、こういうような1つの危機管理体制の強化ということも含めて検討させていただいて、総務、企画という案が出てまいりまして、それをお互いに協議をしながら、行革推進本部の中でも議論をさせていただきました。

確かに、建設と下水と統合しまして、本当に統合のメリットがまだまだ十分生かせてない部分もあるかと思えますけれども、やはりここは同じ、お互いが1つの統合することによって1つのパワーといいますか、パイが広がることによって大きな力がそこでお互いに出していける、助け合っていける、こういう状況をぜひ実現をしていきたい。

ただ、庁舎が御承知のような今の現実の状況でありますから、強いて言えば、庁舎の物理的な状況が限界としてあることも事実でありますけれども、この辺についてはやっぱりこれからも見直しを含めて考えていかなければいけない課題であろうというふうに思っておりますけれども、いずれにしてもそういった体制、そしてまた、去年からでございますが、今、確定申告の話もありましたけれども、専門特命職務制度、こういう制度も設置をさせていただいて、できるだけ人材を有効に生かしていけるように配置をしていこうと、こういう取り組みも進めさせていただいておるわけであります。

そうすることで、関連をいたしますけれども、ぜひそういう形で1つの人員に見合った、今回はかなり予定の定数を下回っておるといった現実の問題がございますけれども、それだけに組織の見直しは避けて通れないということもございます。結局、申し上げましたように、どんどん人員削減はやる、組織はそのままということになると、どこかにしわ寄せが寄ってまいります。そういうことを避けながら、適切な人員を配置をしていけるように、これからも対処していかなければ

ばいけないだろうというふうに考えているところであります。

議長（平岡 正一君） 吉國茂議員。

議員（11番 吉國 茂君） いっぱい質問したところが抜けておりますが、もしこういう、僕は発想は、何といいますか、発想の転換ができてないんですよね。課と課を統合するという発想から出て、10年先も見据えた課制度にしようとしよるところに僕は問題があると言いはるんですよ。情報通信が必要だったら、情報通信1つとして要るかもわかりませんよ。そこは大きく人数が要るかもわかりませんし、今から福祉が大事だったら、福祉に人員を持っていくためにどうするかという話がどこで話されたのか、そういう研究をどこでされたのかというのが、僕は今この行革大綱の中できたという話ではなしに、そういったことも考えてやりましたよというから、どこにあるんですかという質問なんですよ。

これから、副町長と切り離せばいい、僕もいろいろ考えましたけど、やっぱりこれ同じ課ですから、副町長と切り離すわけにはいかない、トップマネジメントをつくと、やっぱり切り離せるんですよ。もう一回、それをもう一回再度考えて、もう一回それをやっていくという必要が、僕はどうしてもあるような気がするんですよ。

このままこういう課で人数を集めて、ここを統合しましたよ、もう一つ統合しましたよというので発想で、今からもこの財源難のときに、財源難でいろいろなことのできるのかどうかという、そういう単純な発想で、片方では職員の給料を我慢してくださいよと言いながら、もっと死に物狂いの研究とか、そういうものがなされた上で、こういう課制度が出てきてないような気が僕はしてなりません。

恐らく、もっと研究をするべき、単純に統廃合だけで出してき過ぎという思いがあります。そういったことを読んで、そういったことを随分踏まえて、今からの人数、人間定数削減も含めて考えてここが出てきたのか、どこに研究されたのか、どういったことの問題点が出てきたのか、その辺をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（平岡 正一君） 町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、この議論の経緯といいますか、既に皆さんにも、これはもう2年、3年越しといいますか、3年越しの議論になっておりますが、行革大綱の策定の時期、あるいは実施計画を策定をする段階から始まって、うちの今は行革推進本部が一応行革の議論をする場ということになっておりまして、ここでいわゆるこういった統廃合にかかわる議論とか、あるいは体制をどういうふうにしていこうとか、あるいはどういう形が一番これからあるべき姿なのかと、こういう議論はまさにここで今、これはまだ今からもずっと続けていくわけでありまして、議論はこれからも続いてまいりますけれども、一応その議論を踏まえて、今回、申し上げましたように、行革推進本部の議を経て出させていただいたということでございます。

おっしゃいますように、企画と総務と、これは特に県の方も確かにそういういろんな経緯を経て、総務と企画と、特にいろいろ統合のメリットをつくり出していこうと、こういうことで今県の方もそういう形でやっております。我々も、そういったできるだけ横断的な連携、協力ができるとような体制をぜひつくっていこうと、まちづくりという1つの大きな、総務課も企画もそうですけれど、まちづくりの大きな命題に向かって、横断的な連携がとれるようにやっていこうじゃないかという議論の中で、今回の統合の議論に発展をしてきたということで、具体的に大綱実施計画に明記をさせていただいているということでございます。

議論は常に続けながら、これからもいろんな現実の問題点があれば、見直しをかけていかなければいけないだろうというふうに思っておるところであります。

議長（平岡 正一君） 吉國茂議員。

議員（11番 吉國 茂君） どうも堂々めぐりになるようですが、そう再々、課を変えてやってみて、変えてみるという、町民を愚弄しているちゅうと語弊があるが、もっと課をいろいろと迷わす、町民を迷わすようになりますから、もっと出のときにきちっとしなきゃいけないんじゃないかと、出発のときにきちっとそういったことを踏まえてやるべきであろうと、僕は思います。

それから、行政改革大綱というので、僕は行政改革大綱と議決でくるんだったら、僕は反対しておるかもわかりませんし、行政改革大綱であれで満足しておると僕は一つも思っていませんし、そういったものじゃなしに、もう少し本来なら必要な、今からどうしていく、どういうカラーを出していく、どういう姿勢でいくというところから発想をすべて変えていくべきではないか。

僕は、県がやりよるから、県は当てにしていません。県のやり方というのは、僕はそれが国、県というのはそこが今破綻しておるんですから、同じことなんだと思うんですよ。もっと、例えば要員を合理化したら、近くの企業、永大なんかもあるんですから、そういったところでどうしたかとかいうのは調査があつてしかるべきなんですよ。民間とか、そういった議論を踏まえて、ここに出してくる、行革をするのならいいけど、内部でやって、それでこうだという、1つを合併してくるんだという発想はどうも納得できにくいと思います。

これは再度考えられるということですが、一応僕は質問しても同じ回答しか返ってこんとしますので、一応そういう意見だということのを要望として言っておきます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑ありませんか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 議案第17号平生町副町長の定数を求める条例についてお尋ねをいたします。

今し方も、町長さん1人が政策決定をするという困難な状況にある、ちょっと弱音を聞いて大変残念に思うものですから、町長さん自身の権限というか、あれは変わってないわけですね、ず

っと。それで、困難な状況にあるというのが、先般も御質疑、先般の議会だったか、内外に対する権限、いろんな問題があるとかと言われましたですね。

しかし、2年前には、議会が同意をした助役さんが辞任をされていらっしやいます。議会が同意した助役さんが。それで、新しくどうするかというような問題で、政策調整室を置かれました。それで、今、副町長制を提案されている。その中の経緯をやはり一つ一つ過程を踏まえて、町長さんの権限が困難な状況というのが一体どういうふうになっていったのか、その辺のところを少し御説明が足りないような気がしますので、その辺のところをちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町長としての権限が困難になったという意味ではありません。町長としての政策決定をしていかなきゃいけない、これは変わりません。それに同時に、やっぱり町行財政全般にわたる目配りをしながら町政を運営をしていくと、こういう意味からいうと、1人がやるというのはやっぱりおのずから限界があるわけで、政策調整のあり方についても、政策調整室を設置をして、今日まで政策調整室長が1人で、今、いろいろ切り回して今日までやっております。それはそれとして、私は評価をしたいと思っておりますが、職員としての1つの立場というものがあります。

それだけに、今回こういう制度で、特別職という形でトップマネジメントができるように、権限といいますか、それをしっかり明確にして、これから副町長としての企画調整をやる、企画の調整機能、あるいは指導機能、それから政策の執行機能、こういうものをしっかり位置づけて、これから副町長としての仕事を明確にさせていただきたいということを、今、考えておるわけであります。

政策決定をする責任は、これは町長は逃げるわけにいきませんし、やっていかなきゃいけない。それが困難になってはいけないというふうに、私は思っております。

それから、経緯につきまして、総務課長の方から、先ほどの質問もありましたが、若干報告をさせていただきます。

議長（平岡 正一君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） こういった機構改革の協議の経緯ということでございますが、16年度、その年に持続可能な行財政基盤の確立ということで、17年度以降の町のあり方について、事務事業、あるいはまた機構、あるいは電算体制、こういった大きな3つにわたって、班長を中心として、当時、係長でしたけど、係長中心で、いろいろ協議をしてもらいました。そして、その結果が行政改革推進本部に上がってきたと。そのときに、組織機構については、係長の一応ひとまず出した結論と行政改革推進本部で出した結論には若干の違いはありましたけど、課

のやはり統廃合という点においては両方ともそういう目線でやっていくんだという結論といいますが、結果でございました。

電算体制につきましては、いろいろ委託というところで御指摘をいただいておりますけれども、現実問題として委託をやめて直営でというところは難しい、困難であるというところから、現行体制を継続していくんだと。事務事業につきましては、当時からお話しいたしましたように、260項目にわたって見直しをしたというような、そういった最初の16年度からの取り組み、協議の経過がございます。

こういう経過といいますが、協議をもって、行財政改革プログラムができ、また17年度においては第四次の行政改革大綱ができたというところで、機構につきましては資料にといいますが、大綱の方にありますように、大きく3つの分野に分けて、班体制としてやっていくんだというところで、第1期、第2期、第3期というふうに計画に上げておるわけでございます。

そういう単純に統廃合をするというような形での結論ではなく、16年度から協議をしてきたという経緯がございますので、その点については御理解をいただけたらと思います。

議長（平岡 正一君） 河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 所管の委員会でございますので、付託も受けることですから余り、委員会の方でやればよいと思うんです。もう一点だけお尋ねをしておきます。

そうすると、副町長さんのこれはやっぱり議会の同意が要りますよね。そうすると、任期というものの、今までは任期満了ですずっと議会の、今度はやめられない、任期満了ですから、議会の同意というか、やめるときのですね。ただ、先般、議会の同意を得ながら、途中で辞任をされていらっしゃるというケースがありましたですね。このことなんかは、特別職としてどういう位置づけになるのか、ひとつ解決しておかなきゃいけない問題だと思うんです。議会が同意をしながら、やめるといったときにはやめられるというような形になっていますね。じゃ、何のための同意なのかというようなことがありましたですね。その辺のところは、特別職さんとしてどういう位置づけにしておくのか。私はやっぱり議会は住民の代表ですから、その辺のところもきちんと精査しておかなきゃいけない。

それと、あと退職金の絡みなんかはどうなるのかというような問題、いろいろと細々したところがありますので、今、考えていらっしゃるところ、わかる範囲でいいので、あとは所管でやりますので、今は2点のことだけお尋ねをしておきます。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 1つは任期の問題だと思いますが、任命のときは議会の承認、やっぱり辞任、途中でそういうケースの場合というのは、やっぱり議会にもきちっと説明責任を果たして、報告しなきゃいけないケースだろうというふうに思っておりますが、ケースによっていろいろ出

てくると思いますから、議会との関係は常に念頭に置いて対処していかなくちゃいけないだろうというふうに思っております。

自分の問題につきましては、今までの経緯といいますか、経験を踏まえて、今、自粛をそれぞれしてもらって給与等もきておりますが、退職金等については一応その規定というのがあると思いますから、それに基づいて対応していくということになろうと思います。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 1つだけ質問させてください。

先ほど、吉國議員がいろいろ質問されていましたが、誠にもって町長は的確な答弁をされていないと。これを幾ら続けても一緒だから、私はそこはやめます。やめますが、先ほど町長がおっしゃいまして、1人ではなかなか難しいと。だから、副町長に権限を与えてやっていると、こういうふうにおっしゃいました。それで、その権限はどのような権限を副町長に与える考えなのか、その辺のところを質問としてお願いします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町長として、今度は自治法の改正によりまして、町長にしかできなかった政策企画立案をつかさどって、決裁についても町長から委任を行って行えるというような形になっておりまして、副町長の権限、責任、こういうものが明確にされていくと。かなり大事になってくるなという意味では、そういう受けとめ方をいたしております。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第31号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから議案第39号字の区域の変更についてまでの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号平生町土地開発公社の平成19年度事業計画及び資金計画並びに予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

日程第3．委員会付託

議長（平岡 正一君） 日程第3、お諮りいたします。

議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例及び議案第1号平成18年度平生町一般会計補正予算から議案第39号字の区域の変更についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号及び議案第1号から議案第39号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

・ ・

議長（平岡 正一君） 本日はこれにて散会いたします。 次の本会議は3月19日午前10時から開会いたします。

午後1時33分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 正 一

署名議員 福 田 洋 明

署名議員 吉 國 茂

平成19年 第1回(定例)平生町議会会議録(第3日)

平成19年3月19日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成19年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第19号「平生町課制条例の一部を改正する条例」撤回の件
- 日程第3 委員長報告
- 日程第4 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 議員提出議案第2号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第19号「平生町課制条例の一部を改正する条例」撤回の件
- 日程第3 委員長報告
- 日程第4 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 議員提出議案第2号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例
  
- 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(15名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 新本 俊彦君  | 2番 淵上 正博君  |
| 3番 藤村 政嗣君  | 5番 山名 喬二君  |
| 6番 細田留美子さん | 7番 柳井 靖雄君  |
| 8番 河内山宏充君  | 9番 増野 洋樹君  |
| 10番 河本 史朗君 | 11番 吉國 茂君  |
| 12番 鍛冶原重雄君 | 15番 安村 忠男君 |
| 16番 福田 洋明君 | 17番 川本 健吾君 |
| 18番 平岡 正一君 |            |

欠席議員(1名)

13番 曾田 文彦君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君

書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山田 健一君	教育長 .....	合頭 興亞君
政策調整室長兼出納室長 .....			佐竹 秀道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....			高木 哲夫君
企画課長 .....	吉賀 康宏君	町民課長 .....	田尾 正昭君
税務課長 .....	洲山 和久君	健康福祉課長 .....	河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長 .....			松井 稔君
建設課長 .....	安村 和之君	佐賀出張所長 .....	木谷 巖君
教委総務課長 .....	福本 達弥君	教委社会教育課長 .....	弘中 賢治君
財務班長 .....	池田 真治君		

午前10時00分開議

議長(平岡 正一君) ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(平岡 正一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により議長において、新本俊彦議員、淵上正博議員を指名いたします。

日程第2. 議案第19号

議長(平岡 正一君) 日程第2、議案第19号「平生町課制条例の一部を改正する条例」撤回の件を議題といたします。

山田町長から議案第19号「平生町課制条例の一部を改正する条例」撤回理由の説明を求めま

す。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。去る3月7日に御提案申し上げました議案の数々につきまして、本会議並びに各常任委員会におきまして、慎重審議賜りましたこと厚くお礼を申し上げます。ただいま議長さんから議案撤回の件が議題として議事日程となりましたことについて御説明申し上げます。

議案第19号は、本町の課制条例の一部改正でございまして、本会議で数々の御質疑を賜りまして、基本的な考え方など御説明申し上げたところでございます。その後、本会議での意見等を参考に協議をし、本町の組織機構は第4次行政改革大綱で方向づけはされているとは申せ、今回の第2期の組織改編の議案提案は、組織の全体像や職員定数のあり方につきまして明確化することがまず先決であるとの結論に至りました。つきましては、機構改革における第3期の組織改編を含め、再検討した後に改めて提案させていただくことが最良の方法であると判断し、3月13日付で議長さんあてに撤回請求を起し、翌14日の総務文教常任委員会におきまして御理解をお願いを申し上げたところでございます。今後、議案の条例につきましては、十分な検討と精査の上対処してまいりたいと存じますので、議員の皆さんにはおわびを申し上げ、御理解と御承認をお願い申し上げます。

議長（平岡 正一君） これをもって撤回理由の説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号「平生町課制条例の一部を改正する条例」撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号「平生町課制条例の一部を改正する条例」撤回の件を許可することに決しました。

### 日程第3 委員長報告

議長（平岡 正一君） 日程第3、議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例及び議案第1号平成18年度平生町一般会計補正予算から議案第18号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う条例の整備に関する条例までの件、並びに、議案第20号平生町防災会議条例の一部を改正する条例から、議案第39号字の区域の変更についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、3月8日の本会議において、関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。山名喬二産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員長（山名 喬二君） 産業厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。平成19年3月8日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち、

平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号中歳出のうち、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第21号、議案第28号、議案第30号、議案第32号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号及び議案第39号につきまして、3月12日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て、慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号中所管事項、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第21号、議案第28号、議案第30号、議案第32号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号及び議案第39号については、全て全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項について、戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳カードはどのような使い方ができるかとの質問に対し、転入、転出の手続が簡素化されるほか、金融機関での振込や口座新規開設など、公的な証明書として利用できるものとの説明を受けました。

次に、農業費について、中山間地域等直接支払い制度は適正に行われているかとの質問に対し、昨年4月に会計検査も受けており、適正に行われているとの回答がありました。

議案第2号及び議案第4号については質疑がありませんでした。

議案第5号については、受益者負担金増額の理由は何かとの質問に対し、前納率を当初70%と見込んでいたが、75%となったため増額したものであるとの説明を受けました。

議案第6号については、質疑はありませんでした。

議案第7号については、介護保険事務処理システムの改修は新年度に向けてのものかとの質問に対し、制度改編に伴い新年度において取り組むものであるが、国が平成18年度の補正予算で対応することから、本町においても、18年度で補正し、繰り越して対応するものであるとの説明を受けました。

議案第8号中所管事項については、老人福祉総務費の地域福祉活動事業費補助金の内容について質問があり、平成18年度から開始したもので、大野、曽根、佐賀地区の独居老人への配食サービスが主なものであるとの説明を受けました。

児童福祉費について、緊急通報装置の内容について質問があり、保育園、児童クラブに従来設

置していた非常用発信機を改め、より迅速に対応できる県警ホットライン緊急通報装置に切りかえるもので、維持費も不要になるとの説明を受けました。

漁港建設事業費について、浜田浮棧橋の基本設計委託料は高額ではないかとの質問に対し、平成20年度に漁港再生交付金事業で浮棧橋を設置するため必要となるもので、費用対効果の算出等を含めたものであるとの説明を受けました。また、実施設計、施工に当たっては補助金率の高い制度を利用するようとの要望がありました。

土木総務費について、道路台帳修正業務は毎年実施しているのかとの質問に対し、道路法に基づき実施しているもので、基本的には毎年実施するべきものであるが、近隣自治体とも歩調を合わせ3年に1度、実施しているとの説明を受けました。また、町営住宅明渡請求は何件予定しているかとの質問に対し、今回は入居者不在の3件を対象としており、悪質滞納者については今後対応していきたいとの説明を受けました。

次に、砂防費の小規模急傾斜地崩壊対策事業の詳細について質問があり、延長45メートル、高さ12メートルを急傾斜区域に指定し、2カ年にわたり整備するもので、今年度事業費3,000万円のうち、県が1,500万円、地元が900万円、町が600万円の負担になるとの説明を受けました。加えて、受益者1名に対して行う公共事業の適格性について、十分整理しておくようとの意見がありました。

議案第9号については、当初から収納率を95%と予測することは適切かとの質問に対し、従前の収納率の推移を見て歳入欠陥とならないよう予算組みしているもので、収納率向上に向けての取り組みはしっかり行いたいとの説明がありました。

議案第10号については、水道企業団への移管の協議は進んでいるかとの質問に対し、検討はしているが、具体的に進んでおらず、今後とも引き続き努力するとの説明を受けました。

議案第11号については、レセプト点検の内容について質問があり、全件点検で5万5,500件を見込んでおり、毎月のレセプト整理と年4回の点検を行うもので、ここ数年の点検効果は100万円程度であるとの説明を受けました。

議案第12号については、上下水道料金の一括納付の検討はしているかとの質問に対し、昨年より、水道企業団及び田布施町との協議を進めており、平成20年度の導入を目標に準備を進めているとの説明を受けました。

議案第13号については、地元産業振興のため、今後も町内加工業者がトリ貝の処理ができるよう検討してほしいとの要望がありました。

議案第14号については、事業の進捗状況はどうかとの質問に対し、末端の管渠敷設を除き、平成19年度に主要幹線の工事は完了するとの説明を受けました。

議案第15号については、介護認定審査会委員の報酬は高額ではないかとの質問があり、近隣

自治体とのバランス、医師会との協議の中で決めているものであり、会議時間だけに対するものではなく、事前の検討作業も含めたもので、改正の予定はないとの説明を受けました。

議案第16号については、介護保険料の滞納はあるかとの質問に対し、特別徴収分はないが、普通徴収分には滞納があるとの回答がありました。

議案第21号については、今後、交通災害共済にかかわる手続はどうなるのかとの質問に対し、加入手続は町または金融機関から、請求手続は、町または直接市町総合事務組合へ、見舞金支給は組合から直接請求者に送金という形になるとの説明を受けました。

議案第28号については、事業に係る事務費はあるかとの質問に対し、従前と同じく加入金額の10%が事務費として町に入ってくるが、金融機関から加入手続の場合は1件30円の手数料が事務費から控除されることになるとの説明を受けました。

議案第30号及び32号については質疑がありませんでした。

議案第35号については、規約変更の理由は何かとの質問に対し、地方自治法の改正によるものであるとの説明を受けました。

議案第36号及び議案第37号については質疑がありませんでした。

議案第38号については、西魚見の漁港整備の事業年度と費用について質問があり、防波堤を含めた全体事業は昭和63年から平成18年度までで、費用は10億6,500万円であるとの説明を受けました。

議案第39号については質疑はありませんでした。

以上が、産業厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

議長（平岡 正一君） 藤村政嗣総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（藤村 政嗣君） 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成19年3月8日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案のうち、町長より撤回の申し出がありました議案第19号を除く、議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、繰越明許費、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号、議案第8号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第17号、議案第18号、議案第20号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議員提出議案第1号、議案第31号、議案第33号及び議案第34号につきまして、3月14日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議しました。その結

果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第3号、議案第18号、議案第20号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第27号、議案第29号、議案第31号、議案第33号及び議案第34号につきましては、すべて全会一致で承認することにいたしました。

議案第8号中所管事項、議案第17号、議案第26号及び議員提出議案第1号については賛成多数で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般については、法人町民税減額の理由は何かとの質問に対し、17年度と比較し、18年度の業績が悪い法人が多いためであるとの説明を受けました。

歳出について、教育費の佐賀小学校支援学級について、2学級の要望に対し1学級の決定となったとの補足説明がありました。これに対し、学級数の減少は授業に支障はないかとの質問があり、児童の障害も酷似しており、県、医師、保護者と協議し1教室で行うことになったとの説明を受けました。

地方債について、実質の借入れ利率は幾らであるかとの質問に対し、借入先や償還年限によって差があり、10年償還で利率1.8%、30年では2.2または2.3%であるとの説明を受けました。

次に、繰越明許費の養護老人ホームの整備事業の内容についての質問があり、外部サービス利用型特定施設の指定に伴うものであり、バリアフリー等の施設改修であるとの説明を受けました。

議案第3号については質疑はありませんでした。

議題第8号中歳入全般について、税の種類によりなぜ収納見込みが違うのかとの質問に対し、100%収納を目指して徴収努力をしているが、現実的には困難で、前年度の収納率を参考に税収を見込んであるとの説明を受けました。また、町たばこ税増収の理由は何かとの質問に対し、実績に応じ本数は減らしているが、昨年7月に単価が上がったためとの説明を受けました。

次に、民生費負担金の保育単価について、園により差があるのはなぜかとの質問に対し、園児全員に占める3割未満児の割合により増減が生じるものであるとの説明を受けました。

歳出について、一般管理費で行政協力員手当と自治会活動費を統合しているが、どのような考え方によるものかとの質問に対し、今後、行政協力員手当は、活動費の連絡調整割として自治会の大小により差をつけ、自治会活動費は平等割を1,500円から1,000円へ、活動割を参加者の単価を100円から150円へというような、活動するところへ手厚く交付するという考え方で変更している。また、手当を活動費に一本化することで自治会の裁量で幅広く使うことができるよう考慮して変更したとの説明を受けました。同じく一般管理費について副町長の給料はな

ぜ7月からとしているかとの質問に対し、機構改革を7月に実施する予定としており、政策調整室の廃止とあわせ、7月としたものであるとの説明を受けました。

企画振興費について、まちづくり基金事業の結果と効果はどうかとの質問に対し、住民みずから企画、運営するまちづくり事業に対し50万円を上限に補助金を交付しているもので、これまで環境整備やふれあい事業などが行われており、効果については広報でお知らせしていくとの説明を受けました。

職員給与費について、カットありきで予算編成しているのではないかとの質問に対し、当初は100%の計上をしていたが、財源不足が解消できず、将来のことも見据えて給与削減に踏み切ったとの説明を受けました。

消防費について、コミュニティ助成事業の内容について質問があり、上水道区域から外れている11の自主防災組織に対し、生活用水確保のため発電機を配置するものであるとの説明を受けました。

中学校費について、就学援助費増額の理由は何かとの質問に対し、18年度当初予算との比較すれば大幅増額であるが、その後補正を行ったことで決算見込みとの差異はなく、人数の激変によるものではないとの説明を受けました。

次に、保健体育費について、ファミリーレクリエーション大会はマンネリ化しているのではないかとの質問に対し、幼児から高齢者まで参加しやすい競技に配慮し、毎年2種類程度新しいものを追加しているとの説明を受けました。

議案第17号については、副町長は助役制度と具体的にどう違うかとの質問に対し、従来の町長を補佐するものという立場から、権限の移譲により、町の将来のために働くという立場に変わるもので、過去2年間の反省も含め将来に向け前向きな体制構築のため設置するものであるとの説明を受けました。

議案第18号、議案第20号、議案第22号から議案第27号まで及び議案第29号については質疑ありませんでした。

議員提出議案第1号については、自主的な削減の考え方について理解ができるが、削減率についてはなお不十分であるとの反対討論がありました。

議案第31号、議案第33号、議案第34号については質疑がありませんでした。

以上が、総務文教常任委員会の付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におきましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

議長（平岡 正一君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。安村忠男議員。

議員（15番 安村 忠男君） 過去これまで4年間を振り返ってみますと、町の活性化のための新規事業及び企業誘致等もこれまでなく、これまでの継続事業のみで特別の動きもなく経過してまいっております。町民に対する住民サービス、住民福祉また町職員の給与の減額、また、各委員会の委員の報酬の削減等、行政改革で実施され、町民に対しかかなりの重圧となってまいっております。住民不安は募る一方でございます。このような町政推進をこれからも続けられる政治姿勢であれば、副町長は不要と私は思いますので、議案第17号については、条例に反対をいたしたいと思います。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決をいたします。まず、議員提出議案第1号平生町議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議員提出議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の職員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号平成18年度平生町一般会計補正予算から議案第7号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件を一括起立により採決をいたします。議案第1号から議案第7号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第1号から議案第7号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成19年度平生町一般会計予算の件を起立により採決をいたします。議案

第8号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算の件を起立により採決いたします。議案第9号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成19年度平生町簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。議案第10号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議案第10号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成19年度平生町老人医療事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。議案第11号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成19年度平生町下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。議案第12号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成19年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。議案第13号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算から議案第16号平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算までの件を一括起立により採決いたします。議案第14号から議案第16号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議案第14号から議案第16号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平生町副町長の定数を定める条例の件を起立により採決いたします。議案第17号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議案第17号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う条例の整備に関する条例の件を起立により採決いたします。議案第18号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第18号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平生町防災会議条例の一部を改正する条例から議案第25号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までの件を一括起立により採決いたします。議案第20号から議案第25号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第20号から議案第25号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号一般職の職員の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第26号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議案第26号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例から議案第30号平生町地域福祉基金条例を廃止する条例までの件を一括起立により採決いたします。議案第27号から議案第30号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第27号から議案第30号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから議案第39号字の区域の変更についてまでの件を一括起立により採決をいたします。議案第31号から議案第39号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第31号から議案第39号までの件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 同意第1号

議長（平岡 正一君） 日程第4、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまは予算16件、条例13件、事件9件につきまして御議決を賜りまして誠にありがとうございました。また、議員報酬につきましても、議員提案として削減されましたこと重ねてお礼申し上げるものでございます。新年度予算におきましては、安全安心元気なまちづくりをテーマとして英知を結集して取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件1件でございます。それでは、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された事項に関する不服申し立てを審査決定するという重要な任務がございます。本町の場合、御承知のとおり、長迫の松田宏治さん、弁上の田中稔さん、そして、尾国5区の銭廣英男さんの3名の方を選任させていただいてお

りますが、そのうち、田中稔さんの任期が3月22日で満了となります。田中さんは、平成16年3月から3年間にわたりお務めをいただき、平生町固定資産の適正評価に関し多大な御貢献をいただいたところでございますが、御本人からの再任を望まない旨の申し出がありましたので、この任期に際しまして御勇退いただくことになったわけであります。後任につきましては、全町的に学識経験などの要件を踏まえ、あらゆる方面から総合的に判断をいたしました結果、大野北にお住まいの久保徳行さんを選任いたしたいと存じます。久保さんの略歴は別紙として添付させていただいておりますが、山口県信用農業協同組合連合会に34年間勤務され、金融関係あるいは総務関係を歴任され、退職された後は平生特産品センターにおいて、販売マネージャーとして御活躍をいただいているところであります。税務関係にも精通をされておられた方でありまして、さらに愛町精神に富んでいることから適任者と存じますので、ここに地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものでございます。

以上で同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。議長（平岡 正一君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

#### 日程第5 議員提出議案第2号

議長（平岡 正一君） 日程第5、議案提出議案第2号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。河本史朗議員。

議員（10番 河本 史朗君） 提案理由説明。それでは、御提案しております議案提出議案第2号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、本年6月1日から議員定数が12人になることから、それぞれの常任委員会の定数を8人から6人に改めるものであります。

以上、平生町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、今回6名の提出者を代表いたしまして提案いたすものでございます。議員の皆様におかれましては、よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（平岡 正一君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第2号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を起立により採決をいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（平岡 正一君） 日程第6、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1号の規定により、産業厚生常任委員長及び総務文教常任委員長から、お手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。産業厚生常任委員長及び総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長（平岡 正一君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。

これにて平成19年第1回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 正 一

署名議員 新 本 俊 彦

署名議員 湊 上 正 博